

令和7年第1回定例会

鋸南町議会会議録

令和7年3月 4日 開会

令和7年3月14日 閉会

鋸南町議会

令和7年第1回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	鋸南町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第1号	刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第2号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	令和6年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について
議案第9号	令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第10号	令和6年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第11号	令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第12号	令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について
議案第13号	令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第14号	令和7年度鋸南町一般会計予算について
議案第15号	令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第16号	令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第17号	令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第18号	令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第19号	令和7年度鋸南町水道事業会計予算について
請願第1号	訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について

発議案第2号

訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書（案）について

令和7年第1回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(3月4日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	5
町長から提案理由の説明、諸般の報告	5
一般質問	12
秋山 柳三 議員	12
中村 基 議員	25
緒方 猛 議員	40
竹田 和明 議員	54
散会の宣言	69

第2号（3月5日）

議事日程	70
本日の会議に付した事件	70
出席議員	70
欠席議員	71
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	71
本会議に職務のため出席した者の職氏名	71
開議の宣言	71
議事日程の報告	71
一般質問	71
笹生 あすか 議員	71
東 愛乃 議員	80
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第4号、議案第5号の一括上程	93
議案第4号の質疑、討論、採決	96
議案第5号の質疑、討論、採決	97
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
散会の宣言	101

第3号（3月6日）

議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	104
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	104
本会議に職務のため出席した者の職氏名	104
開議の宣言	105
議事日程の報告	105
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第14号の上程、説明	119
議案第15号の上程、説明	129
議案第16号の上程、説明	132
議案第17号の上程、説明	134
議案第18号の上程、説明	137
議案第19号の上程、説明	139
請願第1号の上程、委員会付託	141
散会の宣言	142

第4号（3月14日）

議事日程	143
本日の会議に付した事件	143
出席議員	143
欠席議員	143
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	143
本会議に職務のため出席した者の職氏名	144
開議の宣言	145
議事日程の報告	145
議案第14号の委員長報告、討論、採決	145
議案第15号から議案第17号の委員長報告	153
議案第15号の討論、採決	155
議案第16号の討論、採決	156
議案第17号の討論、採決	156
議案第18号から議案第19号の委員長報告	157
議案第18号の討論、採決	158
議案第19号の討論、採決	158
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	159
追加日程の決定	163
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
閉会の宣言	165

鋸南町告示第10号

令和7年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月28日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和7年3月4日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和7年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年3月4日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
5番 秋山柳三 議員
3番 中村基 議員
11番 緒方猛 議員
8番 竹田和明 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 東愛乃 議員 | 2番 篠宮真樹 議員 |
| 3番 中村基 議員 | 4番 柴本健二 議員 |
| 5番 秋山柳三 議員 | 6番 笹生あすか 議員 |
| 7番 早川正也 議員 | 8番 竹田和明 議員 |
| 9番 大塚昇 議員 | 10番 青木悦子 議員 |
| 11番 緒方猛 議員 | 12番 鈴木辰也 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|-------------|
| 町長 白石治和 | 副町長 内田正司 |
| 教育長 富永安男 | 総務企画課長 吉田修一 |
| 税務住民課長 菊間寛之 | 保健福祉課長 対馬尚子 |
| 地域振興課長 重田正行 | 教育課長 安田隆博 |
| 建設水道課長 齋藤正樹 | 会計管理者 笹生いつ子 |
| 総務管理室長 今井勝啓 | 監査委員 増田光俊 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

- 事務局 長 加藤芳博 書記 曾田敦子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和7年第1回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、東愛乃議員、9番、大塚昇議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る2月25日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 鈴木辰也委員長。はい、鈴木委員長。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る2月25日午前10時から議会運営委員会を開き、令和7年第1回鋸南町議会定例会における会期及び日程等の協議について、ご報告いたします。

今定例会の会期は本日から14日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案19件、請願1件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、4名の一般質問を行い、本日は散会といたします。明日5日は午前10時から会議を開き、2名の一般質問を行い、発議案第1号、議案第1号から議案第7号まで、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、散会といたします。明後日6日は、午前10時から会議を開き、議案第8号から議案第13号までの令和6年度補正予算について、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、議案第14号から議案第19号までの令和7年度当初予算関係については、順次上程し、当局からの説明、総括質疑を行い、請願第1号の上程、説明を行い、散会といたします。なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されてますことを併せてご報告いたします。7日から13日までの7日間は、議案調査のため休会といたします。14日は午前10時から会議を開き、当初予算関係の議案第14号から議案第19号までについての予算審査特別委員会委員長の報告を受け、質疑、討論を行い、採決をお願いします。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、秋山柳三議員、中村基議員、緒方猛議員、竹田和明議員、笹生あすか議員、東愛乃議員の6名から通告がなされております。

先ほど申し上げたように、本日は、秋山柳三議員、中村基議員、緒方猛議員、竹田和明議員4名の一般質問を行います。5日は笹生あすか議員、東愛乃議員、2名の一般質問を行います。

一般質問の時間は答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問は15分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないものといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果を報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただ今の議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から14日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員が6名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で、回数は定めないとのことあります。

お諮りいたします。ただ今申し上げたとおり決定することに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から14日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書のとおりです。

また、今定例会に提出された1件の陳情書を参考までに配布しました。

以上で議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和7年第1回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長としてご提案申し上げます議案は、令和6年度の各会計補正予算案及び令和7年度の各会計当初予算案、また、条例の一部改正の19議案であります。議案の概略をご説明する前に、新年度に向けての所信を申し述べさせていただきます。

日本の経済状況は、内閣府が2月に公表した月例経済報告によりますと、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復していると判断しており、先行きについては、雇用・所得環境が改善をする中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとする一方で、海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇や国際情勢などの影響に十分注意が必要との見解が示されております。

令和7年度の国の地方財政対策では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、国が重要課題としている自治体D

Xや地方創生の推進、地域社会の維持、再生、こども子育て政策の強化、住民に身近な社会資本の整備、社会保障施策や消防力の充実、防災、減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展など様々な行政課題に対応して、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源の総額は、令和6年度を1兆535億円上回る、63兆7,714億円を確保したとしています。

一方で、町財政の状況でございますが、財政指標である経常収支比率は、物価高などで悪化したものの、健全化の判断基準となる実質公債費比率や将来負担比率は、ほぼ横這いの傾向にあり、令和6年度末の財政調整基金の残高は、前年度末と同程度の21億円の見込みとなりました。依然として、国からの地方交付税に依存をしている財政構造ではございますが、以前と比べましても、安定的な財政運営を行うことができる水準に近づいてきていると考えております。これまで、町民の皆様のご理解のもと、長期にわたる財政健全化の取り組みが実を結び、将来に向け、安定した財政基盤の構築が図られていると判断をしております。引き続き、社会経済情勢や将来推計等を注視をしつつ、健全財政に努めてまいります。

すみません。失礼します。水を一杯含ませていただきます。失礼しました。

このような状況の中、町の重要課題である人口減少、少子高齢化に対応するためには、総合計画や総合戦略に掲げた基本目標の進捗状況や達成度を把握をし、効果検証を行いながら、町の特性と特色を活かした事業を、着実に推進をしてきたところでございます。厳しい財政状況や大きな課題もあるなか、既存の施設などの長寿命化を図りつつ、新たな方向に未来への投資をしていくことが、町の将来像の実現に向けて、確実な一歩となっていくと考えておりますので、堅実に事業に取り組んでまいります。

以上を踏まえ、令和7年度の当初予算では、人口減少を抑制をし、移住定住促進のため充実を図ってきた住宅取得奨励金などの住宅関連補助制度、通勤・通学支援助成金、移住支援金、奨学生ふるさと定住促進補助金、こども子育て支援策である結婚新生活支援補助金や子ども医療費助成、保育所・幼稚園・小中学校の給食費の無償化など多面的に講じて参りましたが、引き続き、令和7年度予算に計上をし、実施してまいります。また、町民ニーズの高かった地域の公共交通について、地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を明らかにするため、法定協議会の設置や地域公共交通計画の策定を行ってまいります。更に、課題である人材の確保と地域の活性化への取り組みを進める為、新たに地域力創造アドバイザーを中心とした組織の立ち上げなど、官民連携して、地域課題解決のための、人材登用も図っていく方針であります。加えて、長時間滞在でき、多くの人を集客できる道の駅を目指し、観光物産センターの改修や附属ようちえんへの遊具の設置など、既存の施設を活かしつつ、町内の周遊性を高める取り組みも進めてまいります。

それでは、令和7年度予算編成について申し上げます。歳入面では、町税は、個人町民税の所得割、固定資産税の償却資産の増額を見込み、令和7年度は前年度を1.9%上回る税収を見込んでおります。また、歳入の約48%を占める地方交付税は、国の地方財政計画による増加などを見込み、当初予算では、前年度を5.3%上回る計上とし

ています。一方、歳出面では、職員や会計年度任用職員に係る人件費、社会保障関係経費、一部事務組合への負担金の増、公債費の増加など、一般財源に不足が生じることから、前年度と同様に、財政調整基金を取り崩しをし、補填せざるを得ない状況となっております。なお、経常経費を押し上げている要因の一つである公債費は、県内市町村と比較をしますと、依然として高い状況で、令和5年度決算での実質公債費比率は、0.3ポイント悪化し、8.9%でございました。財政調整基金は、厳しい財政規律のもとで確保を図り、令和7年度当初予算後の基金残高は、18億4百万円あまりと、前年度を上回る見込みでございます。今後も、超高齢化時代を迎えての社会保障関係経費の増加、一部事務組合への負担金の増加、インフラや各公共施設の老朽化に伴う長寿命化対策等への多額の費用が見込まれることから、令和7年度以降も、慎重な財政運営を心掛け、引き続き、住民サービスの向上に努めてまいります。

それでは、今定例会にご提案いたします議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議案第1号、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、刑法の一部改正に伴い刑罰の「禁錮」「懲役」が廃止され、新たに「拘禁刑」が新設されることから、町条例において引用している条例を改正する必要が生じるため、それぞれ引用先の条例の整理を行う改正をお願いをするものでございます。

対象の条例は、鋸南町個人情報保護に関する法律施行条例、鋸南町情報公開・個人情報保護審査会条例、一般職の職員の給与等に関する条例、鋸南町公害防止条例、鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例、鋸南町水道水源保護条例でございます。

議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、育児介護休業法の一部改正に伴い、職員の育児や介護と仕事の両立支援を図るため、必要な一部改正をお願いするものでございます。

議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例中参照している法律の条文にずれが生じることから、整理のため必要な一部改正をお願いをするものでございます。

議案第4号、鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、本条例に規定する基準等について所要の改正をお願いをするものでございます。

議案第5号、鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第4号と同様に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、本条例に規定をする基準等について所要の改正をお願いするものでございます。

議案第6号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料賦課限度額の引上げ、保険料の軽減判定所得額の算定式の額を改めるため、所要の改正をお願いをするものでございます。

議案第7号は、鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県人事委員会の勧告に基づき、令和7年4月1日から地域手当の新設、扶養手当について所要の改正をお願いするものでございます。

議案第8号、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,287万4千円を減額し、補正後の総額を47億908万6千円にしようとするものでございます。

住民税均等割非課税世帯給付金事業など5事業、6,432万9千円を令和7年度へ繰り越しして執行するため、新たに繰越明許費の設定をお願いするとともに、地方債の補正のほか、各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。なお、財政調整基金関係では、財源不足により取り崩す予定の繰入金2億705万4千円を減額をし、令和6年度末の財政調整基金の残高は、21億102万円となる見込みでございます。

議案第9号は、令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてでございますが、歳入歳出それぞれ755万4千円を追加をし、補正後の総額を、10億5,655万5千円にしようとするものでございます。歳出の主なものは、財政調整基金積立金について、前年度繰越金の2分の1を積み立てをするため659万9千円の補正をお願いするほか、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整による補正をお願いするものでございます。

議案第10号、令和6年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてでございますが、歳入歳出それぞれ397万1千円を減額をし、補正後の総額を1億6,309万5千円にしようとするものであります。

決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整をお願いするもので、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定等による補正をお願いするものであります。

議案第11号、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,985万1千円を減額をし、補正後の総額を、15億8,985万7千円にしようとするものでございます。決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整による補正をお願いをするものでございます。

議案第12号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第3号についてでございますが、収益的収入では、30万1千円を追加をし、補正後の総額を8,415万円とし、収益的支出では、279万2千円を追加をし、補正後の総額を、1億570万7千円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出では、事業費の確定により、23万3千円を増額をし、補正後の総額をそれぞれ、2,826万3千円にしようとするものであります。

議案第13号、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてであります。収益的収入では、380万円を減額をし、補正後の総額を5億978万4千円とし、収益的支出では、2,071万9千円を追加をし、補正後の総額を、5億1,739万円にしようとするものでございます。

資本的収入では、事業費確定により960万円を減額をし、補正後の総額を、1億1,810万円とし、資本的支出では、事業費確定により338万1千円を減額をし、補正後の総額を、2億7,096万円にしようとするものでございます。

議案第14号、令和7年度鋸南町一般会計予算についてでございますが、歳入歳出それぞれ、46億2,656万円と決めました。前年度当初予算に比べますと7.2%、3億1,022万4千円の増額となりました。

はじめに、歳出の主な事業を申し上げますと、総務費では、庁舎エレベーター改修事業、地域公共交通活性化協議会設置事業、テレワーク環境整備事業、参議院議員選挙費。民生費では、障害福祉サービス事業、子ども医療費支給事業。衛生費では、妊婦のための支援給付金事業、一般廃棄物処理施設整備、運営事業、広域廃棄物処理施設整備事業。農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託事業、中山間地域等直接支払制度事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、水産物供給基盤機能保全事業、保田漁港。商工費では、移住定住事業、地域商品券発行事業、地域力創造事業、観光物産センター改修事業、都市交流施設幼稚園遊具設置事業。土木費では、住宅取得奨励金交付事業、道路長寿命化修繕事業。消防費では、地域防災計画策定事業、Jアラート受信機更新事業。教育費では、GIGAスクール端末更新事業、中学校野球場付帯施設改修事業、給食センターボイラ配管等改修事業。

次に各会計への繰出金につきましては、国民健康保険特別会計等3つの特別会計には、3億2,644万2千円、企業会計へは、病院事業会計に8,905万4千円、水道事業会計に1億74万円を計上をいたしました。

次に、一部事務組合・広域連合への負担金関係につきましては、安房郡市広域市町村圏事務組合負担金が2億3,736万8千円、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金が1億4,723万1千円、鋸南地区環境衛生組合分担金1億5,683万4千円、人件費関係では、議会議員及び特別職の給与費及び共済費は、前年度と比較し、2.6%、279万4千円の減、1億411万8千円を計上いたしました。また、会計年度任用職員を除く、一般職の給与費及び共済費は、前年度と比較し、0.7%、429万3千円の増、6億2,998万1千円を計上いたしました。このほか、会計年度任用職員の給与費及び共済費は、前年度と比較し、12.6%、2,230万6千円の増、1億9,942万2千円を計上いたしました。

次に、歳入であります。町税は7億2,827万8千円で、1.9%、1,387万5千円の増額を見込みました。

次に地方交付税であります。普通交付税20億円と、特別交付税2億円の合計22億円を見込み、前年度比1億1千万円の増額で計上いたしました。

繰越金は、前年度と同額の1億円を計上し、予算調整の結果、不足する一般財源は、財政調整基金から、2億9,681万円を繰り入れることといたしました。当初予算後の財政調整基金の残高は、18億421万1千円となる見込みであります。

議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は9億9,624万7千円で、前年度比5.0%、5,232万円の減額となりました。

主たる歳出では、保険給付費は7億1,543万9千円で、前年度比3.8%の減、国民健康保険事業費納付金は、2億3,212万7千円で、前年度比9.1%の減となりました。主たる歳入では、保険料は、前年度比13.9%減の、1億5,600万8千円、県からの交付金は、前年度比3.6%減の7億4,123万8千円を予定いたしました。

議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、1億7,177万8千円で、前年度比2.8%、471万2千円の増額となりました。

主たる歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は、1億6,285万3千円で、歳出総額の94.8%を占めるものであります。主たる歳入では、医療保険料は、前年度比2.4%増の1億2,267万2千円を予定いたしました。

議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、14億8,500万6千円で、前年度比1.3%、1,944万5千円の減額となりました。

主たる歳出では、保険給付費が前年度比1.7%減の、14億922万円で、歳出総額の94.9%を占めるものであります。主たる歳入では、第1号被保険者保険料が前年度比1.7%減の、2億9,494万6千円、町からの繰入金は、保険給付費と地域支援事業及び事務費に充当するもので、1億9,722万1千円を予定いたしました。

議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてでございますが、収益的収入は、一般会計負担金が58万7千円、一般会計補助金が7,599万8千円、財団からの負担金100万円及び文書料231万円等を合計し、前年度比0.8%減の8,315万8千円を予定いたしました。収益的支出では、企業債償還利息103万5千円、減価償却費2,311万2千円、指定管理者交付金7,231万円及び町が負担すべき経費を合計し、前年度比0.1%増の1億300万7千円を予定いたしました。

資本的収入では、病院設備改修に係る企業債、830万円及び一般会計出資金、1,246万9千円を予定し、資本的支出では、建設改良費830万円及び企業債償還元金1,246万9千円、収入支出ともに、合計で2,076万9千円を予定いたしました。

議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入は、前年度比4.2%減の4億9,121万5千円を予定をいたしました。収益的収入のうち、給水収益は2億5,436万7千円、一般会計補助金は、前年度比36万円増の1億74万円、市町村水道総合対策事業県補助金は、前年度と同額の9,600

万円を予定いたしました。収益的支出では、前年度比0.7%減の4億9,113万9千円を予定いたしました。支出には、南房総広域水道の受水費、1億5,099万円が含まれております。

資本的収入では、配水施設改良事業及び浄水施設改修事業に係る企業債、7,340万円を予定し、資本的支出では、建設改良費、1億81万7千円及び企業債償還金7,666万8千円、合計で、1億7,748万5千円を予定をいたしました。

令和7年度の一般会計、そして特別会計及び企業会計を合わせた町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比1億3,784万4千円の増、80億7,199万1千円となるものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、副町長及び担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、出産祝品の贈呈についてご報告を申し上げます。昨年2月から12月までに19名のお子様が誕生されました。本年度も、配布をご希望されたご家庭に対し、玄関先等にて、お祝い品の桜の苗木を配布をさせて頂きました。お子様の健やかなご成長と、ご家族のご多幸をお祈り申し上げます。

次に、花観光について申し上げます。はじめに、花まつりの第1章であります水仙まつりは、12月7日土曜日から2月2日日曜日まで開催されました。本年は、12月中旬から咲き始め、1月の中旬には見頃を迎えました。寒波の影響など寒い日が多かったため、日の当たりにくい場所では、2月中旬でも花を楽しんでいただくことができました。期間中の1月12日日曜日には、保健福祉総合センター駐車場にて、水仙マルシェが開催され、多くの方でにぎわっておりました。2月2日までの期間中の入込としては、昨年を上回る、3万9千人となりました。

第2章となります朝桜まつりは、2月8日土曜日から3月9日日曜日までの期間で開催しております。本年の頼朝桜は、1月27日に開花が確認され、昨年より5日早い開花宣言となりました。開会宣言後、気温の低い日が続き、開花が進みませんでした。その後、天候にも恵まれ、2月下旬には役場庁舎前の原木は、満開を迎えております。また、保田川沿いや佐久間ダム周辺でも、濃いピンク色の桜を楽しむお客様でにぎわいを見せておりました。

その他、期間中には、保田駅を発着場所として、保田川沿いの頼朝桜をめぐる、個々に楽しむことが出来るJR主催の駅からハイキング「鋸南 頼朝桜と春の里山をめぐるハイキング」を開催しております。また、佐久間ダムでは、夜桜と竹あかりを楽しんでいただけるよう、竹灯籠による桜のライトアップを実施しております。

花まつりの最終章となります桜まつりは、3月15日土曜日から4月6日日曜日までを期間として開催をいたします。桜まつり期間中のにぎわいイベントとして3月29日土曜日に、佐久間ダム公園にて、お花見マルシェの開催を予定しておりますので皆さまぜひご来場ください。

次に菱川師宣記念館の展覧会について申し上げます。菱川師宣記念館では現在、「歌川スリー 歌川派の三巨匠、国芳、豊国、広重」を3月16日まで開催しています。三人の役者絵や武者絵の名品のほか、広重の保田海岸や鋸山などの房総風景版画も多数展示しています。ぜひご覧いただきたいと思います。

次に鋸南病院に派遣をされている医師について申し上げます。現在、内科医としてご勤務いただいております藤里秀史医師におきましては、3月をもって千葉県からの派遣期間が終了となります。藤里医師におかれましては、令和5年度から2年間にわたりまして、町民に対し、親身に診察・治療していただきましたことを、深く感謝申し上げますとともに、藤里医師の今後のご活躍をご期待申し上げます。

最後に鋸南町表彰条例による表彰について、申し上げます。本年度は、善行表彰として、池田京子（けいこ）様、1名が表彰を授与されます。しかしながら、池田様におかれましては本年2月にお亡くなりになったというご連絡をいただきました。この場をお借りし、ご冥福をお祈り申し上げます。後日ご遺族に記念品とともに表彰状をお届けする予定であります。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしく、お願い申し上げます。

1点訂正をさせていただきたいと思います。先ほどの表彰条例の池田京子（けいこ）様とお読みしましたが、池田京子（きょうこ）様であります。訂正させていただきます。

○議長（青木悦子）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願います。
〔発言なし〕

○議長（青木悦子）

ないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。
ここで午前10時55分まで休憩をいたします。

…………… 休憩 ・ 午前10時45分 ……………
…………… 再開 ・ 午前10時55分 ……………

◎一般質問

◎5番 秋山 柳三

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。
日程第4、一般質問を行います。
今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、6名から通告がなされております。はじめに、5番、秋山柳三議員の質問を許します。はい。5番、秋山柳三議員。

〔5番 秋山柳三 質問席につく〕

○議長（青木悦子）

もう一度手を挙げていただけますか。

5番、秋山柳三議員。

[ベルが鳴る]

○5番（秋山柳三）

それでは、一般質問させていただきます。質問事項は3点です。

まず、公共交通についてですが、地域の公共交通のあり方について伺います。地域公共交通会議に関し、オンデマンド交通の実証運行について伺います。事業費約2,660万円に対し、収入は40万円ほど。利用者数は968人で、1日平均3.98人の結果で、決して良い結果であったとは思えません。どのような課題があると分析しているのか。また、実証運行の結果について、どのような評価をし、今後の公共交通施策の方針はどのようなものなのか。

続いて2番目として、循環バスは、高齢化が進む当町にとっては、なくてはならない重要な公共交通だと思っておりますが、毎年大きな赤字を生んでいる。赤字の解消になるまでとは言わないが、赤字を縮小しようとする取り組みは行っているのか。

続いて2点目ですが、物価高騰対策についてお聞きします。最近の物価高騰は著しく、食品から生活用品まで、全てが値上がりしていて、庶民の生活を圧迫しています。国が電気料金に対し、使用料の多い3月まで助成するとしていますが、町は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、地域商品券を発行する計画ですが、当町は高齢化率も高く、年金に依存している世帯も多いと思われるので、水道料金値下げなど、またさらに上乗せするよう独自の物価高騰対策を実施できないものなのか。

3点目としては、少子化対策についてですが、全国的な課題となっている少子化対策ですが、当町の各種の子育て支援策は完璧とまでは言えないまでも、評価に値するものと思っております。そこでさらに支援を拡充するものとして、子育てに至る前の妊娠・出産の段階での支援を拡充してはいかがでしょうか。一例を挙げれば、出産子育ては応援給付金の拡大や保険から給付される一部金を引いても、なお、支出が上回る出産費用の無償化など、子育て支援についてどのように考えているか、検討する余地はあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（青木悦子）

議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

秋山柳三議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の公共交通についてお答えをいたします。ご質問の1点目、実証運行の結果と今後の方針についてでございますが、高齢化の進展に伴う公共交通に対する社会的なニーズを捉えるとともに、交通基盤の充実の検証のために、オンデマンド交通の実証運行

を令和5年10月から1年間実施をいたしました。この実証運行の結果につきましては、町民の皆様には、令和6年町報11月号において、利用実績などをお知らせをいたしました。また、議員各位には、令和6年8月の議員全員協議会にて実証運行中ではございますが、利用実績、ヒートマップ、乗降場所の利用状況、アンケートの結果や自由記載などをご報告をさせて頂きました。更に、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する地域公共交通会議においても、令和6年8月、9月、令和7年1月と、随時、実証運行の結果を報告し、様々な意見を頂戴をしたところでございます。議員ご指摘の事業費につきましては、年間で2,659万円となっておりますが、国庫補助金や特別交付税を合わせ、約1,500万円が充当されておりますので、実質的な町の負担は、約1,160万円程度となっております。利用者については、近隣市及び同規模自治体で行っている事例を参考に、当初の利用人数は、3.4人と想定をして、目標を5人と設定をしておりました。結果的に3.98人と想定を上回っているものの、目標には達しなかったと捉えております。

本事業は、当初から実証運行として実施をしておりますので、ニーズの把握や課題の抽出などが、主な目的として運行しております。その意味においては、利用者や未利用者へのアンケートにおけるご意見、利用ニーズの高い乗降場所、曜日、時間帯の抽出など、様々な結果が得られております。事業費、利用人数などで、ご意見があるかと思われませんが、意義のある実証実験であったと感じております。この実証運行結果などを基に、地域公共交通会議における議論の中で、様々な意見が交わされ、地域公共交通計画の策定に向けた動きに繋がっております。

また、現在の地域公共交通会議は、道路運送法に基づく会議体となっておりますが、今後は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会への移行を目指し、地域の関係者の活発な議論を通じて、町が運営する公共交通だけでなく、地域公共交通全体にわたる多様な取り組みを関係機関と推進をし、持続可能な地域公共交通の充実を図ってまいります。

ご質問の2点目の、循環バス運行の取り組みについてでございますが、循環バスの収支におきましては、令和5年度において、運行委託料が2,146万円に対し、バスの運賃収入は209万円となっております。1,937万円の赤字となっております。しかしながら、地方バス路線運行維持対策に要する経費として、特別交付税措置が1,550万円ほどが国から交付されているため、町の実質負担は400万円程度となっております。

循環バスは、町民の足としての認知度は高く、また、花観光の時期には、立ち乗車のお客様もいる場合もあることから、現在の町にはなくてはならない公共交通と認識しております。赤字の解消という点においては、短期に劇的な改善は難しいと思われませんが、JRのダイヤ改正に伴う運行表の見直しなど、日常の生活に即した改善を考慮しつつ、運行事業者と協議をしながら、町の財政負担が少しでも縮減できるよう努力してまいります。

2件目の物価高騰対策についてお答えいたします。ご質問の独自の物価高騰対策を実施できないかについてであります。近年の食品、資材、エネルギー等の物価高騰につきましては、私も肌で感じているところでございます。令和7年度当初予算においても物価高騰対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した商品券発行事業の予算をお願いしている次第でございます。

この商品券発行事業については、家計負担の軽減に加えまして、町内での消費を促す相乗果があり、かつ、町民全員を対象とすることから公平性も確保されている事業となっており、町としての物価高騰対策事業として選択してまいりました。

議員ご指摘にあるような水道料金の軽減については、令和2年度と令和4年度に基本料金の免除という形で実施をいたしました。この際にも新型コロナウイルス関連の臨時交付金を活用しての事業となっております。現在の財政状況を鑑みても、一般財源のみを充当しての物価高騰対策を実施することは、総合的に判断して難しい状況であると認識しております。

今後も、国の動向を注視しながら近隣自治体の事例を参考に、住民の方々はもとより幅広い方への支援の方法について研究してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3件目の少子化対策の方策についてお答えいたします。

ご質問の、出産育児一時金を上回る出産費用の無償化の検討をする余地はあるかについてでございます。出産育児一時金制度は、出産に係る費用負担の軽減を目的として、公的医療保険の国民健康保険、各種社会保険、共済組合等から出産時に1児あたり50万円が支給される制度であります。また出産育児一時金制度には、公的医療保険から医療機関に対し、出産育児一時金を直接支払う制度があり、この制度を利用することにより、出産時の経済的負担を軽減をし、安心して出産を迎えられる仕組みとなっております。また出産費用が50万円を下回る場合には差額が本人に支給される制度でございます。

議員ご質問の出産費用の一部無償化につきましては、出産費用は各施設により金額設定が異なり、入院時のサービス内容等も多岐にわたることから、無償化は実施されていない状況で、近隣市においても同様の状況となっております。

今後も、国の制度改正や近隣自治体の動向を見つつ、検討してまいりたいと考えております。

鋸南町では、妊婦・妊産婦に対する切れ目ない伴走型の支援として、不安や困りごとに寄り添い、専門職による面談や個別訪問をはじめ、様々な情報を提供しております。併せて、国の出産・子育て応援交付金事業による出産、育児にかかる経済的支援も行っております。今後も安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、支援を継続してまいりたいと考えております。

以上で、秋山柳三議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

秋山柳三議員、再質問はありますか。はい。5番、秋山柳三議員。

○5番（秋山柳三）

オンデマンド交通について再質問します。まず、なぜ登録制にしなければいけなかったのか。登録制にしたことによって、利用者数、収入ともに少なくなった原因ではないのか。お聞きします。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

今回のオンデマンド交通の実証実験につきましては、事前に予約制となっておりまして、予約するに当たりまして、登録をしていただくような形をとっております。当然のことながら、配車したときに家の近くに車がいけないというような状況も想定されますので、事前の登録制とした次第でございます。

登録にあたりましては、パソコン等で登録する方法や、電話で登録する方法もございますので、そちらの登録の仕方につきましては、いろいろな方法でできたんじゃないかと感じている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山柳三議員。

○5番（秋山柳三）

目標数値がね、5人と低く、設定することを考えても、これは当初から大幅な赤字になることは想定されていなかったのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

町長答弁にもありました通り、近隣自治体を基に5人という目標を立てておりました。実証運行ということで、当然のことながらどのぐらいの規模の利用があるかもわかりませんので、ただ近隣自治体を見ましても、赤字の状況が続いているというのは聞いております。当然のことながら、赤字になるというふうなことを想定しておりましたが、実際にそれ以上、目標には達成せず、それ以上の赤字が出たというふうには考えております。

○議長（青木悦子）

はい、秋山柳三議員。

○5番（秋山柳三）

そしたらね、なぜ当初半年間を予定したんですか。前期後期のその間に、見直しはなぜしなかったのでしょうか。特に後期は特別交付税が少なく、そのほとんどが一般財源で賄われている補助金制度に期限があったのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

上半期につきましては、令和5年10月から令和6年3月までにつきましては、国の交付金を活用しまして、過疎地域に対する交付金がございます、その交付金を活用して実施しました。そちらにつきましては定額補助でございます、その部分を使ってございます。後半につきましては、交付金の単年度しか使えないものでございましたので、後半につきましては新年度になっていたということで、交付金等が活用できなかったという状況でございます。

特別交付税につきましては、デマンド交通は交付税の対象になっておりまして、8割の補助が出ることにはなってるんですが、走行距離によってですね、補助の基準が決まっております、循環バスのような定期路線で走ってるものにつきましては、満額ほぼつくような状況でございますが、デマンド交通につきましては、使ってなければ使わないほど距離が短くなるということでございますので、交付税についても少なくなっていくということでございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

それではね、乗車料金の500円は妥当だったのか。またその根拠はどこにあったのか。アンケートの回答の中には、高齢者なので、安い方がありがたい。2～300円くらいなら利用しやすいなど、料金に疑問を感じる場所がありますが、それはどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

この500円につきましても、地域公共交通会議で最初の時にですね、金額を皆さんにお諮りしまして、この金額でどうかという協議の中で決定した次第でございます。ただあくまで実証実験でございますので、実証実験の中で様々な議員おっしゃる通りですね、意見もありました。様々な意見の中でですね、今後、本格運行する場合はですね、その実証実験を基にですね、金額の方の設定について考えてまいりたいという次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

利用者対象の令和6年9月30日の実証運行の最終日のアンケートですね。これによりますと、佐久間地区の登録者が10%、保田地区が30%、勝山地区で60%で、年代別ですと、70代から90代で90%を占めているということになってます。そういう地域利用者の年齢を見ても、必ずしも山間部が多いわけではないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員ご指摘の通りだと思います。最初はですね、やはり山間部の方から来る方が多いんじゃないかというようなことを考えておりましたが、アンケート結果を見る限りでもですね、ちょっと想像してたものとは違った部分があったかと思っております。その辺も含めまして、あらゆるデマンドで得た結果の方ですね、今後の法定協議会の中で、このような結果があったというものを基礎にですね、地域の公共交通のあり方を考えていくべきだと考えている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

70%のね、高齢者がアプリでは予約していないんですよね。難しいんじゃないかなと思いますけれども、この予約自体には問題はなかったのでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

先ほどの答弁と重複いたしますが、あくまで実証実験ということで、今回このような取り組みをした次第でございます。いろいろな意見も賜りましたので、それを基に今後本格実行する場合は、その部分についても検討してまいりたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

そうしますとね、利用者アンケートによりますと、今後も利用したいという方は、ほぼ全員。それから80%の方がほぼ満足というような結果が出てるんですよね。これは結構なことですけども、それではなぜ利用者が少ないのか。ちょっと矛盾してるんじゃないでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

アンケート結果を見る限りですね、利用していただければ、その便利さっていうのはわかっていただけるというものだと思います。実際利用されてない方がいらっしゃるということは、単にですね、何か他の公共交通の利用や自家用車等ですね、利用等もある中で、他の交通手段を使われてる事例があるんじゃないかと思います。その辺も当初はですね、うちの方はもう少し大きなニーズがあるんじゃないかと。他市町村でもですね、このデマンドについては、いろんところで取り組みが始まった時でございますので、これを導入することによって、公共交通の体系がですね、変わるんじゃないかと

いうことも期待を含めてですね、実証運行をした次第でございますが、アンケートの結果の通り、ちょっと利用者については伸び悩んでしまったということでございます。しかしながら、利用者からいただいたアンケートを見ますと、大変、先ほど委員おっしゃっていただいた通りですね、80%の方がまた使いたいと、その他にもですね、免許を返した時に、こういうオンデマンド交通を使いたいというような意見もございましたので、今後ですね、公共交通会議の中でですね、また検討を進めてまいりたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

私の聞いた話ですがね、例えば予約時間内に申し込んだんだが、受付を断られたとかね、あるいはステップが、これ実際のバスの中で、ステップが高いため運転手さんに手を借りようとしたら断られた。そういういろんな事例があるんですけども、そういうサービス業としての初歩的な問題はなかったのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

そのような苦情もですね、一部あったと聞いております。その辺につきましては、対応できる場所はすぐに対応した部分もございますが、先ほどの予約については、他のところを行っていてですね、どうしても経路としてできない場合は、当然お断りせざるを得ない状況があったと思います。車両1台で今回実証実験ということで対応しておりますので、その辺も含めてですね、今後本格運行する場合であれば、どのような方法がいいかっていうのを考えている次第でございます。

○議長（青木悦子）

秋山議員。

○5番（秋山柳三）

そうではなくて、今のじゃなくって、何時に予約しようと、あるいは次の日に予約しようと、それを予約時間内に電話したらしい。でも断られたって言うんですね。その辺についてはどうでしょうか。要するに予約係っていうんですか。そっちの方の問題があったんじゃないでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

その辺につきましては、ちょっと把握しておりませんので、もしそのようなことがあれば、次はないような対応を取るっていうのが当然行政としてのあり方だと思いますので、本格運行する場合は、そのようなことがないように対応してまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

この実証運行はね、一体誰の為にあったのか。交通弱者である高齢者の為ではなく、結果を見てると、単なる事業者の為にやったんじゃないかなと思われるようなところがあります。それはどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

この実証運行につきましては、総合計画を策定する中でもですね、交通政策の充実を求めている住民の方のですね、ご意見を参考にですね、新たな交通政策を考えるということで、このデマンドというのがですね、各地で進め始めた時だったので、導入をしてみようということで実証運行をした次第でございます。その実証運行した結果の中でですね、求めているニーズと、うちの方が行ったサービスが折り合っていなかったのかもしれませんが、その辺も含めて、今後の公共交通をですね、作っていく関係の計画について活かしていきたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

そもそもこのアンケート自体が、回答者が利用者の中でしょうから35人ぐらいと少なくって、信頼性に欠けるものと思われるところがありますが、もっと多くの町民の声を聞いてから始めるべきではなかったでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

その辺の反省も含めまして、今後の法定協議会の中で地域公共交通計画を策定する予定でございます。令和7年度の当初予算においてですね、地域公共交通会議、法定協議会の方に移行しまして、地域公共交通計画を策定する中でですね、公共交通全般のですね、アンケートを実施して、どのようなニーズが一番いいのかというのを検討しながら計画を作っていく予定でございます。今回のものにつきましては、あくまでデマンド単独のアンケートとなっておりますので、その辺も含めた中で、総合的に公共交通計画の持続的な可能性を含めながら、進めてまいりたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

わかりました。今後本格運行を考えるのであれば、各課題を検討していただきたいと思えます。

続いて、公共交通機関で循環バスについてお聞きします。赤字縮小については、今後も継続して行っていただきたいと思いますが、車椅子利用の障害者に関しては、指定された場所での乗降しかできなくて、フリー乗降にはなっていないのではないかと。障害者こそ、優遇されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

車椅子の乗車につきましては、車のですね、後ろから機械が降りまして、乗せられるような形のタイプのバスになってます。そうしますと、運転手が1人でワンマンで運転しておりますので、当然のことながら、安全を配慮しながらやらなければいけないということがございます。そうしますと、当然、1人で突然いらっしゃっていただいた中でですね、対応ができないことも多々ありますので、事前にですね、連絡していただいて、予約をしていただいて、対応するような状況がございます。しかしながらですね、当日もし予約なく来ていただいたとしてもですね、安全な所にバスを止めまして、車椅子等をですね、持ちながら、運転手の方で対応できるようであれば、車の方に乗せるような対応をさせていただきたいと考えてる次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

なんか3ヶ所ぐらいしかない。それは増やしていただくとか。そういうような考えは。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

その辺につきましては、バス運行者とですね、協議しながら進めていかなければいけないことだと考えておりますので、極力ですね、乗れる場所については、安全が確保できるところがあるようであれば、広げていきたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

循環バスについてもう一点。例えばね、公民館で乗る場合ですが、おどやで買い物したお客さんも、高齢者の方もだいぶ含めて待合する停留所っていうんですか、そういう所がないっていうか、雨の日などは特に気の毒な状態で、屋根付きの停留所というものは考えていただけますでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

循環バスの停留所につきましては、過去にですね、小学校や中学生の子どものスクールバスの為の時に、待ってるのがいけないということで、雨とかの対応の為に、バス停の屋根とかを建てることは過去にあります。今はですね、そのようなことは行ってないので、町としましても、基本的にはバス停について今ある建物があつた場合はですね、壊れてるようなことがあつた場合はですね、撤去の方向で今動いております。

中央公民館のところのバス停につきましては、基本的には最初4分団の詰所の前に設置されていたのが、今の場所に、いろいろな事情で動いたということになっております。基本的には屋根につきましては無いんですが、中央公民館のですね、玄関等を活用して待っていただくようなことを前からお願いしているところがございますが、確かにバス停のところには特にそのような記載がないので、そちらで待っていただくような周知ができるように、何か取り組みを進めていきたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

よろしくお願ひいたします。

次に、2番目の物価高騰対策についてお聞きします。まず町長さんにちょっとお聞きしたいんですけども、今お米10キロの価格はご存知でしょうか。

○議長（青木悦子）

副町長。

○副町長（内田正司）

10キロで5千円ぐらいかなという認識ですけども、私の認識が違ってたら。

○5番（秋山柳三）

何キロですか。

○副町長（内田正司）

5千円ぐらい。

○5番（秋山柳三）

何キロで。

○副町長（内田正司）

10キロで。

○5番（秋山柳三）

10キロで。

○副町長（内田正司）

ぐらいの認識ですけど。私もそんなに頻繁に買い物に行くわけでもない。もし世間と乖離していたら申し訳ないです。そういう認識です。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

今お米10キロの価格はですね、大体8千円、その品物によっても、ランクですか、によっても違いますけれども8千円ぐらいですね。5キロですと4千円強。これが平均的な価格です。令和7年に予定している商品券発行金額が1人5千円ということなんですけれども、商品券では10キロのお米は買えないということですね。仮に5キロのお米を買ったら、お釣りがわずかに残るしかない。そういうような状況なんですけれども、そこで平等性を考えた場合には、町独自の対策として、水道基本料金の免除が妥当と思われませんが、この辺はいかがですか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

先ほど町長答弁にもありました通りですね、今の高騰対策につきましては、財政的な観点からも含めまして、国からの交付金を活用して行っております。その辺を含めまして、商品券を配ることによりまして、皆さん、今までも活用は90後半、ほとんど皆さん、配った方は使っていただいているというふうな認識でございます。またその配られた商品券を地元の町内ですね、商工業者の方に使われるということで、地域の活性化にも繋がるという観点からですね、そのような取り組みをしているところでございます。水道のですね、減免ということも過去に2度やっておりますが、あくまでその時は新型コロナウイルスの景気が低迷した時のことございまして、今物価高騰につきまして、電気代とかその部分も高くなっているとは思いますが、町としましては、地域の経済活性化、さらに物価高騰対策を一挙両得というような取り組みを進めている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

物の値上がりはね、個人ではどうしようもできないことであって、国なり町なりの政策に頼らざるを得ません。今みんな困ってるわけなんですよね。今必要なことにお金をかけるべきではないのでしょうか。あるいは交付金の活用した商品券の増額などは考えてはいただけませんかでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

地域商品券のみちょっと議員さんの方でお話しておりますが、国の方の政策ですね、非課税世帯の方にもですね、交付金を給付しております。その辺も含めましてですね、国の方の交付金を全て活用してですね、町としても取り組みを進めている次第でございます。なかなかですね、財政的にも裕福な町ではございませんので、全て単独事業でやるってことは大変難しい状況だと思います。上乘せするにしても、なかなか難しい状況であると考えておりますが、日本の物価高騰はですね、需給バランスの崩れとか、

原材料費の上昇、円安、賃金上昇など、複数の要因によって生じていると考えられます。日本銀行によりますと、2024年以降もですね、物価上昇傾向が続くと予想されるが、そのペースは徐々にですね、鈍化していくという見解が出されております。そうしますとですね、なかなか単独事業でですね、やるっていくことは難しいというふうに判断しておりますので、総合的な観点からですね、今後政策についてはですね、考えていきたいという次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

一つよろしくをお願いします。

続きまして、3点目の質問になります。少子化対策の一環として、お産費用の無償化についてですが、答弁の中にありました国の出産子育て応援交付金事業とは、具体的にはどのようなものでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

お答えいたします。こちらの事業につきましては、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的に支援を行うものでございます。妊娠届時に一児につき5万円、お子さんに月5万円、それと、その後胎児の数によるんですが、その数に5万円、合計10万円を支給しております。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

私もいくつかの病院で確認したんですけど、まず出産費用が50万円を下回るころはありませんでした。この問題は個人差、個人差ということは妊婦さんのですね。個人差があるために、非常に難しいことは承知の上で、あえてお聞きしますが、出産費用としては、入院期間が1週間前後が多く、費用合計では、一般的には60万から65万ぐらいで、さらに無痛分娩、帝王切開あるいは不妊治療など高額な費用がかかるわけです。まれに生まれた赤子の不具合、母体の不具合などにより加算され、負担の増加になります。そこでお聞きしますが、個人的な部屋の選択などを除き、国の制度改正や近隣自治体の動向とは関係なくしてですね、町独自の事業として、例えば住宅取得奨励金と同様に、公で認められている費用の無償化はできないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

お答えいたします。町長の方も答弁をいたしました。近隣のそういった支援も含めまして、検討してまいりたいと考えます。

○議長（青木悦子）

はい、秋山議員。

○5番（秋山柳三）

子どもを産むね、若い親の世代には、その差額分が家計の大きな負担になっているわけですし、町独自の政策で考えていただければ、少子化対策にも繋がるのではないかと思います。今後、一つ検討のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（青木悦子）

以上で、秋山柳三議員の質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩とします。なお、善行表彰の発表が午後1時25分から議場で行われます。時間前に参集お願いいたします。

…………… 休憩 ・ 午前 11時35分 ……………

…………… 再開 ・ 午後 1時30分 ……………

◎一般質問

◎3番 中村 基

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。3番、中村基議員の質問を許します。

[3番 中村基 質問席につく]

○議長（青木悦子）

3番、中村基議員。

[ベルが鳴る]

○3番（中村基）

私からは3点の質問です。

1、後期総合計画及び総合戦略の策定について。当町の過疎高齢少子化は将来推計で令和6年12月現在、6,695人でしたが、5年後、5,800人、14%減、さらに15年後は当初の推計を下回り、3,500人、48%減、高齢化率は51%超が予想されます。何もしなければ、経済、集落、生活様式、交通手段、インフラ等、日常生活が立ち行かなくなります。消滅の危機を乗り越え、未来の人たちに鋸南町を残す為に、総合計画と総合戦略を立案したのである。官も民も計画は必達。形骸化は何としても避けなければなりません。その為には、従来の発想や仕事の進め方にとらわれることなく、自ら切り開く行動力とスピードが必要ですが、今の私達は実践できているのだろうか。また、諸課題への解決能力は蓄積できているのだろうか。令和7年度次期計画作りにあたり、以上の観点で質問します。1、過去4年間の前期総合計画及び総合戦略運営上の課題と次期計画運営の活かし方。2、今後の総合計画と総合戦略の関連、位置付

け、運営。3、総合計画及び総合戦略の今までの作り方における課題と時期計画への活かし方。4、DX推進のシナリオ。以上を伺います。

2、地域公共交通計画の策定について。将来の交通手段のあり方を地域公共交通計画を通して作り上げることが決まりましたが、その目的と進め方及び前回質問の懸案事項について伺います。1、地域公共交通計画策定意義と進め方。2、循環バスの富楽里乗り入れ、保田スーパーのバス停設置、JR駅接続時間の見直し、要望の進捗について、以上を伺います。

3、人材育成について。鋸南町にとって、今回取り上げた二つの課題は、それに限らずですね、次々と各種の難題が降りかかってくると思いますが、突破を可能にするのは、最後は人材です。行動力と想像力に富み、時代の変化に即応できる人材こそ、直面する課題への最強の武器です。今こそ、次世代の若者たちに、管理監督者層は一層の活躍の場とやる気あふれる風土を市内に作り出し、ともに育つ必要があると考えております。そこで、当町における人材育成について質問します。現在の人材育成の進め方と課題、そしてこれからの人材育成のシナリオ。以上お願いします

○議長（青木悦子）

中村基議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

中村基議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の後期総合計画及び総合戦略の策定についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、前期総合計画及び総合戦略の運営上の課題と次期計画運営への活かし方についてであります。現在の総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略につきましても、毎年6月にPDCAサイクルに基づく実施状況、進捗状況を各課から提出し、評価分析を行いながら、KPIに基づく評価分析も同時に行っております。その後、まち・ひと・しごと創生推進会議を開催をし、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定をいたしているところでございます。

本年度に頂いたご意見としては、学校でのふるさと教育に一生懸命取り組んでいることを大変評価をしている。地域の方々にも伝える場があるといいと思う。移住者向けの住まいの確保が不十分ではないか。出生数が減少しているが、働く場の不足との関連性はないのか。耕作放棄地が増加をしているがどのような取り組みをしているのかなど、様々なご意見を頂戴いたしました。会議終了後には、検証結果を速やかにホームページに公開し、町民の皆様にお知らせをしております。

ご質問の2点目の、今後の総合計画と総合戦略の関連位置づけと運営方法についてありますが、総合計画は、町の総合的な振興・発展などを目的としたもので、町の事業全般について対象としたものであるのに対し、総合戦略は人口減少の克服・地方創生等に特化したものと理解しておりますが、町が抱える課題や解決へ向けた施策という点では、密接に関連付けられているものと考えております。

運営方法については1点目の答弁のとおりP D C Aサイクルに基づく評価等をおこない、K P Iに基づく指標の分析も同時に行うこととしております。

ご質問の3点目の、総合計画及び総合戦略の従来の方針策定プロセスに於ける課題と次期計画への活かし方についてであります。現在の総合戦略は、地方創生の目指すべき将来として、将来に渡って活力ある地域社会の実現や東京圏への一極集中の是正を目指すことが追加され、第1期の政策体系を見直しをし、4つの基本目標と2つの横断的な目標の下、第2期目となっております。

令和5年12月に内閣府地方創生推進室より、地方版総合戦略の策定・効果検証の手引きが通達され、デジタルに関する事項について、国と地方が連携・協力をしながら推進する必要がある、デジタル技術の浸透・進展などを踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域が目指す理想像を再構築したうえで、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略を策定するよう求められております。そのため、まち・ひと・しごと創生総合戦略は次期計画において、デジタル田園都市国家構想総合戦略として策定を予定しております。

総合計画及び総合戦略の策定は、昨年11月より着手をしており、現在アンケート調査が終了し、集計分析作業に入っており、町内団体・事業者ヒアリングを順次進めております。令和7年度当初には、住民ワークショップを行い、7月頃から総合計画策定委員会、総合計画審議会を順次開催をし、骨試案、素案の作成後、パブリックコメントを行いたいと考えております。令和8年2月頃には、答申案が作成される予定となっております。

ご質問の4点目の、DX推進のシナリオについてでございますが、総合計画及び総合戦略においても、デジタル化の推進を踏まえての方針策定となる前提で進めております。特に総合戦略におけるデジタル化施策は、役場職員の業務に取り込むほか、外部に対しても役場窓口の対応、移住定住施策、観光、災害対応、教育、福祉、健康増進、農林漁業等あらゆる施策に対し、大小の事業規模に関わらず加速化・深化させる必要があると考えております。しかしながら、デジタル化に係る経費はハードの整備及び運用コストも多額となることが想定され、限られた財源のなかから優先度、費用対効果を検証しながら計画的に行う必要があります。国の支援としてデジタル田園都市国家構想交付金の活用のほか、他に有利な財源がないか、研究していく必要もございます。また、地理的に離れている複数の自治体でデータ連携・共有する施策も想定されることから、地理的な連貫性に捉われない同規模自治体との地域間連携も可能と国は考えております。そのようなことから、デジタル化については役場庁内、地域の声、有識者の助言など、様々な意見を聞きながら慎重に進めていきたいと考えております。

2件目の地域公共交通計画策定についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、地域公共交通計画策定意義と進め方についてはありますが、策定に係る背景といたしましては、本年度3回行われました地域公共交通会議にてオンデマンド交通実証運行の検証結果や、自家用有償旅客運送の検討などを報告し、様々なご意

見を伺ったなかで、最終的に計画の策定が必要ではないかとの意見がまとまったところでございます。

地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会により、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにすることを目的として策定される計画と認識しております。その意義となる計画のポイントとして、公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割を分担化し、利用者の利便性向上の施策の検討が図れること、また、地域の移動ニーズに住民、交通事業者、道路管理者など様々な知見を合わせ、地域が自らデザインする交通体系の検討が図れることなどがあります。財政面からも、計画の策定により幹線系統を補完する支線交通の赤字部分の運行経費に対する国庫補助金の活用が可能となります。

今後の進め方につきましては、令和7年度の早い時期に法定協議会の立ち上げ、計画策定支援業者の決定を行います。その後、アンケート調査、交通事業者等の関係事業者へのヒアリング、ワークショップの開催などを経て、年内に素案の決定を行い、パブリックコメントを経て、2月頃に正式な計画として策定し、持続可能な地域旅客運送サービスの確保や、幅広い利用者が利用しやすい交通サービスが提供できることを目指して、努力をしております。

ご質問の2点目の、富楽里への乗り入れ、保田スーパーへのバス停設置、循環バス時刻表の見直しの要望の進捗状況はについてお答えをいたします。南房総市の富楽里への乗り入れは、地域公共交通会議でもご意見として頂いたところではありますが、現段階では南房総市の公共交通所管課に、打診までは至っていない状況でございます。運行事業者には路線変更についての協議を行っており、乗り入れを仮定した場合には運行費用は現在の委託料より90万円から100万円の年間経費の増加が見込まれることと、バス車内での音声ガイドの更新費用が15万円程度必要との回答を頂いております。鋸南町にはタクシー事業者も存在をすることから、1点目の答弁にありました地域公共交通計画策定のなかで検討して参りたいと考えております。

次に、保田スーパーでのバス停の設置につきましては、運行事業者の現場確認を経て協議を行いましたが、スーパーの利用客の状況から安全性が確保できないとの回答となりました。また、スーパー側からも、本部とも協議をおこなって頂きましたが、現在も路上駐車クレームが多くある状況で、短時間といえども路上に停車することからクレームの増加が予想されることと、やはり安全面からバス停の設置は難しいとの回答がございました。町としては、関係者からの回答を受け、現在のところ設置は難しいと判断しております。

最後に循環バス時刻表の見直しであります。赤バス、青バスの時刻表の改正に向けて、運行事業者に労働時間の問題や休息時間の確保などの運行が可能か確認を行っているところであり、協議が整い、改正が可能となりましたら、周知期間を経て、新たな時刻表による運行をしていきたいと考えております。

3点目の、当庁の人材育成についてについてお答えをいたします。ご質問の1点目、現在の人材育成の進め方と課題は何かについてであります。少子高齢化の一層の進

展、住民の価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化する一方で、職員のより一層の能力向上を図り、その有している可能性、能力を最大限引き出していくことが人材育成では、必要と認識しており、本庁では、人材を育てるために、主に2つの施策を行っております。

1つ目は、研修による職員能力の向上でございます。勤務年数に応じた能力や役職ごとに求められる能力、例えば新規採用者や初任者には、行政職員として求められる法律知識や接遇、文書管理方法などを学習させ、また、管理職には、部下となる職員に仕事を行わせるうえで必要なコーチングスキルや条例等の作成スキルを獲得するための研修などを外部の研修機関に委託をし、職員を参加させることで実施しております。課題としましては、各課に配属している人員的な余裕があまりなく、業務都合により研修に参加できない場合などがございます。

2つ目は、人事評価制度であります。全ての職員に対して毎年実施しているもので、年度当初に職員それぞれが業績目標を立て、年度内にその目標に対し、どれだけ実施できたかを評価する業績評価と、年度内にどれだけ職員として求められる能力を発揮したかを評価する能力評価の2段階の評価を実施しております。課題としましては、設定した目標に向かい管理職と職員がコミュニケーションを図り、職場として成長していくことを目的としているのに対し、評価すること・されることに意識が向き十分に生かし切れていない点がございます。

ご質問の2点目、これからの人材育成シナリオについてであります。町では総合計画のなかで、より良い鋸南町を住民とともに作り上げていくという大きな目標に向かい事業を遂行しております。この理念に向かいそれぞれの立場で事業を行うことが、鋸南町の職員として求められることと考えております。そのため職員には自らの特性を理解し、それをどうやって仕事に活かしていくか、また町の現状に対し関心を持ち、課題を発見しそれをどのような手法で解決していくかを考えることが必要でございます。また職場についても、業務を確実にこなす場所であることはもちろん、常により良い職場環境を模索をし、職員間で垣根なく話し合える場でなければならないと考えます。その一環として、本年度より役場改革支援として、一般社団法人経営推進センターの中村氏を講師としてお招きをし、個人の特性理解の診断や職場での問題発掘などのご支援をいただいております。令和7年度も引き続きお願いをする予定であります。考える職員、行動する職員、何より町を愛する職員の育成を目指し、今後も努力してまいります。

以上で、中村基議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

中村基議員、再質問はありますか。はい、中村基議員。

○3番（中村基）

現在の総合計画・総合戦略を計画作成から運営までの流れを追って課題を整理してみました。それを、これから作る計画に活かすにはどうしたらいいか。達成するための計画を作るためにはどうしたらいいのかという観点で質問をします。

最初の質問です。現在の総合計画は、上の目標と下の各方策の繋がりが弱いところがあります。どういうことかという、2点の課題があります。

1点目は、総合計画の具体的な方策は、過疎地域持続的発展計画、以降、発展計画と呼びますが、これを使って方策を展開しているんですが、その中で、この総合計画の重要指標が発展計画に展開されていないケースが一部見られます。どういうことかと言いますと、例えば、商工業振興の施策分野で、ここで重要指標の達成目標が町内の事業所数、これはおそらく会社、個人も含めたこの事業所数を目標値を設定しているんですが、発展計画の中には、それに該当するものが見つからないと、こういうケースがありました。

2つ目、総合計画のこの中でも、施策と一致しない重要指標が設定されているケースがある。どういうことかと言いますと、例えば、防犯、交通安全の施策分野では、重要指標が運転免許の返納数です。しかし、ここでうたっている重要な施策は、防犯対策の推進、自主的な防犯活動だったり、高齢者に対する振り込み詐欺を防止すること、また、交通安全対策では、カーブミラーや区画線、道路、防護柵等のような施設の整備というものもうたっております。しかしながら、これが重要指標が、運転免許返納数では、この施策の思いが、この指標に全て反映されているということにはならないかと思えます。これは決して全てがそうになっているかということではありません。あくまでも一部ということですが、こういうようなことがありまして、そうすると、総合計画としての成果を出しづらい構造になっているということが見られるわけです。やったはずなのに、成果が出なかったということにならないようにしなければいけない。

では、これからの計画作りでどうするかということでお伺いします。総合計画の施策と一致する指標を全て設定することです。その上で、総合計画の指標は全て発展計画に展開することです。さらにデータベースでこの両者の繋がりを持つことです。クリスマスツリーにすることです。このように考えますが、見解をお伺いします。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

貴重なご意見ありがとうございます。現在の総合計画の立て付けにつきましては、議員ご指摘の通りですね、基本構想と基本計画は総合計画に、その実施計画として、過疎地域持続的発展計画という位置づけで構成されております。

総合計画につきましては、地方自治法によりまして、以前は市町村に対しましてですね、総合計画の基本部分である基本構想については、議会の議決を得ることということにされておりましたが、国の地方分権のもとですね、平成23年5月にですね、地方自治法の改正がございまして、策定及び議会の議決を経るかどうかは、町独自の判断に委ねられることとなっている次第でございます。

持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域に指定されている区域について、総合的かつ計画的な対策を構ずることを目的として、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上等に必要な施

策や事業についての計画となっておりまして、国から計画の構成や記載すべき事項等が示されておることから、経緯の違いや計画の目的が総合計画とは異なるため、議員ご指摘の通りですね、両者が十分に連動していない部分があると認識しております。

現在進めております後期基本計画や、来年度策定予定の過疎地域持続的発展計画においてですね、住民の意見や要望を反映しまして、各計画が相互に補完できるようにお互いの計画を意識しながら、整合性を持たせられるように努めてまいりたい次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、再質問ありますか。はい、中村議員。

○3番（中村基）

お願いします。このテーマを扱うにあたって、いろいろと勉強させていただきました。いろんな方にヒアリングしたり、見たりしました。その結果ですね、素晴らしいこともありました。現在、過疎計画の具体的方策って全部で131あるんですよ。131。この131が全て総合計画に紐付けされてるんです。紐付き。なかなか無いことなんです。それから、各事業計画が予算に展開される仕組み、これもよく工夫されていて、大変優れてると思います。ですから、上から下に降りる、この流れが、一つ、もう少し見直せばいいかなと、こういうふうに思うんですね。

次の質問です。総合計画と総合戦略、作ってますよね。これは、それぞれ繋がりや重複がある中で、今両方を作って運用してるわけです。これ、それぞれの歴史があるから。でもこの方法は、同じもの、ほぼ似てるものを目指しているにもかかわらず、両方を作って運用するってことは不効率、そして管理力の低下も起きます。

では具体的に、これからの計画作成にあたって、どうしたらいいのか。私の考えは、総合計画と総合戦略を合体すること。具体的には、総合計画の基本目標と施策に、総合戦略の中身を入れ込むことです。つまり、総合計画の枠の中に入れて一つで管理するということです。こうすると、計画作りの効率化等、PDCA管理が回っていきます。また、誰が見てもわかりやすくなる。この考え方は、神奈川県藤沢市で展開しています。見解をお伺いします。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員おっしゃる通りですね、総合計画と総合戦略を一緒になってる計画を作っている自治体もございます。ただうちの町としましては、総合計画で策定したものから、重点的な項目を引っこ抜くと言ったら失礼ですが、抜き出してですね、そちらの方を重点的にやっていくという意味合いで分けてる次第でございます。ただですね、有機的に連動する構成とすることで、総合戦略の基本目標が後期計画のどの政策に関連しているか、逆引き的に表現されることが重要だと思いますので、これによりまして、町民や事業者、職員の認識の共有が図られるようであれば、そのような考え方も一つではないかと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

あのね、総合計画も今、人口減少が急激に進んでるわけですよ。総合計画であっても、その将来の人口に向かって進めていくということでは、結局、総合戦略と考え方は一緒になっていくはずなんです。それは後ほど申し上げます。

次の質問です。総合計画、総合戦略とも今運営ではですね、進捗確認ではなくて、結果の確認を行っています。先ほど町長答弁にありましたよね。6月にやってる。しかしこれではですね、遅れの取り戻しができないんじゃないかなと懸念するんです。

では、今後どうしたらいいかということなんですが、これを半期に進捗確認会を全庁で実施してはいかがでしょうか。その確認会の方法ですが、P D C Aのフォーマットを定型化して行う。そうするとですね、これは自分の経験なんですけど、進捗が見える化して、プロセスの流れが見えてくるんですね。お互いに意見の交換ができて、成果が飛躍的にアップすると。このようなことを体験しておりますので、この考え方についていかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員ご指摘の通りですね、現在の進捗確認が結果確認のみに留まっていることにより、遅れの取り戻しが難しいという点については認識しております。計画や戦略の進捗状況を定期的に報告する機会を設け、関係者の皆様と情報を共有することで、早期に問題を発見し、迅速な対応が可能になることや、進捗を定量的に評価する仕組みを整えることで、進行状況を可視化することなどによりまして、計画の遅れを早期に発見し、必要な対策を講じることができる取り組みも必要だとは考えております。進捗確認の手法については、様々な方法がございますが、議員のご意見も考え方の一つであると認識しておりますので、今後の参考にさせていただければと思います。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

そうですね。あくまでも方法の一つなんで、一番やりやすい方法を考えていただけたらいいと思います。

次の質問です。総合計画、総合戦略とも、現在の延長線上の考え方で作られてると思うんですよ。この発想だけでは、今後の消滅可能性からくるいろいろな問題に対処しきれないんじゃないかなと思うんです。では、次の計画作りの時にどうしたらいいのかということですが、分野ごとに考え方を工夫したらどうでしょうか。具体的には、10年後、このままいくと、集落、家族構成、田畑、家、買い物、交通、医療介護、税収とそのサービスレベル、学校、仕事等々、分野ごとに予想するんですよ。おそらく、このいくつかの分野は、集落と家族構成のあり方で決まってくると思います。そこでA Iに世

帯データを入れて、10年15年後のですね、集落の分布と家族構成を想定させるんです。これをコンサルの方にお問い合わせするんですよ。その上で、狙いの姿を作るんです。分野ごとに、今申し上げた分野ごとに、人口が5千人の時、3千人の時、ここに向かって、各分野はどういう状態を作りあげたらいいのか、設計をするんですよ。そうすると、このままの流れでいける分野があります。それは従来の総合計画の発想と同じです。一方、再設計する分野があるはずですよ。それが本来の総合戦略です。この一連の組み立てが、実はこの計画の組み方の核の部分なんです。ですから、ここにコンサルに入っていていただく。この同じような考え方を岩手県の矢巾町、愛知県、静岡県でも似たような形で取り入れてますが、行政の考え、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

現在の計画においても、未来のあるべき姿を描き、そこから現在にさかのぼって解決を考える、バックキャストの視点をうたっておりますが、実際の政策についてはその視点が活かしきれていないのではないかと認識しております。こうしたことを踏まえ、ありたい姿の実現に向けて、どのような政策や事業が必要なのか、これまでの取り組みを踏まえまして、証拠に基づく政策立案の視点から、バックキャストの視点で組み立てていくことが必要であると考えております。

次期計画においてもですね、この視点を活かした政策立案ができるようにですね、適宜、委託事業者との協力を得ながらですね、策定に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

そうです。ですからね、これからの計画の時には、前回、バックキャストという言葉が、P26かなんかにあったんですがね。バックキャストと言いながら、実は作り方が全然バックキャストしてない。だから、こういうコンサルではいけない。こういう言い方したら失礼だけど。だから、これからのコンサルを使う時には、その視点をしっかり持っていただきたい。そして、今おっしゃったEBPMを活用して、しっかりしたデータに基づいた計画を作る必要があると思います。

次の質問です。環境変化は今後ますます加速していきます。従って、計画の見直しはタイムリーに素早く行う必要があります。ではどうするか。3年に1回、将来の姿を見直して、計画と施策の見直しをする。これはね、町民をみんな集めてって、こういうことじゃないんです。事務局を設けて、その事務局が3年後に見直せばいい。その時に、コンサルも一緒に入ってもらう。こういうようなこと言ってます。そして、どんどん重点施策を絞り込んでいきます。方策を広げないで。現行もこの冊子の方式をですね、電子化したらいかがですかね。そうすると、改訂が容易にできて、またそれをホームページ

ジに掲載することによって、誰でも最新版が閲覧できるようになります。このように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員のご意見も一つの考え方だと思います。しかしながら今後もですね、町民生活に関する課題につきましては、さらに量、質ともに増えることが予想され、町の限られたリソースの中で、迅速に対応していくことが、持続可能な地域経営には必要であるとの考えもある一方でですね、計画の安定性を確保するためにもですね、頻繁な見直しを行うことで一貫性が失われる可能性もございまして、長期的な視野を持ちまして、計画を安定させることも重要であるという考えもあることから、計画の見直しについては慎重に検討する必要があると認識しております。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

わかりました。次の質問です。今後の総合計画と総合戦略の作り込みは、若手、中堅、管理職、そして町民にもノウハウを残す必要があると思うんですね。なぜなのか。これからは何事においても、人口は減るが質は上がるんだと、こういう状態を作る必要があると思うんです。では、次の計画作りでどうするかということですが、コンサルと行政の役割、進め方を見直すことです。今までは作成はコンサルが主導してました。実行は行政、町民で、評価は行政でした。これをですね、今後は策定は行政が主導する。この主導というのは作るってことじゃないんです。計画作りの工程ごとのシナリオを描くってことです。作るのはコンサルです。で、資料の作成はコンサル、調査、アドバイス、こういうものを担っていただく。このことによって、町の職員が育ち、町民もノウハウが残ります。また実行にあたっては、コンサルはフォローしていただく。つまり、結果責任の一端を担っていただくってことです。作って終わりじゃないよってこと。だから伴走する誠実な企業であって欲しい。3年後の見直しはやらないということですが、ちばぎん総研にですね、ぜひそれを求めていただきたいと思います。その上で評価は行政だけではなく、一定の町民の評価もある程度入れていただけるといいなと思いますけれども、この点に関していかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員ご意見の通りですね、ノウハウを残すことの重要性については、計画策定だけではなく、あらゆることで必要なことであるとは認識しております。しかしながら、リソースの制約や内容の専門性、ノウハウの承継につきましては、一隻一兆にはいかないと考えております。また役割分担につきましては、現在も行っていますとおり、アンケー

トやワークショップなどによる住民参加、コンサルからの知見やアドバイスをもとに、町民、行政、コンサルが連携した体制で計画の精度と実効性の確保に努めております。

また評価につきましても、町長答弁にありました通り、まち・ひと・しごとを創生推進会議において、各課からの実施状況、進捗状況をもとに、効果検証していただいております。議員のご提案いただいた役割に類似していると思いますが、今後の計画策定を進めていく上で参考とさせていただきたいと思っております。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

ぜひ、今回の計画作りに向けてですね、今回はノウハウを取り込むということで、それを志願に入れていただきたいなと思っております。これは、私が長年、経営管理を経験してきたものですから、そこからのですね、思いとかノウハウ、それに基づいて申し上げました。これからですね、ノウハウを吸収して、今私が一連申し上げたことはね、この場で終わることなく、皆さんがまた折に触れ、課長会等でですね、議論いただけると幸いです。

時間の関係もありますので、それでは3番の質問にいきます。人材育成です。総合計画、総合戦略に代表される難易度の高い課題を解決するには、優秀な人材が欠かせません。しかし、人材育成には、やる気の起きる人事評価制度が必須です。これは、私がやはり教育部門にいたこともありまして、その経験から申し上げます。

最初の質問です。先ほど町長からお話がありましたように、人事評価には業績評価と能力評価があります。能力評価は人物評価です。その中で、人事評価の中の業績評価はですね、総合計画、総合戦略の施策、事業です。失礼、事業です。この事業とですね、連動する建付けになってます。つまり、事業計画を目標通り実行すれば、人事評価は上がるという建付けになってますか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

行政評価につきましては、公務能率の向上や評価結果の客観性、納得性を確保するとともに、評価結果を人材育成に活用する観点から、評価者と被評価者とであらかじめ目標を設定した上で、その達成度を評価する目標管理に基づくことが適当であると運用通知が出ております。

本町で人事評価を実施する際、まず課長がですね、課としての組織目標を設定いたしますが、その際、総合計画や総合戦略などの各種計画をもとに目標を立て、その組織目標をもとに、各室長や課員が課題や目標、進め方、達成水準など、業績目標を立てております。しかしながら、課ごとに業務内容は違い、定型的な部門では、業務の効率化やプロセスの改善、新しいシステムツールの導入などを通じた業務の最適化のような通常業務の改善などの目標もあることから、全ての被評価者の目標が計画と連携しているとは言えません。人事評価による評価制度におきまして、計画的な人材育成、コミュニケ

ーションによる組織の活性化などを効果的かつ効率的な行政運営の実現に繋がることによりまして、総合計画、総合戦略の策定へと連動していると認識しております。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

では、総合計画、総合戦略を実行していくということは、即ちそのまま人事評価に繋がっていくと。ダイレクトじゃないですけどね。はい、わかりました。

次の質問です。これはなかなかナイーブな問題なので、答えられる範囲で結構です。人事評価は、昇給・昇進にどの程度影響しますか。つまり、年功の賃金カーブが人事評価の階段の常に上にあるような制度設計になってませんか。あるいは、そうではないとしても、運用上にですね、そういうような傾向は残りませんか。つまりこれだと、やってもやらなくても、昇進や昇給にあまり影響せず、モチベーションが上がらず、若い人、優秀な人ほど辞めていくという背景が、これは私も何回も見てるんですね。これは自分の経験の中でですよ。その点いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

人事評価の結果を基にですね、職員の能力や実績等を的確に把握した適材適所の人員配置、職員の業務意欲を向上させることによりまして、公務能力の一層の推進など、人材育成、業務改善の他、昇給・昇格時のですね、参考資料として活用させていただいております。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

次の質問です。鋸南町のホームページに人事評価記録書というのがあります。ここには能力評価と業績評価が各々あります。ところがですね、これが課長、室長、係員、皆なウエートが5対5なんですよ。これ一般的にね、上位職ほど業績評価が重視される。つまり、方針の達成を求められるっていう、そういう制度設計になっていると私は意識してたんですが、町の評価基準を見ると、配分を見ると、そうではないっていうことは、これはどうしてですか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

本町の人事評価記録書は、能力評価が53点、業績評価が100点という配分になっており、そのうち能力評価につきましては、一般職が倫理、知識技術、コミュニケーション、業務遂行の4評価項目を、服務規律、企画実行力、説明対応、業務知識、IT技能、役割意識、チームワークの7つの着眼点によりまして評価をしております。

室長職につきましては、倫理、課題対応、協調性、説明、業務遂行の5つの項目を一般職の先ほどの7つの着眼点と折衝、指導監督の2項目を追加して評価し、課長職につきましては、倫理、構想、説明調整、業務運営、判断、組織統率、人材育成の7項目に折衝、指導監督の9つの着眼点に、すいません、人事管理を追加して評価する。職位に応じてですね、求められる能力についてウエイトを変えております。

業績評価は各自、目標やウエイトの設定が可能でございますが、職位にふさわしい目標か、組織目標としての整合性がとれているか、困難度、重要度など評価者と被評価者が認識を共有して設定する組み立てとなっております。

いずれにいたしましても、上位職ほど業績評価、重視すべきという議員のご意見も考え方の一つと認識しておりますので、人事評価を実施する中で、どのような組み立てが町にとって最善か研究してまいります。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

ぜひお願いします。

次の質問です。新たなことに挑戦する風土っていうのは、どのように作ってますか。その結果、部下がやる気を出す風土になっていると感じますか。言葉でなかなか難しい部分あると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

過去に本町では、財政破綻を起こすんじゃないかと言われ、新たな政策に挑戦することが難しい雰囲気時代がございました。また町民の皆様が健康で文化的な生活を送っていただくため、納めていただいた税を大切な財源として公共サービスを提供しており、住民の負託に応えなければという気持ちもございます。

近年では、令和元年房総半島台風による災害や新型コロナウイルス感染症による経済活動の沈滞など、先の見通しが立たない時には、失敗することは許されず、堅実な行政運営をしていく風土があったと考えております。

現在でも状況はあまり大きく変化はしておりませんが、若手を中心としたDX推進チームや室長で構成している行財政改革検討委員会などで、横断的な会議体によりまして、様々な意見や新たな取り組みに向けた提案を出し合う場もございます。また人事評価の業績目標を設定していく中で、より困難な課題や新しい目標など、失敗を恐れず積極的にチャレンジするような風土を醸成していく必要があると認識しております。

財政状況も良くなりつつあり、社会情勢も変化してきていることから、新たなステージに向けた職員の挑戦と、成長を支援する取り組みをしていきたいと考えている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

次の質問です。多面的な気づきを得る手段として、管理職から一般職対象にですね、360度評価を一回導入してみたらいかがですか。これは上司と部下の対一の関係ではなくて、周囲の人からの評価も得られて、多面的に自分が周りからどう見られているのか。上司が周りからどう見られているのか、ということが見えてきます。その点いかがですか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員ご提案の360度評価につきましては、議員と一般質問のレクをさせていただいた時に、議員からお話をいただく時に、私はすいません、恥ずかしながら初めて知りました。

360度評価というのは、上司、同僚、部下、他部署など複数の関係者から、個々の業績や行動を多角的に評価する手法で、このアプローチは自己評価と他者評価のギャップが明らかになったり、評価対象者が自分の強みや弱みに気づきやすくなったり、従来の評価制度より現実的に即した評価結果が得られるメリットがあると聞いております。

一方で評価が主観的になりやすく、評価に一貫性を持たせることが難しく、導入から運用まで時間や労力が必要など、デメリットもあるということも聞いております。

人事評価制度は様々な手法がございますが、どのような人事評価の手法が本町に合った人材育成に繋がっていくか、他自治体の事例を参考に研究してまいりたいと思っております。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

お願いします。今申し上げた一連の話も、これからの月曜日の課長会議でですね、折に触れ議論いただけると、次に残るかなと思います。

次の質問です。総合計画、総合戦略とも、自前主義を提案してきました。しかし現実には、日常業務と住民サービス等、国の指示業務等、例えばこういう、私みたいな議員からの要望とか、こんなことで負荷が高いんじゃないですか。それから、中では複数業務を1人で担当して、課内の応援がなかなか効かない状態じゃないですか。それから、スキルのばらつきで、特定個人に仕事が集中すると、こんなことが起きてませんか。このようなオーバーフローが起きて、今私が申し上げたことはわかっているけど、ワンランク上の仕事をしようたって、できないんだよということは起きてませんか。お願いします。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員から様々なご意見いただきましたが、やはりですね、負荷がないかと言われれば、多少負荷があると考えている次第でございます。今、役場職員の中でですね、町長答弁にもあったかと思いますが、1割程度の職員がですね、休職や育休等でお休みしておりまして、なかなか適正な人数配置ができていくかというところ、ちょっと適正にできていると言いきれない状況はあると思います。ただですね、色々なことの取り組みを進めていく中でですね、少しでも負荷が減るように努力してまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

私はね、こう考えるんですよ。これはまた皆さんの中で考えていただければいいと思うんですが、二つの進め方、やっていくこと。1つは、申し訳ないですけど、一時的にですね、人員を増やすことができないでしょうかね。というのはね、まずはちょっと体力をつける必要があるんじゃないかと、将来に向けて。一旦、定員管理計画がありますけれども、一旦ちょっと置いて、OB、OG、新卒、任用職員の増員とか、課別の負荷を調査してもらって、課間の人材の流動化をする。そして、課の中ではジョブローテをかけて、今の専任性から補完性に移行する。その際、業務ごとの工程別習熟度というのがスキルを測る表でありますから、これを活用して計画的にやっていく。その上でキャパを一旦増やして、これ人が取れる、取れないって話があるんですけど、ちょっとそれは一旦申し訳ないですけど、お貸してください。それから、次に効率化を進める。止めるは特に有効です。その中で、全課で削減項数や削減の業務数を目標設定するんです。これを人事評価の中に入れ込みます。現在、中村先生、健先生にお願いしてますよね。こういう外部の講師を研修も含めて、月次で管理して、どんどん改善していくんです。これ期間を決めて。いつまでも人員を増やすわけにいかないんで、期間を決めて。その上で同時にですね、効率化するための推進責任者を作るんです。これは課長でなくていいです。その代わり全部課長に指示できる権限を持たして、横割りで動くんです。各課長に指示するんです。目標にいけない理由をずっとおっかける。こういうようなことをですね、一定期間やってみてはいかががでしょうか。お願いします。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員から様々なご意見いただきました。議員の考え方も一つであると認識しております。今後ですね、水道の広域化による安房地域水道事業統合や鋸南地区環境衛生組合の解散など、本町を取り巻く職員の環境も大きく変化していくものと考えております。また、先ほども言いました通り、療養休暇や休職、育休の他、他団体への派遣などによりまして、実際に本町に残って業務に従事する職員数は、在籍している職員数より1割程度少なく、業務の負担は大きいと感じている次第でございます。一方で新規採用をかけ

まして、人材が十分に確保できず、民間事業者も含めた争奪戦のような状況にあるという話も、他の自治体からも聞いております。いろいろな課題を考慮しながらですね、総合的に判断して、努力してまいりたいと考える次第でございます

○議長（青木悦子）

はい、中村議員。

○3番（中村基）

これはもう質問ではありません。最後、述べさせてください。皆さんにはね、ポテンシャルがあります。そして何より、先ほど町長答弁にありましたように、町を愛する気持ちはある。でもね、皆さん今、日常の負荷、私が見る限り、日常の負荷と、それから課題に向かった時のその対処の仕方がわからないという、何かそんな不安げな印象を私は受けるんですね。だから、どうかですね、皆さん1人1人がですね、今は体力をつけていただきたい、いろんな要請が来ますけれども、体力をつけていただきたい。そしてこれから確実にやってくる、消滅可能性というこの台風に向かって正面からぶつかっていただきたいと思います。私も全力で戦います。一緒に頑張りましょう。終わります。

○議長（青木悦子）

以上で中村基議員の質問を終了します。ここで2時40分まで休憩とします。

…………… 休憩 ・ 午後 2時29分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 2時40分 ……………

◎一般質問

◎11番 緒方 猛

○議長（青木悦子）

はい。休憩を解いて会議を再開します。11番、緒方猛議員の質問を許します。

[11番 緒方猛 質問席につく]

○議長（青木悦子）

はい、11番、緒方議員。

[ベルが鳴る]

○11番（緒方猛）

ちょっと話し言葉がですね、聞きづらいかもわかりませんが、我慢して聞いてもらいたいと思います。私は今日は2件についてですね、質問させてもらいたいという具合に思っております。

まず1件目は介護の問題です。介護の問題はですね、これはしょうがないことなんです、私は介護難民といいますかね、あの人は危険だと、だけど介護士さんが来てない

し、大丈夫なのかなというようですね、ことが続いたりすると、ひょっとしたら厄介な事件になってしまうことがあるかもわからん。それが私は一番怖い状態です、それは絶対避けなきゃいかんという気持ちが強くて、今日は説明をさせていただきます。

質問させていただきます。私の質問です、前回、笹生あすかさんです、質問が大半だぶっております、その中で重要なポイントだけ私は強調してね、お願いすると、質問するという事にいたしますので、ご配慮をお願いします。

まず質問書の方を読み上げますと、私は過去にですね、介護の入所施設や介護者の不足の大問題等をですね、2013年以降、3回改善すべきだと質問をしてきております。町長はこの質問に対してですね、それぞれの人がこの町に住んでよかったなという気持ちで卒業してもらおうといいますかね、そういう気持ちで、そういうぐらいの気持ちになれるようですね、この町にしたいなということを答弁、そういう答弁をされたことがあるという具合に思っております。そのためにはですね、そのために、今各施設です、健康体操だとかですね、歩行だとか、そういうことをいろいろ各役所等々です、すこやかだとか公民館だとか、そういうところで対応してて、それに参加していただいでですね、少しでも健康寿命をですね、延ばしていくようにということで、健康寿命を延ばすということで、介護難民にですね、ならないような努力を町はしているんだという具合におっしゃっております。私はその意見についてはですね、前回は賛成だということを言った記憶があります。なおかつですね、町が行っている行為に対してはですね、私はすこやかの方に参加をするんですが、大体、他の行事とですね、重ならない時は参加をしております。月にですね、それでも、前は月に4回ですかね、毎週あったんですが、今1週おきぐらいですので、回数は少なくなっております。ただし、それでも他のものと重ならなければ、私は必ず出席するというようにしております。大体どのくらい来るかちゅうとですね、圧倒的に多いのは女性群なんですね。女性群が15、6人ぐらいつちゅうのは毎週きますね。その中で、ひょっとすると男性は私1人ということが多くあります。ごく最近、館山の人ですね、1人誘って、男性ですけど、誘って2人ですこやかに行っているというのが実情でして、やってることは良いことだという具合に思うし、私もそういうものにはですね、できるだけ参加をして、自分の健康を守るべきだと、自分で管理すべきだという具合に思っておりますけれども、どういうわけか男性の方、ご年配の方はね、あんまり来づらいということが現実なんだということを、町長さんは十分わかってると思いますけど、承知しておいていただきたいなというように思います。

今回はですね、今回は介護職員にですね、介護士さんに入ってもらって判断が遅いとですね、危険な行動をとることもあると。難しさは伴うが、このような行動を本人や近所の人のためにもですね、事前に防ぎたい。先ほどと重なりましたが、そこのところですね。昨年ですね、これは聞いた話なんです、町内において、ある認知症の疑いのある高齢者がですね、独身の男性の方です。介護士さんは、その時は来ていなかったようです。ある日ですね、本人が電話、本人が出ましたようなんですが、消防車が2台ほど来てですね、大事には至らなかったけれども、地域の人とかですね、そういう人は大変

事件をですね、心配をしたと。今までも、そういう危険な状態が時々あったな、見たなと、というようなことを含めてですね、地域の人は心配したと、大事には至らなかったけど、良かったなということで、含めてですね、心配したと。今回の私の質問は繰り返しますが、ここがポイントです。今言ったところがポイントです。今ではですね、その方の所には1日に2回ほどですね、介護士さんが来るようになってですね、本人も少し落ち着いてきたなということが、周りからでもですね、わかるようになったという具合に言っております。なんて言いますかね。大きな事件が起こらなかったことが大変良かったなということですけど、こういう心配事が起きるようなですね、事件を絶対起こさないように、介護の問題は考えていかなきゃならんというのが私の今日の趣旨です。

そこで4点ほど質問しますが、町内です、現在在宅介護さんと、被介護者ですね、介護を受けてる人、これは各々何人ぐらいいるんですかって言うのが1つの質問です。それから2つ目は、特に独身者の場合は、まず、在宅介護の必要な判断とですね、行政は誰がするのですか。一人独身だとなかなか大変ですよ。考えても大変なんですけど、そういう時の介護をですね、介護に来ていただきたいということの判断と要請は、誰がちゃんとするんだろうかなというのが2つ目の質問。それから3つ目はですね、在宅介護でも入所者に近い費用がかかるという具合にあるもので私は読んだんですけども、実際はどうなんでしょうか、というのが3つ目の質問。それから4つ目はですね、町内の介護施設で働く人のですね、給料について。これは新聞やですね、テレビなんかでも、よく話題になってます。給料を上げてるとか下げるとかですね、いろんなことがあるんですが、施設長に給料がいくために、個人個人の介護士さんにいく給料については、どうなってるのか詳細がわからないというような情報もあったりします。町としてのですね、負担がどうなのか、また近隣市等を比較した時にどういうレベルなんでしょうかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目の質問はですね、保田川、とりわけ私が以前から取り上げておるのは、天王橋と権現橋、保田川の河口から500mぐらい上がったところのですね、橋の間、橋と権現橋と天王橋の間の距離が、皆さんご承知だと思いますが、おそらく300mぐらいあるんだという具合に思います。その間に2ヶ所、堰があります。そういう所なんです。そこの所の洪水といいますか、オーバーフローが来た時からずっと心配で、21年になります。私はこの町に来てから21年になりますが、ずっと取り組んで未だにですね、これで大丈夫だということまではいってませんので、今もそれなりの取り組みをしているということで、今日はその点についてもお願いをしたいという具合に思います。これは2件目でして、保田川（天王橋と権現橋）の間です、汚染対策に一層の努力と対策を急いで欲しいというタイトルです。内容を読みますと、平成元年、1989年、2000年の1年前ですね。1989年、1年前じゃなく11年前ですか。一部氾濫の実績があったことが、私はここに来てからですね、近くの人にそう言われました。そういうことで、おっかない場所なんだよと、氾濫いつくるかわからんよというようなことを言われた記憶があります。それで、2004年、移住後ですね。すぐその年か次の年か忘れましたが、私が移住してきたすぐの時にですね、それが20

04年なんです、2004年になの花県民会議というのが公民館でありました。町長さんもその時現役でしたから、ご承知だと思うんですが。それでその時にですね、堂本さんが知事だったんですね。知事にですね、そのことをお願いして、その時は既に館山の県土木だとか次長だとかですね、そういう方と、この件について、対策って言いますかね、具体的にオーバーフローした所があるから、権現橋の所までずっと護岸をですね、延ばしてもらいたいというお願いをしたところで、ちょうど知事ですね、なの花県民会議というのがあったんで、そこでもお願いをしました。1年以内にですね、オーバーフローの高さが、高さが90cm、長さが50mのですね、コンクリートの護岸新設ができました。これは後ほどその別紙で説明をいたします。その後ですね、交渉を続け、3年ぐらいで権現橋までですね、延長250mぐらい、200mか250mぐらい延長しなきゃいけないんですけど、延長するよというですね、県の土木の次長からですね、私は内々に話を聞きました。

○議長（青木悦子）

すいません。緒方さん。あと2分ですので、端的に質問項目を、質問で終わらせたらいかがでしょうか。

○11番（緒方猛）

わかりました。会議をですね、その後も持ったんですが、ある会議でですね、区長さんの発言で、護岸をですね、コンクリでやるのは色が嫌いだとか、桜があるとかいう会議の話になって、その会議がまとまらなかった。まとまらなかったことはですね、延々とですね、権現橋まで延ばしてくれるという話はあったものの、次でやろうという会議もまたそれ頓挫になってしまって、ずっとできないでいるということが現実です。堆積土砂だとかなんかは取ってもらったりもしてますけど、未だに十分な形にはなっていないということですね。過去ですね、私はこれ何回も質問、これも質問してるんですが、過去の町長の答弁で、県管理の河川でですね、洪水予防の河川はなく、浸水想定区域などの検討は行っていませんというのがあります。これはちょっと厳しいなという具合に思うんです。そこで質問ですが、外部のですね、大雨のときにですね、ほぼ正確に調査でわかってきました。

○議長（青木悦子）

通告どおりの答弁で。

○11番（緒方猛）

あと3点質問にですね、内容が書いてありますので、その点についてご質問させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（青木悦子）

それでは、緒方猛議員の質問について、町長から答弁を願ひます。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の、介護難民を出さない対策を願うについてお答えいたします。ご質問の 1 点目の、町内で在宅介護士さんと被介護者は各々何人ぐらいいるのかについてですが、介護難民については、1 2 月定例議会において、笹生あすか議員からもご質問を頂き、答弁をさせて頂いたところでございます。

現在、町内に所在のある介護事業所で、実際に在宅で介護サービスを提供する職員の人数を申し上げますが、38 人となっております。また、在宅で介護サービスを受けている要介護の方の人数は、令和 6 年 1 2 月時点の延べ人数で 207 人となっております。

ご質問の 2 点目の、特に独身者の場合まずは在宅介護の必要な判断と要請は誰がしているのかについてですが、医療機関、民生委員、ボランティア、近所の住民の方などから情報が寄せられ、それをもとに包括支援センターが支援を開始することが多い状況です。また、遠方に住むお子さん等が帰省した際に、親等の変化に気づき相談につながることもございます。

ご質問の 3 点目の、在宅介護でも入所者に近い費用がかかると聞くが、実際はどうかについてですが、介護保険の利用につきましては、ご本人・ご家族の意向により、ご本人の心身の状態を考えながら、ケアマネージャーとご本人・ご家族が相談をし、サービス内容を決定しております。その利用するサービスの種類や回数から、利用者の負担金額が決まってまいりますので、一概に金額をお示しするのは難しい状況でございます。

ご質問の 4 点目の、町内介護施設で働く人の給料に町としての負担は、また近隣市と比較したらどうなるのかについてですが、介護サービスを提供している介護保険施設は、介護保険からの給付費が主たる収入となっておりますので、町として介護保険施設に対し給付費を負担をしております。全員協議会で申し上げましたとおり、給付費は、国の示す基準である介護報酬により単価が定められているものでありますので、市町村により報酬額が大きく異なるということはないと考えております。また、近隣市の状況につきましても同様であり、市独自での処遇改善加算や運営費等補助の上乗せ給付等も行っていない状況であります。

2 件目の、保田川（天王橋から権現橋）間の氾濫対策についてお答えをいたします。ご質問の、県土木へ要請を継続しているが、町の体制、要望はどうかについてですが、議員からのご質問は、いずれも千葉県管理河川である 2 級河川の保田川であります。その治水対策については、これまでも町から管理者であります安房土木事務所に対して要望を行ってきたところでございます。また、毎年、年度当初には、安房土木事務所から、その年度に予定をされております事業の概要説明を受け、町からは事業の要望を行う意見交換の場を設けております。

ご質問の 1 点目の、氾濫防止のため権現橋までの護岸の延長についてですが、千葉県では管理河川の整備目標として、時間雨量 50 ミリメートルに対応する河川改修を進めていると伺っております。保田川の天王橋から権現橋区間については、整備目標

に対応する河川断面は確保されているとして、早期の事業化は難しいとのことでありますが、住民の安全確保のため、要望を継続して参ります。

ご質問の2点目の、下方の堰中央部の撤去についてでございますが、議員が撤去を求めています堰は、その効果により、河床が安定をする前提で護岸の根入れを決定しており、これを撤去した場合、その上流側の河床低下により、護岸崩壊を招くこと等が考えられるため、中央部であっても、堰堤を撤去することはできない状況と伺っております。

ご質問の3点目の、天王橋から権現橋間の堆積土砂撤去の適正な実施についてでございますが、近年は、河川維持作業は継続をして行われるようになっており、本年度は、昨年6月の豪雨により、同じく2級河川である佐久間川の一部が氾濫し、農地に被害が生じたことを受け、中佐久間地区において、河川維持作業が行われたところであります。現在までの対応状況としましては、氾濫が起きたということで、佐久間川の作業が優先的に実施されましたが、昨年12月には、緒方議員と担当課長で安房土木事務所に要望に伺っておることから、保田川においても早期の作業を改めて要望いたします。

ご質問内容は、いずれも氾濫防止を求めるものでありますので、二級河川の佐久間川、保田川につきまして、積極的に土砂の撤去をして頂けるよう、継続をして千葉県に要望して参りたいと考えております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく願いいたします。

○議長（青木悦子）

緒方基議員、再質問ありますか。はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

介護難民の方ですね、回答してもらいました質問1のですね、介護サービスを提供している職員の人数と、それからサービスを受けている延べ人数を聞きましたが、介護を受けている延べ人数が207名ということですけど、これは1ヶ月の、令和6年の12月の1ヶ月、1人が5回受ければ、207人のうちの5ということになってるんでしょうか。個人的な頭数、実数的にはどうなりますか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

はい、お答えいたします。こちらのサービスの利用人数につきましては、12月1ヶ月間で延べ人数となります。内訳でよろしいですかね。訪問介護の方が202名、それと訪問の入浴介護が5名、合計の207名が延べ人数でございます。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

そうすると述べ人数の207人のうち202人が頭数ですね。もう圧倒的1回ですか。月に。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

月に1回ではなくて。すいません。202人の合計になりますが、要介護1から要介護5までの方が何度か利用されて、合計202名ということになります。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

今ちょっと理解できてないんですけど、1人が何回も受けたりしますよね。週1回受ける人もいるし、2回受ける人もいるでしょう。もっと余計、毎日受ける人もいるかもわからん。そうすると、毎週受ける人は1人で4回になりますね。頭数で、1人1つって言ったら、何人なんですか、207人は。今のお話だと202人ということですけど、そういうことでよろしいですか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

申し訳ございません。1人の方が何回っていうデータの方が今手持ちではございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

いずれにしても、今回答いただいたですね、質問の2のところでは回答いただいた、医療機関、民生委員、ボランティア、近隣の方々ですね、情報を見せられて、それをもって介護支援センターが支援を開始するということが多いですよ。あるいは子どもが帰ってきてというようなことなんですが。正直言ってですね、ボランティアさんなんかも一生懸命やってくれてるでしょ。これがね、書いてある通りで上手く回ってくれば、私は何も言うことない。上手くいくだろうと思うんですが、私はボランティアを結構この町でやってきたことを考えるとですね、ボランティアを協力してくれる人と言ったら20人ぐらい手が挙がるんですよ。だけど実際にデイサービスとかですね、車で送迎ボランティアを実際にしてくれる人ってなると、半分以下になってしまうようなことがあるんで、ボランティア等も入ってるのは結構ですけど、私が言うように、向けてね、向けて、介護難民、介護難民といいますか、介護をそろそろ来て欲しいなという人になかなか来ないという、さっきみたいな問題が起きるから、そこを起こさないように最大限の努力をしていただきたいという具合に改めて申し上げておきます。よろしいでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

ご意見の方ありがとうございます。私どもも地域の方と民生委員さん、それから区長さん、あと他、関係医療機関の先生等からの情報により、地域包括センターにて検討して支援の方に繋げております。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

じゃあ次のですね、保田川の件の方に行きます。さっき時間がちょっと説明の途中でなくなりましたので。写真のペーパーが1枚回っていると思いますので、ちょっとだけこれを説明させてもらいます。写真がいっぱい載ってる方ですね。いっぱい載ってる方の一番左上、これが私が来た時にですね、保田川の5年か6年前に、ここをオーバーフローした場所だという所がこの状態です。川の方にはですね、砂袋の土嚢がまだ残ってたということで、ここは超えた場所だったということですね。それをさっき言ったようなことで、そこにも注意書きでも書いておりますが、読んでもらいたいんですが、1年足らずで、1年前後でですね、右側の写真の矢印の右側の写真の護岸がですね、50mに渡ってできたということができました。この時は、はっきり申し上げて、当時のですね、役場のある課長さんからは、緒方さん、町にですね、20年頼んでも多分できなかったらうことは、あんた1年でやりましたねという具合に、半分冗談かもわかりませんが、そう言われました。そんなことはないだろうという具合に僕は言ったんですが、今まさにここを延ばしていこうと、延ばしていきたいところが、もう20年経って、まだできませんので、そんなもんだなという具合には思っております。だけど私は諦めるつもりはありませんので、何とか権現橋までですね、延ばすことを努力したいなど。途中でこれを延ばしてくれた次長さんもですね、今年は大したお金は取れないけども、500万だけとりあえず準備してきたと、その分だけ延ばそうやと、あと3年ぐらい経ったら、延ばしたら権現橋までいくよということ、私のうちでその頃は会議をやってました。そこで言われて、本当の会議をですね、その後町の役場の事務所でやったんですが、さっき言ったような区長さんのですね、思わぬ意見が出てですね、それを誰も止めることができなくて、その会議でキャンセルになった。その1週間後に改めて会議をやるということだったんですが、その会議は行われないうちに今日に至っております。何回も何回もですね、町の方も協力してくれていることについては、私は承知しております。そこにあんまりケチをつけるつもりはありませんけど、なかなか実績が上がらないんで、あわせてですね、努力をしたいと思っておりますので、よろしく願いたい。

2つ目のですね、左側の写真ですね。これは土砂をですね、堆積土砂、上の天王橋から下の方に覗いてみた時に、こういう状態だったんですね。これは堆積土砂がこんなに溜まってですね、中は畑になってました。これ右のようにですね、全部どけてもらいました。そこに説明が、2つ目の下に、説明が書いてますように、平成16年当時の天野橋のすぐ下の河川はですね、盛り土状態で、川幅の3分の1強の流れを阻害してい

た。私が呼び、現場を見た県の土木事務所ですね、安藤さんという次長は、これを見て驚いたということで、早速ですね、右のような形で平成14年には取ってもらったということであります。それから裏ですね、またちょっと裏の表があるページを見てもらいたいんですが、これは2013年の10月15日から16日、この時にですね、最近では、私が来てから初めてぐらいの大雨が降りました。その時の雨量がどうだったのかちゅうのは、時間ごとにですね、そこに15日と16日の実績を書いております。一番左の15日は、24時間ですね、151ミリ。16日は220ミリということで、最大は22ミリと46ミリでしたということです。その状態でですね、またちょっと写真に戻してもらいたいんですが、写真の左側の下、一番下のところですね、おじいさんが矢印で手を差し伸べておりますが、ここまでその時に水が来たと、これはいくら来たかというですね、面いち道路の町道の表面まできました。川底からのですね、水の高さは3mということです。詳細な写真が右の2枚です。裏にかえってですね、さっきの表の上の方にいくと、その時の一番余計降った16日の午前7時にはですね、もう道路の面まで盛り上がる濁流が流れてきたと、その右側が川ですね、出てる所がえぐられた状態。こういうようになるわけですね。回答の中にですね、今日の回答の中にもあったんですが、県の方は安心をする保田川の水の量だと。あるいは何て言うんすかね、対策を取るですね、状態ではないという回答が、さっき述べられていましたけど、これはね、ちょっと甘いんじゃないかと思うんですね。さっき私が図面で説明しました、人が指さしている所で、川底から3mと言いました。この3mという所はですね、ご案内の堰の上の堰のすぐ下ですから、堆積土砂はありません。堆積土砂のない所で3m。従って下の方に行くと堆積土砂がどうしてもありますから、危なくなってきます。だから、保田川は安全な川なんだという、ざっくり言ってですね、そういう県の判断はありますけれども、それはその通りには聞いてられないなという具合に思います。過去に会議をやった時もですね、県の方の話は、断面積が堆積土砂があるにもかかわらず、断面積の堆積土砂がですね、全くない状態で、78ミリ時間雨量OKだということも言ったこともあります。それは堆積土砂が全くなければね、あるいは78ミリまでいいのか、78ミリがあんまり続いちゃ駄目だと思いますけど、1時間最高78ミリだと。あとは2、30ミリだったと、いうことであればいいかもわからないんですが、78ミリが長く続くと駄目だということが、私のさっきの詳細の説明でおわかりいただけると思います。それからもう1つですね、下の堰をですね、取ってくれというのは、全部取ることについてね、私もちょっと気が引けるんで、真ん中がちょっとえぐれてますね、50センチぐらい、一段下がってます。両端が3mから5mぐらいあって、ちょっとへこんで長くね、堰の状態があります。その長く下がってる所の堰の状態を、その堰を取ると。取る量は50センチぐらいなんですけど、それを取ると川の水が上がる、底が下がりますから、下がるのが一番なんですよね。堆積土砂があるちゅうことは、流れる量が制限されますから、水が上に上がります。そうするとオーバーフローしてしまう。だから深くなればいいわけですよ。先ほどの回答の中でもですね、堰をとると深くなる

という話が確かあったと思うんですが、深くなることは喜ばしいことであるのに、なんで深くできないんですか。その辺を伺います。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

その場所はですね、深くなることがあるんですけども、その下流側で護岸がついてあります。そこはですね、現在の高さの下の部分に根入れの部分があります。そこが結局ずっとえぐられてしまうと、その護岸施設の方がですね、下の方が崩壊することによって、護岸全体が倒れる、削られる、そういったことが考えられますので、そうすると、さらに河川の方のですね、状態が危険な状態となって、またさらにまた工事等をやっていかなければならないということに繋がります。なので、こちらの方のですね、堰の方についてはですね、撤去ができないということになっております。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

下の堰のね、中央部、長さがね、おそらく20m弱だと思うんですけどね。20mとでもないね。15mぐらいかな。ちょっと階段状になってる所とあとは平らな所ね。あの部分だけ、その先の兩岸に延びてる護岸は、堰は取らなくて、真ん中の堰だけです。真ん中の堰の今低くなってる所の堰を、下の平らな50センチぐらいに下がると、もうちょっと下流の方までがコンクリになってますね、あの面まで取ろうという話なんですけど、話は合ってますかね。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

結局その堰が撤去した部分がおられることによって、その場所だけで済めばいいんですけども、結局その流れがありますので、その先までどんどんどんどん河床が掘られていく。そうすると、先にある、下流側にある護岸の方のですね、今現在地中に埋まっている根入れの部分、そちらの方もですね、全部土が持っていかれることによって、崩壊とか、そういったことが考えられるため、この堰の方は撤去できないということで県の方から伺っております。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

先だって、過去にも私が保田川の関係の資料としてはですね、ファイルが2つあります。そのくらいいっぱい20年間で資料を作って、こちらに渡したり県に渡したり。初めの頃は町長さんにも渡してました。今の話はね、護岸を下げると、堰を下げると、堰を下げると上流の砂がね、堰の面までに砂が来てるんですよ。それで堰を下げると、

その面までの堰、砂でとどまらないんですかね。それは何か理論的にそういうことの良い文献があるんですか。私はちょっと納得できないんですけどね。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

今ですね、その堰で守られている河床の部分がですね、その堰を取ってしまうことによって、現在の土の所になってしまう部分になります。そうすると川の水の流れ、平時であれば問題ないと思います。ただ大雨等が降って、水かさが降って増えてくれば当然その部分も掘られるし、その部分だけではなくその先の部分等もですね、掘られることによって、下流側にある護岸の部分、そこがですね、えぐられて、その施設を壊すということが考えられるためにですね、その部分の撤去はできないというふうに申しております。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

今の話は県の意見ですか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

そのように安房土木事務所の方から伺っております。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

それはね、過去何回も会議があつて、堰を取ることはね、両土手のね、両護岸の何て言いますかね、土をえぐったり、土砂をえぐったりするという話はありませんけど、今言う私が取りたいっていう所の堰はね、取ってもまだ下方に5mぐらい、5m以上ですよ。7、8mぐらいのコンクリがずっとひいてあります。だから、50センチそこら取ってもね、下の方に影響があるとは思えないんですね、私は。それで堰と同じ高さまで上流の砂がですね、ダーッと来てますから、もう深くするしかないんですよ、方法が。で、深くする方法は全部堰を取るっちゃうのも心配だということなんで、それだったら真ん中だけ取ってみようということなんですけど、これはちょっとね、意見がわかれるところがあるかもわかりませんが、過去にもですね、こういう話し合いをすると、桜の木の方のね、土手がえぐられるんだとか、いろんなことを言う人がいるんですけど、桜の方の土手がですね、えぐられた試しは一度もない。あっちの方は堆積土砂が溜まる一方だということで、それを誰が言ったかというのと、過去の地域振興課の主事さんが盛んにそれを強調しました。だけどあちらが水の流れの関係でどうしても山側の方に流れがっちゃうんですね。だから山側の方の石垣はあちこち崩れてます。ただそれは私はもう、どうだこうだ言うつもりはありませんけど、少なくともですね、今言った堰

の問題と堆積土砂の問題と護岸の問題とを解決する方法は3つしかないんですよ。川の深さを深くしない限り、水の流れる量というのは増えないわけですから、護岸を延ばしてくるということを最優先でその場合は考えなきゃならない、あれができないこれができないだけで終わらないでいただきたい。これができないのであれば、こっちをやっ
てやろうということで話を進めてもらいたい。それは進むんだっただけ、さっきの
ように区長さんのある話でね、その結果は、その時の会議の結果は、区長さんの発言で
こういうことになりましたということは、その時にですね、担当の司会進行をやった地
域振興課の係さんがね、町長さんにちゃんと説明に行ってるはずです。町長さんに説明
に行った結果ね、会議でまとまらなかったものはしょうがないんじゃないかという具合
に町長に言われたということで、私に報告がありました。だけど何としてもね、私はこ
の活動するのに85人の署名活動もやってるんです。だから私は1人でやってるんだと
いう具合に考えないでいただきたい。85人の方の賛同をいただいた人の力も借りなが
ら、この活動はやっているという具合に私は思っております。一番簡単にできるのが、
堰を下げる、護岸を延ばすということですので、やる場所は県ですから、本当に
さっき言ったようにですね、何回も言いますが、あの時にあの区長さんがいなければ
ね、もう予算まで取ってきてくれたんですよ。それができなかったということは非常に
残念です。

それで、これに関係するね、質問1つだけさせてもらいたいんですが。申し上げます。
ちょっとこの代わりに直接関係ないんですが、この川の会議をやった時に、今区長
さんのああいう発言があって、この仕事が駄目になったと、寸分進まなくなると、県
が予算まで作ってくれたのに進まなかったと、こういうことについての質問なんです
が、以前に質問通告した件がですね、却下された実績があります。それは新任区長さん
に対して、地域に影響を及ぼす業務のですね、判断について、妥当な判断ができるよう
にするために、就任初期にですね、最小限の勉強会、最小限の勉強会を行ってもらいた
い。さもなくば、大きな事業でですね、禍根残すという具合に思います。他にもあると
思う。汚染土の埋め立てのこともそうかもわかんない。私はまさに保田川の件について
は、この区長さんがその時にね、いなかったら、もう誰もいいって言ってるわけです
から。だけどその人だけが頑張るからできなくなっちゃって、私も来たばかりだから、
区長さんがどの程度の、何て言うんすかね、実績があって力を持っているのかとか、よく
わかんなかった。そういう状態でしたから、強くは言えなかったんですが、非常に残念
な思いをしました。今言ったようなことがありますので、これは区長にさんに対する質
問書を私は出したんだと思うんですが、それは却下されました。理由は今言ったよう
なことが理由で質問書を出したんで、この辺についてはですね、今後私が出すというこ
とじゃないんですが、仮に出た場合は、十分考慮した上で判断をしていただきたいとい
う具合に思います。いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

区長さんにつきましては、当然のことながら、初区長会がありまして、その中で各課から、どのようなことが連絡事項等も含めましてですね、町の状況も含めましてご説明させていただきます。その中でですね、区長会の中で話がまとまったようなことであれば、当然町としても対応をしなければならないと考えておりますが、個々にですね、この案件につきましては、それについて町の方から何か指導するようなことは特に考えておりません。基本的には区ごとの対応、それを基にですね、要望いただいたことを対応していくというような対応だと考えている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

私が言ってるのはね、初歩的な教育をね、やって欲しいという具合に言ってるのは、区長さんになる人は、それなりに立派な地域で立派な人がね、選ばれてなってくるんだと思いますけど、区長をやるための教育というのはですね、必ずしも受けてきてるわけじゃない。従って、この護岸をですね、延ばすという件についても、コンクリの色が嫌いだからやっちゃ駄目だと、この人は手紙まで書いてるんですよ。県の議長に2度、3度。そういうことまでする必要ありますか。だから、これは地域を良くしようとする話なわけですから、そういうことについては、こういう具合に考えなさいよということをね、ちゃんと言ってあげる。簡単なことでいいですから言ってあげるというのが、区長さんの初期教育だと思うんですね。それができないようだったら、何考える人が区長になるか、わけわかんないんですよ。確か、区長の基準っていうんですかね、業務基準書的なことを見たことはないんですが、他の区にですね、影響するようなことについては、1人で判断するのは駄目だと。総務だとか会計さんだとか区にいますから、そういう人と判断をして、ハンコを押すということになっているというふう聞いておるんですが、この人はそれやってない。やはり相談もしてない。だからその程度のことは相談をしてから、大切な仕事だからね、こんな意見を述べなさいねということを、区長になったはじめにね、4月になるのか5月になるのかわかりませんが、その時点で、これから新任区長が仕事をするんだというはじめの立場の時にね、教育をしてあげるっていうのは私は大切なことだと思うんですよ。それなくして、フリーでどんどんやらせてね、大した教育もわかんない、やってるということについては、町民はちょっと困りますね。ちゃんと考えていただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

区長さんにつきましては、当然、区の中で選ばれて出てきていると私たちは考えております。一般的にですね、常識を持った方が、常識のある町民の方の中から選ばれて出てきていると思いますので、要望等あれば真摯にうちの方、役場の方では対応しています。教育等というお話ございましたが、当然のことながら、区から代表として出てきて

いらっしゃっておりますので、当然区の中で判断すべきことだと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

ここであんまり議論するつもりなかったんですけどね。今私が話した内容でね、区長さんも「ぼん」と区長になっちゃったと、会議があったと。私が何回も繰り返すような判断をして、その場でですね、護岸を延ばすことを駄目だと言ったら、止めるように県まで手紙まで書いた、というようなことはあって当たり前なんですか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

一般的な考え方を言いますと、普通、前任の区長さんからどのような経緯があったとか、そういう事業があったかっていうのは引き継ぎを行って、区長として出ていらっしゃっていると、私達町の方は認識しております。当然のことながら、いろいろな課題、問題点は区の中であると思います。それを当然、次の区長さんの方に引き継いで対応していただくという考えは、区の方で持っていただくのが当然だと考えてる次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、副町長。

○副町長（内田正司）

過去の経緯そのものは、ちょっと議員さんの方からお話は私は承知してるところではないんですけども、いずれにしても河川のですね、災害防止というようなことの中で、県の管理河川でございます。それでもその護岸云々ということで事業化に向かっていくのであれば、当然県の方からですね、地元説明等が行われると思います。その際にはですね、町の方も地元と県の方の支援というか立場になるとと思いますので、その中で事業がですね、計画されて、県の方で実施するようであれば、その実現に向けて、町としても地元と協力して、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（青木悦子）

はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

これで終わりにしますが、要はですね、区長さんになる人は、新しく区長さんになる人は、私が思うに、それは区の中でも、それなりの人が出てくる場合もあるでしょうし、今はなかなか区長さんになってくれる人がいないという話も聞いてて、半ば押し付けられてやってるとい人もいるわけですね。そういう中で、自分の区のことだけでもね、自分の区の中で解決する話についてはいいと思うんですけど、他のことにね、関連する内容については、やっぱりそれなりの教育なり、簡単な教育なりね、何かを受けてから、間違っただ判断をしないように、これは僕は区長さんの間違いの判断だと思ってる

から言ってるんですよ。こういうことにならないように、町の方は新しい区長さんに、
どういふ方法でもいいですから、ちゃんとした教育をさせてから、区長さんの仕事をさ
せていただきたいという具合に思います。以上です。

○議長（青木悦子）

はい。以上で緒方猛議員の質問を終了します。ここで3時45分まで休憩といたしま
す。

…………… 休憩 ・ 午後 3時36分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 3時45分 ……………

◎一般質問

◎8番 竹田 和明

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。8番、竹田和明議員の質問を許します。

〔8番 竹田和明 質問席につく〕

○議長（青木悦子）

はい、8番、竹田和明議員。

〔ベルが鳴る〕

○8番（竹田和明）

私から2件質問します。まず1件目ですけれども、今年1月から2月にかけて、まち
作りにとって大変重要な、鋸南町まち作りアンケートが実施されると先ほど町長からも
説明がございました。このアンケートは、13ページの冊子になっていて、1ページ目
に調査の趣旨が町長名で記されています。我が家3人家族で、1人このアンケートの対
象に選出されてますので、冊子とともにその案内が我が家にも来たということになりま
す。その冊子の1ページ目を読むとですね、調査対象は、町民の中から無作為に2千人
を選び、アンケートの対象とし、あなたはその対象に選ばれました。そしてこのアンケ
ートの結果は、鋸南町総合計画に反映されますということが書かれています。アンケ
ートは町民のニーズを反映させるためのものであり、計画の実効性と、町民の満足度を高
める基盤となるものです。

さて今回のアンケートの実施について、町民の皆さんがどのような印象を持っている
でしょうか。この2千人に選ばれた人は、アンケートの冊子を読んで、その趣旨が理解
できるわけですけど、選ばれなかった人はどう感じているか。選ばれなければ冊子は届
きません。そのようなアンケートが実施されているという情報もわからないという人も
多数いると思います。自分の意見、回答が全く反映しないまま、重要なアンケート結果
として、今後5年間ものその期間に及ぶ計画になるというのでは、納得がいかないとい
う人もいるのではないのでしょうか。そこでまず1点目の質問ですが、基本計画の前提と

なる住民アンケートの意義をどのように考えているか。アンケートは、前期基本計画の前にも実施していますし、町民のニーズというのが、そんなに変わらないということであれば、町民アンケートを実施する方法やその内容に不備はないのか、この点を質問します。

そして今回の総合計画の予算ですけれども、約1,800万円と承知しております。厳しい財政の中で、これだけの費用をかけて作成するものです。毎回やっているからとか、前回やったようにやればよいといった姿勢では駄目だと思います。そこで2点目の質問ですが、町民ニーズが変わらないのであれば、外部のコンサルに多額の費用を払ってまで、後期基本計画を見直す必要はないのではないかとということです。アンケートの結果にざっと目を通してみると、アンケートの結果には頷けることが多いんですが、アンケートに基づき、まち作りにちゃんと反映されているのかということになると、その反映の割合といいますか、どの程度反映されているかっていうのがわかりにくくなっていると。実際問題、少子高齢化、人口減少が進んで、担い手も不足しておりますし、町は総合計画のスタート前よりも衰退してるとは思いませんかと実感することも多いというふうに感じられます。そこで3点目の質問ですけれども、限られた財政の中で、優先施策を選定することは、総合計画において重要な課題だと思います。総合計画に基づく予算配分計画、これがどのような要素を考慮し、どのような方法で行っているのかという点について質問します。

鋸南町総合計画前期後期の基本計画に沿って、まち作りが行われているということが建前だとしても、総合計画や基本計画は町民にとって、現状ですけれども、あまり身近なものに感じられていません。その原因は情報不足だと思います。計画の進捗状況がどうなっているのか、その責任者が誰なのか、また中長期的な目標の達成率がどうなっているのか、町民にはあまり情報が伝わっていないと思います。そこで4点目の質問ですが、これは提案でもありますが、総合計画の実行を支え、町民の満足度を高めるためにロードマップを作成すること、これが欠かせない要素だと考えるんですけど、どうでしょうか。現状、住民には計画の進捗状況が可視化されておらず、町はいつまでに何を達成するのか、情報が伝わっていないことが問題だと思います。以上が1件目の質問になります。

2件目の質問ですけれども、鋸南町は2016年12月に「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬまち宣言」を行っております。ただこの宣言とは、どういう意味を持つものなのか。今、事業者が千葉県を相手に汚染土壌処理業の申し立ての許可を行うよう求め、千葉地裁において、行政訴訟が継続しているということは聞いているんですけども、宣言を出した町は何か取り組んでいるのかということに疑問を感じている人は多くいると思います。いずれ裁判は判決が出て終結するわけで、これは汚染土埋め立て反対協議会の会報の情報によれば、令和6年度中に地裁の判決が出るということを知っておりますが、裁判所に確認等もしてるんですけども、どうも5月ぐらいになる予定だというようなことのような感じを抱えておりますが、いずれにしても、裁判が終結して、場合によっては上訴が行われて、高裁での審議が継続するということにな

るわけですが、ただ判決はいずれ出るわけで、この終結した後ですね、どうなってしまうのかということについて不安に感じている町民も多いと思います。町は裁判の当事者ではないので、裁判においての主張というのはできないんですけれども、しかし上記宣言を行っているわけですから、裁判外、裁判ではなくて裁判外での問題解決に向けた取り組みを行うべき責任があるというふうに思います。それは裁判中か裁判後にかかっていうことではなくて、裁判が行われていても、適宜行うべきものだというふうに思います。

将来同跡地において、もし汚染土壌処理が開始された場合はどうなるのか、周辺住民の健康に問題がないのか、農民漁民の風評被害は大丈夫なのか、土壌搬入を行うダンプカーから通学する生徒を守れるのかなどの不安に対して、アクションをとることが必要だと思います。また逆に事業者が敗訴し、汚染土壌処理が行われないこととなったとしても、当該土地がですね、どのように利活用されるのか。私有地ではありますが、面積も広く、高速富山インターに隣接した町の主要地であることから、どのような利活用がされるかというのは非常に注目も集められていることだと思います。そこで1点質問します。当該事業が開始された場合、懸念される通学路の安全確保や農水産物等に対する風評対策をどのように行うのか、考えはあるか。以上2点質問いたします。

○議長（青木悦子）

はい。竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の鋸南町総合計画後期基本計画の策定方針についてお答えをいたします。ご質問の1点目、住民アンケートの実施方法や内容に不備はないかについてでございますが、総合計画は地域の将来像を描き、その実現に向けた具体的な施策を示す重要な計画であり、透明性の確保、町民参加の促進、多様な視点の把握、現状把握と課題の明確化など町民の意見を反映させる手法の一つとして、全国的に殆どの計画策定時にアンケートが行われております。本町といたしましても、総合計画を通じて行政サービスを提供するにあたり、そのサービスの受容者である町民の皆様が、どのようなサービスを求めているのか把握する必要があるとの認識のもと行っております。

後期基本計画には、住民アンケートに新たに地域幸福度アンケートを加え、転入者、転出者、中高生、町職員など、町に関わりのある様々な属性の方の意識や実態、ニーズ等を把握をし、現状評価や課題抽出、施策立案に活用しようとしております。また、県内の自治体アンケートとして近隣4市及び県内同規模17町村の住民の意識等を把握をし、鋸南町の強み・弱みを明確化し施策立案に活用しようとしております。

住民アンケートの実施方法については、住民票データから18歳以上の方を無作為に抽出しておりますので、対象者の選出方法に不備はなく、また、調査に要する労力、時間、コストが削減でき、一般的な実施方法と認識をしております。

ご質問の2点目の、町民ニーズが変わらなければ、外部のコンサルに費用を払ってまで、後期基本計画を見直す必要はないのではないかについてでございますが、町民ニーズの変化については、アンケート調査などにより把握をしなければ、変化が生じているかどうかは把握ができないことは、1点目の答弁のとおりでございますが、町民ニーズは社会情勢や生活環境の変化によるところも大きいと思っております。

前期基本計画策定時は、新型コロナウイルス感染症などにより、厚生労働省から入院措置や外出自粛といった措置をとれる感染症法上の2類相当に位置付けられていましたが、令和5年5月からは季節性インフルエンザなどと同じ感染症法に規定をされる5類感染症に移行をいたしました。これにより、政府が外出の自粛を要請することはなくなり、感染対策は個人や事業者の判断に委ねられるなど、大きな転換点を迎えました。また、昨今の物価高騰、SNSによる情報化社会、デジタル社会の推進などは、社会情勢の変化とも言えるものでございます。町民ニーズにも変化を及ぼすものでございます。加えて、前期計画アンケート時から5年が経過することにより、子育て世代では、幼稚園児は、小学生になり、中学生は、町外の高校に進学するなど、家庭を取り巻く教育環境の変化が生じ、一方で、高齢者がいる世帯では、今まで必要のなかった医療や介護が必要になったなど、人それぞれ、立場や時間の経過により、町民が求めるニーズは違っていくものと思っております。

コンサルによる支援業務は、ニーズの把握、集計、分析、検討事項整理、考察事項整理などのほか、ワークショップのファシリテーターなど計画策定において必要と考えております。そのほかにも、受託者である株式会社ちばぎん総合研究所は、千葉県内の様々なデータを把握をしていることから、その知見を生かすことも、支援業務としての重要な要素と考えております。そのようなことから、計画策定に必要な経費について、令和6年9月議会定例会において、補正予算をお願いし、議員の皆様にご理解いただき、可決頂いたものと認識をしております。

ご質問の3点目の、総合計画に基づく予算配分計画はどのような要素を考慮をし、どのような方法で行っているのかについてであります。予算編成につきましては、債務負担行為や長期継続契約を締結をしている案件以外については、当年度事業は基本的に各課からの予算要求により予算の配分を行いますので、基本計画に基づく予算配分計画は策定されておられません。しかしながら、各課長宛てに毎年度当初予算の編成方針を示しており、その中で総合戦略、総合計画等諸計画などに盛り込まれている事業については、計画に沿うよう、適切に予算要求することと基本方針として示しております。各課からの予算要求に基づきまして、総務企画課においてヒアリングを行い、緊急性、重要性、費用対効果、補助金の有無、総合計画及び総合戦略との整合性などを判断をし、予算査定を行う流れとなっております。限られた財源の中で、最小限の予算で最大限の効果を求めることは言うまでもありません。しかしながら、計画年度に予算を配分できない事態もありますが、財政状況を加味した中で、補正予算での対応や翌年度での事業実施などの対応をしております。

ご質問の4点目の、住民の満足度を高めるために、総合計画のロードマップを作成することは欠かせない要素だと考えるがどうかについてでございますが、総合計画の進捗状況管理については、中村議員からの一般質問の答弁と重複をいたしますが、PDCAサイクルに基づく実施状況、進捗状況を各課から提出をし、評価分析を行い、同時にKPIに基づく評価分析も行っており、鋸南町まち・ひと・しごと創生推進会議の中で、効果の検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定をしております。また、会議終了後には、速やかにホームページに公開をし、町民の皆様に進捗状況をお知らせをしております。事業費における年度区分については、鋸南町過疎地域持続的発展計画において、事業毎に細分化し進捗管理を行っており、総合計画と同様に、毎年度効果検証を行い、ホームページにて公開しております。後期基本計画においても、同様な進捗管理を行っていくことを想定しておりますが、策定作業を進めていく中で、どのような手法が効果的であるか、関係者の意見や他自治体などの事例も参考に研究してまいります。

2件目の、汚染土に関する訴訟確定後についてお答えいたします。ご質問の、汚染土壌処理事業が開始をされた場合、懸念される通学路の安全確保や、農水産物等に対する風評対策をどのように行うのかについてであります。議員からのご質問にもございましたが、町は総合計画でも記載されているとおり、平成28年に「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はらない町」宣言を行っているところでございます。

この汚染土壌処理施設につきましては、当初から、多くの町民の皆様が心配をし、反対の声をあげ、追随し、町内の行政区をはじめとする多くの団体が、反対を表明しております。まさに議員がおっしゃられていることを危惧して、多くの町民の皆様が行動に移し、町としても地域との合意形成について、強く千葉県に要請をしてきました。

本施設については、事業者が申請をした汚染土壌処理業の許可申請を、令和2年に千葉県が不許可処分とし、この処分に対し、事業者が県を相手に訴訟を起こしており、現在も係争中であり、町としてその経過を注視しているところです。

議員のご質問は、仮に、万が一、裁判の結果、事業が許可されたと仮定した場合に、町として備えがあるかということかと思っておりますが、ご質問の通学路の安全確保については、係争中の内容に直接関連する内容でありますので、回答については差し控えさせていただきます。風評対策につきましては、汚染土壌処理施設から排出される排水について、事業者が行う水質検査のほか、町としても水質検査を行い、この検査結果を開示・公表していくことを想定しております。

いずれにしても本件は現在も係争中であり、町としてはその経過を注視しながら、適切な対応策を模索して参りたいと考えております。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく願います。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員、再質問ありますか。はい。竹田議員。

○8番（竹田和明）

まずこの総合計画のアンケートについてですけれども、アンケートの実施方法については、無作為抽出法を採用したということで、18歳以上の方を無作為に抽出したとのことであります。しかし総合計画は、全町民の計画を作成するものですし、ですから、アンケートの対象は、原則として全町民とすべきではないのか。同じアンケートを2千名に行う場合と、6千名に行う場合でコストの差というのはどの程度というふうに試算しているのでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

無作為抽出と全体の調査、コストについては特に把握しておりませんが、当然のことながら、郵便料等は違ってくると思います。さらに業者に委託しておりますので、その部分の金額も違ってまいると考えております。明確な数字は手元に持っておりませんが、先ほど町長答弁にもありました通り、労力と時間、コストなどが増えるということは当然のことだと思っております。また全体調査に比べてですね、無作為調査の方が世論とかですね、意識調査などには適しているというような話もございましたので、無作為調査の方で対応している次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

この郵便料なんですけれども、今町にはですね、おそらく3千世帯ぐらいしかないと思うんですね。これ2千人に調査してますから、2千人には郵便物を送っていると。そう考えると、郵便代はですね、2千から3千に増えるということで、1.5倍にはなると思います。私の試算では50万円ぐらい増えるのかなと思ってますけど。確かにそのデータの処理も件数が増えますんで、多少コンサル料も増えるのかもしれませんが。コンサルを利用するのは、これはもう仕方がないと思います。先ほど町長答弁であったように、コンサルの持っている知見も利用して、職員数はもう絶対的に足りない状況にあるわけですから、コンサルを使って調査をするのは仕方がないにしても、私はやっぱり全町民にやった方がいいんじゃないかなと。というのは、この調査が行われていること自体が、知らなかったっていう町民が結構いると思うんですね。うちはたまたま1人選出されたから認識しましたが、そうじゃない家もあると。

私はですね、このアンケートを読む時、見る時には、アンケート結果は、やっぱ少数意見ほどですね、真実が書かれると、書かれていることが多いということがあるので、やはり全員に調査して、そういった少数意見を、少なくともこの2千人が6千人になれば、3倍増えるはずですし、そういった調査をしていくべきではないかなと思うんですけど、そういった調査じゃなくて無作為抽出をしたということで理解しました。人手がない中でコンサルを採用することは必要なんだけれども、昨年9月の定例会で補正予算も可決されていると。しかし、より良いまち作りをするために、どのようなアンケート

を実施するべきかということについては、これはコンサル任せにするのではなくて、やはり町としてはですね、主体的に関わって、役場内での議論というのもですね、どんなアンケートを行うのか、十分議論はされているのかどうか、そこについて2番目、2点目ですけれども質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

この業者選定におきましては、各プロポーザル方式を採用しておりまして、事業者からの提案を受けて計画策定に進んでいる次第でございます。何社かやはりプロポーザル参加していただきましたけど、やはりアンケートの方法については、皆さんどこの各社もですね、住民ニーズを把握するためにはやっぱり必要というふうなご意見がございました。その中でですね、前回うちの方でやっておりましたアンケート、令和2年にやったアンケートですね、今回比較しまして、こういうところが欲しいとか、そういう要望はやはり出ささせていただきました。さらに事業者の方から先ほど町長答弁にもありました通り、幸福度についてのアンケートについても入れていくということで、バージョンアップをさせていただいて対応している次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

今回新たに幸福度っていう要素を入れたのは、それはチャレンジとしていいことかなと思います。役場の職員に対してですね、職員アンケートを実施しているということなんですけれども、まち作りアンケートとは別に職員アンケートというのがあって、これは基本的には全職員を対象にしているというふうに聞いてるんですけれども、この職員アンケートというのは、いわゆる総合計画を作るにあたってですね、何か基礎となるような、そういう位置づけになっているのでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

アンケートにつきましては、やはり計画を作る中でですね、いろんな政策等の参考にはさせていただきたいと思っておりますが、今考えておりますのは、職員のアンケートを行うことによりまして、町民のアンケートとどのくらい乖離があるか、自分たちがやって、できてると思ってることが、町民の方々からしますとできていないというような認識の違いも、ギャップもあるかもしれませんので、その辺も含めて把握していきたいということで、職員アンケートも実施しております。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

そうすると職員アンケートは、どの程度乖離しているかをチェックするだけであって、総合計画を作成する時の基礎にはなっていないということでもいいですか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

一番最初の基礎としては町民アンケート、あと中学生のアンケート、提出者転入者のアンケートが基礎になっていきます。あと内部的な話の時に、職員の方のアンケートっていうのも使っていくことは考えられると思います。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

この職員アンケートというのはですね、全職員にアンケートをしているわけで、それとは別にまち作りアンケートは、この町民の中には当然職員もいるわけで、職員の3分の1は、このまち作りアンケートの対象にもなっていると。職員というのは、役場の職員というのは、一般の町民とは違って、町のその行政についての知識もありますし、こういった施策を推進する主体でもあるので、言ってみたら、アンケートの対象としてはちょっと特殊なですね、人なんだと。そういった職員が全員回答している職場アンケートと、それ以外にも、まち作りアンケートで3分の1の職員がですね、回答するというのはちょっと偏ったですね、要は役場寄りの、このまち作りになってしまうんじゃないかなという点を懸念するわけなんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

あくまでですね、町民アンケートや中高生アンケートの方を優先に考えております。アンケート結果だけが全部それを通すわけではなくてですね、この後ワークショップ等も通じていく中の基礎資料としてですね、アンケートは使っていくような感じになりますので、その中でいろいろな町民のニーズを把握しながら計画を作っていくと考えてる次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

わかりました。

次、予算配分計画との関係なんですけど、各課から予算要求により予算配分を行うので、基本計画に基づく予算配分計画は策定されていないものの、総合計画等に盛り込まれた事業については、各課長宛に予算編成方針を示し、緊急性、重要性、費用対効果、補助金の有無、計画との整合性などを判断し、予算査定を行っているという答弁でしたが、一応総合計画のための予算は盛り込まれるようになっているということのようです。

が、担当課の課長の、言ってみたら任意の予算要求に任されていると、この総合計画のための予算要求は課長の任意なんだということになるんでしょうか。なんかそのように聞こえます。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

町の予算につきましては、全部総合計画に基づいてやっているものではございません。住民サービス等の部分もございまして、総合的に判断した中で予算の要求がされていると認識しております。その中でですね、上がってきた要求を基にですね、総務財政担当の方でですね、基本計画に載ってるものについては優先的に配分していきたいと考えてる次第でございまして、町長答弁にもありました通り、財政的に今年度できるかできないかも判断も含めまして、予算付けをしている次第でございまして。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

この総合計画っていうのは総花的な計画であって、補助金をもらうにしても、ここに載ってないともらえないっていうような事情があるというのは、以前私も一般質問して認識してるんですけども、ただ、この総合計画にあるその課題テーマの中で、重要なテーマとそうでもないテーマと2種類あると思うんですよね。重要なテーマっていうのは、上位4から5ぐらいのですね、課題になるかなというふうに思ってるんですけど、やはりこの4から5のですね、最重要課題については、ちゃんと予算化をされているのかどうか、やっぱりここは町民もみんな見て、気になっているところですから、総合計画の最重要課題に対して、どういう予算ないしは事業が紐づけられていってるのか、そこをやはり明確にするべきじゃないのかなと思うんですけど、そういった予算配分計画の策定方法に変えるということはどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

基本的にはですね、すいません、竹田議員のおっしゃるような方法を取っている自治体もあるとは聞いております。例えば課ごとに予算を配分しまして、この配分の中でやってくれというような予算配分の自治体もありますし、政策的なものと同情的なもので分けて予算配分している自治体もあるとは聞いておりますが、本町では基本的には積み上げ方式の対応をしております。総合計画には載ってませんが、予算を住民の方からのニーズが高い、例えば公共交通ですね、実証運行をやってみたり、来年度につきましては法定協議会を立ち上げたりと、政策の中には載っていない中でも、予算配分をしている事例もございまして、柔軟な対応をしていきたいと考える次第でございまして。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

総合計画の重要テーマについては、いろんな事業として取り組んでもらってると思います。町内の域内交通の実証実験もそうですし、あとは道の駅きよなんの開発計画もそうですし、いろんな取り組みがされているんだと思うんですけども、その位置付けがですね、総合計画とどういうふうに紐付いてるのかっていうのが、よく見えないところがあるんですよ。だから町民としてはアンケートを一部の人がやって、総合計画が配られてきたと。だけどパラパラとめくってアンケートは見るにしてもですね、総合計画自体はこういうもんかって言って本棚にしまって、5年間何も見ないっていうことも多分多いと思うんですよ。そうではなくて、やはり今、今年の予算は総合計画のこの課題に基づいてどういう取り組みをして、そこに予算をどれだけかけてやるんだっていうのを、もう少し明確にすることによってですね、町民もこの総合計画っていうものを、もっと注目するようになるというふうに思うんですけども、そういう意味でですね、私はロードマップの作成というのを提案するわけなんですけど、このロードマップ、先ほどの答弁ではですね、PDAサイクルを回したり、KPIによる評価分析を行っているという答弁だったわけなんですけど、それはロードマップとは別物だというふうに私は考えているんですが、町としてはこのロードマップっていうのは、どういうものだと理解しているでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

中村議員の時に答弁した関係もありますが、基本的には総合計画は基本構想、基本計画、その下に実施計画として過疎計画がございます。過疎計画については各事業ごとのですね、予算配分等について、この年度にこのぐらい使うんじゃないかというような金額も計上させていただいておりますので、それをもとに判断しているような次第でございます。なかなかですね、議員さんおっしゃる通り、総合計画作った後にですね、見ていただけないっていうのはよく聞きます。うちの方の広報不足もあると思いますので、進捗状況につきましては、まち・ひと・しごと創生推進会議が終わり次第ですね、各33、今施策分野がございますが、それについて各年度ごとの達成状況、今どういう状況にあるかっていうのは報告させていただいております。令和7年度が最終年度でございますので、それに向けて今どういう状況かということは報告させていただいておりますが、なかなかちょっとそこまでホームページまで見ていただけない状況もあると思いますので、今後またどのような方法で周知ができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

ロードマップっていうのは、私の理解では、プロジェクトマネジメントを行う上でのツールであって、大きなテーマになればなるほどですね、一つの部署だけで完結する事業ではなくなって、いくつかのその関係する部署にまたがったですね、事業になること

もあると。そういった場合に、その責任者が今誰なのか、それとそれぞれの部署で何をどこまで行っていくのか、その責任を明確にするっていうのと、あと目標っていうのも一つではなくて、レベルごとに、最終的な目的を達成するために、いくつかのその目標っていうのを設定していくわけですから、その目標に対して今、進捗がどうなっているのか、その進捗率であるとかですね、そういったものもやっぱり町民の情報として提供してもらいたいと思います。そうなれば、やはり総合計画に対する注目度ももっと高まってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2件目の質問を行いたいと思います。町としても地域との合意形成について強く千葉県に要請してきたという答弁がありました。この地域との合意形成とは具体的に誰と誰の合意形成なのか。またどのような合意形成をする、その内容はこういったものなのか、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

こちらについてはですね、平成27年とか28年の時にですね、千葉県の方に町の方から意見書を出させてもらってます。こちらの内容についてはですね、やはり地元の方がですね、納得されてないケースがほぼほぼだったので、やはりそういったところですね、地元の方で望む声が全部とは言いませんけども、やはり8割9割、そういった賛成の声が得られない状態が続いてますので、そこをですね、やはり地元の方がそういった施設をですね、作ってもいいという大多数の声がまとまる事をですね、県の方にですね、まとまらなければ県の方に町としてはですね、その部分について許可をしないでいただきたいということで要望の方を出させていただいております。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

ちょっとこの答弁の文章からはですね、よくわかりにくいんですけど、答弁では地域との合意形成について強く千葉県に要請してきたという答弁だったわけですけど、地域との合意形成について千葉県に対して許可をしないでくれっていう話をしたということで理解していいのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

そうですね。いろいろな経緯がございまして、地元の区長さんの文書が出てしまったとか、そういったものがありました。それは結局、地元の方では望んでいないことありますので、やはりそこら辺をですね、施設ができることによって、地元の方でそういう施設だったら受け入れてもいいんじゃないかという声上がるのであれば、きちんとした形でですね、上がれば、やはり地元会社の方、ここですね、やはりウィンウィンの関係が望めるようなものであれば、許可が出てもいいのではないかなというのがあります。

ますけども、その当時はですね、やはり地元の方では、もうずっと心配の聲が上がって、望まない施設というふうなことになっておりましたので、その問題をですね、解消されない限りは、やはり許可は出して欲しくないということで、県の方には要望しておりました。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

わかりました。汚染土壌処理業の許可申請に関わる当該裁判について、町としてもその経過を注視しているという答弁がございました。この点についてなんですけれども、町としてはどの程度注視しているのか、それを確認するための質問を行いたいと思います。当該本訴の前に、事業差し止めの仮処分申請が行われているわけなんですけれども、この仮処分申請が行われた裁判については、どのような判決であったと理解しているか、争点であるとか、決定内容、決定の理由等についてはどのように理解しているんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

その部分についてはですね。すいません、もう一度ちょっと質問の方お願いできますか。

○8番（竹田和明）

はい。この裁判を注視しているという話があったと思います。この注視というのはどの程度注視しているのか、そういった趣旨の質問なんですけれども、今行われている本訴の前に仮処分の裁判があったと、この仮処分の裁判については既に判決が出ているわけなんですけど、この判決の争点、決定内容、決定の理由、それが何であったかという質問です。注視してるのであれば、そういった判決の内容についても、おそらく即答できるはずなので、その辺を確認させてもらっているということです。

○議長（青木悦子）

はい、副町長。

○副町長（内田正司）

すいません。裁判そのものはですね、町民の有志の方っていいですかね、その方たちの訴訟を提起したものであって、町がその訴訟そのものに直接関わっているものではありません。その注視の度合いということで、言葉のあやってわけじゃないですけども、当然その前段があって、そこからその裁判が一部判決の出た案件もありますけど、まだ係争中の案件があって、その中で県の方で業務を不許可にしたということで、その訴訟の今実際起こってるのは、その町民の関係者の皆様が起こした訴訟の外といいですかね、なんて言うんですかね、ちょっとフェーズが変わった形で今、県の方が不許可にして、それに対して事業者が県を訴えて裁判してるってのが今の状況です。それで注視ということは元々気にかけている話が、例えば宣言をしたのが、ちょっと議員発議だった

かちょっと忘れましたが、当然全員か、一部賛成多数で議決されたもので、その後はやっぱり区長会、あるいはその地域ですね、私はちょっと記憶してる限りでは、地域の区の中でやっぱりそのものについて図って協議されて、その反対というようなことが総意といいますか、その地区ごとのものが上がってきたと認識しております。それで、一番の一義的なものは、ですから竹田議員がおっしゃったように、例えばその風評被害であるとか、環境汚染ですね、あるいは一部通学路の問題等もあるかもしれませんが、端的に言うと、住民の総意といいますか、大多数の意見としたそういう施設については、鋸南町には必要じゃないんじゃないかということが一つの方向性だと思います。議会でも宣言を議決して、区長会でもそれぞれ取りまとめして、それがずっと延々続いているという形だと思います。ですから、その注視というその答弁の中の話は、県のものが今そのものですね、ちょっと町がそう言っているかわかりませんが、その事業としてのものですね、できれば実施されないで収束してっていうんですかね、そういう心配がないような状況の結果になればいいかなというふうに思っていると思うんですね、大多数の町民の方。そういう意味で、その裁判の育成として、これがどういう結論が、判決が出るのかということは、そういう意味で注視、注目しているということです。

また一般質問の趣旨ですけれども、結果が出たらどうだこうだということについては、直接町が関与できないことでもありますので、その結果、状況に応じて、当然当事者は、その裁判の結果によって、上にですね、控訴するとか、そういうケースもあると思いますので、少し時間がかかるのか、あるいは一審ですばっと決まってしまうのか、ちょっとそこら辺は、私ども見通しができませんけれども、ただできるだけですね、町民の生活に影響ない、環境を守るということの意味で、その都度、適切なですね、対応が取ればいいかなと思っております。そういう意味で注視という言葉で町長の答弁をさせていただいたと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

あんまり注視されていないんじゃないかなって今の答弁を聞くとですね、思ってしまうんですけど、やはりもう既に仮処分の裁判は終わっていて、判決も出ているわけですから、だからその内容についてはよく熟読されてですね、今何が裁判の争点になっているのか、そこをやっぱりちゃんと町としてこういう宣言をしたからにはですね、注視すべき、まさに注視すべきことだと思います。町としては宣言だけして、言いつばなしになってしまってますね、裁判についても、ある意味注視ではなくてですね、ほったらかしの状態になってしまっているんじゃないかと思えます。そういう中で、本来やるべき裁判の中では、主張は町はできないけれども、裁判外でのですね、対応、例えば反対をしている人たちとの協議であるとか、あとは事業者とのですね、交渉というのにも必要になってくると思えます。そういった事はですね、裁判がいくら行われているからといって

ですね、差し控える必要は全くないわけで、裁判が終結したらすぐアクションが取れるように、そういった協議ですね、行ふべきなんじゃないかなと私は思います。

あんまり時間ないので1つ、もう1つですけれども、この風評対策について、汚染土壌処理施設から排出される排水について、町としても水質検査を行うという答弁がありましたけれども、この水質検査ですね、どういった頻度で行うのか。それとどういった方法でその検体を取るのか。その辺についてはちゃんと考えられて答弁をされたということでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

こちらの方についてはですね、環境基本法の方のですね、規定しております、土壌汚染に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準に準じて定める規則の基準で、安全基準というのがあります。そちらの方でですね、水質基準の方が明記されておまして、こちらの方項目で27項目ございます。そちらの方をですね、施設の方から排水される水の方を採取してですね、検査機関の方に提出して、その結果を仰ぐということで水質検査の方は行う予定です。頻度についてはですね、これ1回の検査費用がですね、20万弱かかるということで、その頻度については月1回にするのか、また事業者の方で県の方に提出しております3ヶ月に一ぺんといったような、そういった頻度にするか、そこら辺は今後施設が開業するにあたってですね、施設が稼働するにあたっては、その頻度の方はちょっと検討していきたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

この検体をどうやって取るかということですが、単に佐久間川からくんでくればいいという話じゃないと思うんですよね。佐久間川からくんできただけじゃですね、施設から出たものなのかどうか証明ができないわけですから、やはりこれは施設から出た水を検体として取って、それを検査しなければいけないということであればですね、本当にその施設から出たものを検体として取らせてもらえるのかどうか、事業者との話し合いっていうのができてないと、勝手にその施設から取ってくるわけにいかないですから、その話し合いっていうのはできてるのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

その話し合いは進めておりません。ただ採水するのはですね、計画表の方でですね、出てきた中で確認してですね、排水経路の端末でありますところで、採水する予定です。ただその採水方法についてはですね、どんな水質かわからないので、そこら辺の方は取り方の方ですね、水質検査を行う業者の方にですね、採水の仕方を確認して取るようにはしたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

事業者との協議というのも、一例として、排水の検体の取得方法について今質問したわけですが、やはりこれ、事業者の施設から検体を取るわけですから、勝手に行ってですね、勝手に取ってくるっていうわけにいかない話なんですよね。ですから、事前に事業者との協議も必要な話であるし、それをどういった頻度でどのように検体を取らせてもらうのか、そういった話はですね、裁判がいくら行われているからといって、並行して進められる話であるわけですから、ぜひそういったですね、裁判外での取り組み、これは宣言をした町としての責任としてですね、注視とかそういうことではなくて、きちっとやってもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

排水についてはですね、施設の中というかですね、放流の一番末端、佐久間川に放流される場所の部分ですね、その部分で取ることを考えております。あと、頻度等についてはですね、先ほど申しましたけれども、どういった回数、1週間に一ぺんがいいのか、毎月がいいのか、これは2ヶ月に一ぺん、3ヶ月に一ぺん、半年に一ぺん、そういった方法についてはですね、これからどういった回数が望ましいのか、こちらは検討して実施していきたいと思っております。

○議長（青木悦子）

竹田議員。

○8番（竹田和明）

ただその排水がね、確かに何て言うんですかね。排水の出口があって、そこからちょぼちょぼ出てくるのを取るっていうんだったらわかりますけど。でもその出口が佐久間川の水の水位よりも低いところから排出されるんだったら取れないじゃないですか。実際どうなるかわからないけれども、そういった確認、どうやって検体を取るかっていう、そういう詰めって、一例として言ってるわけで、いずれにしても、少なくとも町民の健康であるとか、あとは風評被害をどう防ぐか、それと私が書いたのは通学路の安全確保ですが、そういったことをちゃんと町民に説明できるように、それは裁判が終わってから取り組むのではなくて、今のうちにちゃんと取り組んでですね、裁判がどういう結果になったとしても、それは大丈夫なんだっていうのをですね、ちゃんと示してもらわないと、町民としては、ああいった宣言が出たけれども、今どうなってんのかと、町は何かやってくれてるのかっていうところがですね、一番心配なわけですから、ぜひそこは積極的に取り組んでいただきたいなと思っておりますけど、何かございますか。

○議長（青木悦子）

はい、副町長。

○副町長（内田正司）

いずれにしてもですね、いろいろ前段の中で、最初は汚染土対法の、例えば指導要綱みたいなものは県は持ってませんでした。ですから産廃のですね、指導要綱みたいなものがあって、それに準じた形で県の方も業者と指導をしていたという。その中には地域協定みたいなもの、地元で結ぶか、あるいは町が結ぶというのは、一つ項目がありまして、その中で様々な今懸念されるような、当然、水質の問題ですとか、要件があると思うんですね、そういうものを協定を結んでということの中で、進んでいきました。これは今度土対法になって指導要綱もできまして、もう1回、裁判の予定もありますけれども、新たにそういう基づいた申請が出てくれば、また地元ですね、協議といいますか、そういう指導要綱的なものも入ると思いますので、その中で十分町民が安心できるような形の検査回数とか、事業者で負担になってもらいたい部分、事業者の方で法定の回数をやらないということであれば、それはまた町の方で単費対応ということもありますけども、今議員がおっしゃったような、どこで採水して云々ということは、要するに具体的なものが出たらですね、当然一番有効性のある部分から採水した形で、検査等をしていきます。もちろん費用負担の話とかありますけど、それはこれからという形になるかと思っております。

○8番（竹田和明）

以上です。

○議長（青木悦子）

はい。以上で竹田和明議員の質問を終了します。お疲れ様でした。

◎散会の宣言

○議長（青木悦子）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日3月5日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。お疲れ様でした。

…………… 散 会 ・ 午後 4 時 4 5 分 ……………

令和7年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和7年3月5日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問〔2名〕
6番 笹生 あすか 議員
1番 東 愛乃 議員
- 日程第2 発議案第1号 鋸南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第1号 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	東	愛乃	議員	2番	篠宮	真樹	議員
3番	中村	基	議員	4番	柴本	健二	議員
5番	秋山	柳三	議員	6番	笹生	あすか	議員
7番	早川	正也	議員	8番	竹田	和明	議員
9番	大塚	昇	議員	10番	青木	悦子	議員
11番	緒方	猛	議員	12番	鈴木	辰也	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	吉田	修一
税務住民課	長	菊間	寛之	保健福祉課長	対馬	尚子
地域振興課	長	重田	正行	教育課長	安田	隆博
建設水道課	長	齋藤	正樹	会計管理者	笹生	いつ子
総務管理室	長	今井	勝啓	監査委員	増田	光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤 芳博 書記 曾田 敦子

…………… 開 議 ・ 午前 10 時 00 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

議員各位にはご苦労様です。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎一般質問

◎6番 笹生 あすか

○議長（青木悦子）

日程第1、一般質問を行います。はじめに6番、笹生あすか議員の質問を許します。質問席へ移動してください。

〔6番 笹生あすか 質問席に着く〕

6番、笹生あすか議員。

〔ベルが鳴る〕

○6番（笹生あすか）

私からは聴こえの支援について、就学援助についての2件の質問をします。

1件目は聴こえの支援についてです。今年はデフリンピックが東京で行われます。デフとは英語で耳が聴こえないという意味です。デフリンピックは国際的な大会で、聴こえない、聴こえにくい人のためのオリンピックということで、4年に一度開催され、東京2025デフリンピックは100周年で、日本で初めての開催になるとのことです。そのことは昨年、知人が寄稿した新聞記事で知りました。また、昨年11月には、安房郡市聴覚障害者協会創立25周年と、館山市手話サークル創立50周年記念大会に議員も招かれ、安房での手話歴史を知り、その大会スローガンの一つが、自治体に手話言語条例の制定をとりました。私は学生時代に1年間だけでしたが、手話を学んだ経験から関心を持ちました。千葉県では、手話言語条例を2016年から施行されています。その中に市町村の役割として、聴覚障害者が日常又は社会生活を営むために必要かつ合理的配慮を行い、手話等の普及、環境の整備に努めるとあります。

そこで3点質問します。1点目、市町村の役割として、県と連携して、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備を図る努力義務が規定されているが、町の現状はどうか。2点目、鋸南町手話言語条例を制定する考えはあるか。3点目、県内自治体でも、加齢による難聴の補聴器購入助成が広がっているが、町の考えは。

続いて2件目です。2件目は、就学援助について質問します。町では学校給食費の無償化、18歳までの子供医療費の助成、または遠方までの通学援助など、様々な子育て政策が行われていますが、魅力的な子育て政策ということで評価されていると思います。私自身も評価しています。ですが、昨今の物価高騰により家計の影響が続く中、新学期を前に、学用品などの負担がとて大きいという声も届いています。また就学援助についての町の情報がとても少なく、周知も十分でないと考えます。

そこで3点質問します。1点目、鋸南町の就学援助制度はどうなっているか。2点目、就学援助率等、町の現状はどうか。3点目、周知の方法に改善が必要と考えるかどうか。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員の質問の1件目について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の聴こえの支援についてお答えをいたします。ご質問の1 点目、市町村の役割として、手話等の普及促進や環境整備を図る努力義務が規定をされているが、町の現状はどうかについてであります。聴覚に障害をお持ちの方の意思疎通等のための手段の確保は、相互に意思を伝え、理解し合うために大変重要であると理解をしております。町では、聴覚障害等をお持ちの方が、本庁及び保健福祉センター窓口に来庁の際、不便なく用件をすまされるよう簡易筆談器を備え、また紙面により対応をいたしております。また来庁せずに自宅からのFAXによる対応等、柔軟な体制を整えております。加えて、福祉の増進と社会参加の促進を図るため、国県の補助金を利用し、千葉県聴覚障害者協会へ手話の通訳者の派遣依頼を行っており、出先での複雑な内容の要件も済まされるよう支援体制を整えております。

また、社会福祉協議会に登録をされているボランティア団体に手話サークルの団体があり、月に2 回程度の活動を行っております。手話の勉強やフリートーク等をする中で、誤解が生じやすい言語の理解を深めていくなどの活動をしていただいているところであります。

ご質問の2 点目の、鋸南町手話言語条例を制定する考えがあるかについてであります。現在県では千葉県手話言語条例が制定され、平成28 年6 月28 日から施行をされています。条例の中で、市町村の役割や県民の役割の他、聴覚障害者と共に、日常生活や社会生活を営むための整理がされておりますので、当面の間は、町独自の条例制定はせず、千葉県の条例に沿った様々な協議や対策を行って参りたいと考えております。

ご質問の3 点目、県内自治体でも加齢による難聴の補聴器購入助成が広がっているが、町の考えはについてであります。加齢により起こる加齢性難聴については、聴こえが悪くなるだけでなく、認知症へ移行するリスクが高くなると言われています。しかしながら、補聴器の仕様は使用される方に適合するかどうか難しいなどの話も多くあります。県内では現在、8 自治体で助成制度を行っていますが、助成を受けられる対象となるには、様々な条件があるように聞いております。以前にも一般質問等でご質問をいただいているところであります。千葉県及び県内、他自治体の動向を注視をしながら、適切な補助ができるよう引き続き今後の検討とさせていただきたいと考えております。

以上で笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員の質問の2 件目について、教育長から答弁を願います。富永安男教育長。

○教育長（富永安男）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

2件目の就学援助についてお答えいたします。ご質問の1点目、鋸南町の就学援助制度はどうなっているかについてであります。議員ご存じのこととは思いますが、就学援助制度とは、小中学校へ通う児童生徒のご家庭の中で、経済的に困難な状況にあるご家庭の児童生徒が、安心して義務教育を受けられるよう、学用品、通学用品、修学旅行などの必要な費用について援助する制度であり、国の基準やそれに準じた町の基準に基づいて援助を行っております。

その認定基準には、要保護、準要保護の2種類があります。要保護とは、生活保護を受けている世帯の児童生徒が対象で、生活保護法に基づき、教育扶助として援助を行っており、2分の1の国費が充当をされています。また、準要保護とは、生活保護を受けていないが、経済的に困窮している世帯が対象で、自治体が基準を設け、援助を行っており、全ての自治体が負担をしています。いずれも対象となるご家庭からの申請に基づき、援助を行っております。

ご質問の2点目、就学援助率等、町の現状はどうかについてであります。当町の就学援助者数についてですが、令和6年度実績で申しますと、小学校が1世帯で2名の児童、中学校が1世帯で2名の生徒、計2世帯で4名の児童生徒が援助を受けております。援助額の見込みとして総、額37万40円であります。

ご質問の3点目、周知の方法に改善が必要と考えるかどうかについてであります。就学援助制度は、小中学校へ通う児童生徒のご家庭の中で、対象となるのは、生活保護を受けている家庭、または生活保護に準ずる家庭に限られます。一般のご家庭が、単に生活が苦しいからとの理由により認定されるものではありません。申請の対象となる世帯に確実に情報が届くよう周知に努める一方で、その対応については、プライバシーに十分配慮した形での周知も求められます。町ではそのような配慮もあり、現在、福祉部門とも連携をとりながら、児童扶養手当の全額受給者や、児童虐待や養育支援を担う準要保護児童対策協議会の情報、さらには教員による毎日の学校生活における児童生徒の変調などの情報等も参考にしながら、援助の必要性が考えられるご家庭に対し、都度寄り添う形で対処してまいりました。よって、ある程度対象者が限られることから、今まで積極的に町の広報誌や公式ウェブサイトにおける周知を行っていなかったのが実情です。今回の議員からのさらなる周知の改善が必要とのご指摘も踏まえ、今後は現在の配慮の中心の周知方法に加え、必要とされる方がいつでも情報を入手できるよう、周知の工夫を図っていく考えです。引き続き関係機関と連携をしながら、対象となるご家庭に制度の情報が適切に届くよう、プライバシー保護と周知の両立を図りつつ、より効果的な周知方法に努めてまいります。

以上で笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いたします。

失礼いたしました。途中要保護のところを準要保護と言ったようでありまして、訂正してお詫び申し上げます。準要保護の誤りです。要保護の誤りです。すいません。すいません、出たり入ったりで。4ページをご覧くださいと思いますが、冒頭、準要保護児童対策協議会の情報となっておりますが、これが誤りでありまして、準要保護児童

対策協議会の情報。要保護児童対策協議会の情報が正しいということでもあります。大変申し訳ございません、改めて訂正をし、お詫びを申し上げます。

○議長（青木悦子）

それでは笹生あすか議員、再質問はありますか。はい、笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

それでは1件目の質問の再質問をします。町の認識として、手話言語条例についてどのような認識をされているのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

手話言語条例についてお答えいたします。町長答弁の繰り返しとなりますが、県条例は、障害者と障害者以外の方が共生できる地域社会の推進や、失礼しました、聴覚障害者の自立や社会参加の促進のため、県民がそれぞれの立場で担うべき役割やあり方が定められているものと認識しております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

共生できるということで、安房地区ではですね、共同で手話奉仕員養成講座というものを行っていますが、会場は各自治体持ち回りで、館山市、南房総市、鴨川市とやっているようですが、鋸南町では開催されていないために、鋸南町でも開催して欲しいという声がありますが、町での開催の考えはありますか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

手話奉仕員の養成講座の開催についてお答えいたします。手話育成講座は千葉県の聴覚障害者センターが主催となりまして、安房地域の3市1町で開催している事業でございます。地理的な開催場所や受講者の割合を考慮した結果、現在の形で開催をされております。なお令和10年度までの開催場所が既に計画されておりますので、今後協議してまいりたいと考えております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

令和10年度、3年後ですね、今、令和7年度なんで、決まってるってことですがけれども、ぜひ町でやってくれれば、行きたいなっていう人がいるかもしれないんで、私はその1人なんですけど、なので、ぜひ町での開催も検討してもらえよう協力がいただければと思います。

今、鋸南町内の聴覚障害者の割合というのはどのぐらいなのでしょう。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

聴覚障害の割合についてお答えいたします。18歳以上で聴覚障害の手帳をお持ちの方でお答えいたします。割合は0.4%でございます。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

18歳以上の手帳をお持ちの方が町内0.4%ってことなんですけど、防災無線等は聴こえないという問題があります。今LINEとか防災安心メールとかありますけれども、特に災害が起きた際、緊急の際の対策っていうのは、町はどのように考えていますか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

聴覚に障害を持った方の災害時の対応といたしましては、保健福祉課といたしまして、障害者の担当の方へ相談等がありました場合には、鋸南町の防災安心メール、あとLINEの方の登録を促しております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

自分で相談ができる人っていうのは良いと思うんですけど、あと安心メールとかLINEとか、文字でわかるものっていうのを使える人だったらいいんですけども、高齢の方だったり、また手帳を持っていなくても難聴の方っていうのはかなり多いと実感しているんで、そういう方のためにも、やっぱりこれも広報が必要だと思うんですね。こういう文字でのお知らせするサービス、防災無線と同じような内容、同じ内容で、安心メールに関してはもっと詳しい色々な防災の情報も来るので、そういうものをぜひ活用して欲しいということを周知していただければと思います。

手話は聴こえない人のためのもっていうイメージが自分の中にあっただけですけども、関係者の方とお話していく中で、聴こえない人のものだけではなくて聴こえる人のものでもあると言われてはったんですね。コミュニケーションをとる上で、聴こえない人と聴こえる人とのコミュニケーションで、とても大切なツールだということをごの間実感しました。

全日本ろうあ連盟は、1月に自治体職員を対象に手話言語条例を考える行政担当者学習会というのを開催してまして、既に条例を制定している所と、その制定を検討している所の自治体の職員が参加されています。その中で条例を制定することで、これは岩手県の例なんですけど、昨年制定して、県民の意識も変わって、手話が浸透しやすくなるという発言があったそうです。千葉県では、2016年に、先ほどからおっしゃって

ただいてますけど、制定された手話言語条例がありまして、市町村の役割だけではなくて、県民は、手話等や聴覚障害者に関する理解を深めるように努めるっていうのがあるんです。私自身、手話言語条例のそのスローガン、大会でスローガンを見たときに、手話言語条例ってどんな内容だろうって、ちょっとわからなかったんです。なので、関心を持って調べていくうちにこのことを知りましたし、手話に接する機会がサークルの発表とか文化祭とかボランティアの集いとかで見て、サークルがあることは知っていましたけれども、なかなか手話に接する機会がないので、1人でも多くの方に、町民の方に関心を持ってもらって、手話を広めていきたいと考えます。また町には条例制定に関する自治体職員の学習会っていうのが、そうやって無料であるそうなので、そういうものにも参加してもらって、検討もしていただいて、条例制定を前向きに考えていただきたいと思います。

続いて、以前も何度か質問しましたけれども、聴力は1回失われると戻りません。機会のセルフチェックについて広報誌に、町の町報かな、1回載せてもらったと思うんですけども、もう過ぎてしまいましたけど、耳の日に広報して欲しいということを以前伝えましたし、やっていただいたんですけども、聴こえについての啓発活動っていうのは継続していく考えはありますか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

啓発活動についてお答えいたします。耳の日についての広報は不定期ではございますが、町報の記事の方で案内をしております。また他に千葉県の視聴覚障害者センターの事業等もございますので、今後も町報の紙媒体、それとLINE等を活用して周知してまいりたいと考えております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

これも以前から言ってますけれども、検診項目、総合健診とか施設検診の項目に聴力も入れて欲しいって。やっぱりなかなかご本人が難聴だということを自覚することって難しかったり、ご家族とか身近な方がそれを指摘すると喧嘩になってしまったり、ご本人が傷ついてしまったりっていうことがあるっていうのはよく聞くお話なんですけれども、なので、ぜひ客観的に自分が難聴かもしれないな、難聴なのかなって思えるような機会をやっぱり提供するというか、機会があった方が、より多くの方が自覚できると思うんですね。今、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会というところが聴こえ8030運動というのをしてるっていうのを、今回いろいろ自分で調べていく中で知りました。それは年齢を重ねても、ある程度ささやくような声が聴こえるぐらいの聴力をキープしようっていう活動の一つなんですけれども、そこに以前から言ってるその聴こえのセルフチェック、自分でどれぐらい聴こえてるかなっていう項目がいくつかあって、それをチェックしていくとか、そういうことも推奨されているので、お金をあまりかけずにで

きることだと思うんですね。それをぜひ広報して、啓発活動を続けていただきたいと思います。

また、以前民生委員さんが訪問時などに、その対象の方が聴こえにくいかどうかとか、そういう情報提供を、町の方で、その会議の中とかでお願いしてきていましたけれども、現在の状況はどうなのでしょう。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

民生委員さんの訪問の際の聴こえの確認ということでお答えいたします。改めて個別に聞き取りのことを聞かなくても、訪問時の際に家の中にいるのに応答がないとか、通常の会話の中で受け答えがちょっと滞ってしまうという場合で判断しているということでございます。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

結構な割合で私の身近な方もちょっと耳がなかなか聴こえづらくって、コミュニケーションが取りづらくなっていくことがあるんですね。昨年からは南房総市でも、お隣の南房総市でも、補聴器購入助成が始まって、県内見ると、多古町も始めています。ちょっと対象の方が多いので町の財政を考えると、ちょっと大変なのは重々承知なんですけれども、やっぱり元気に過ごしていくって言う意味でも、やっぱり補聴器ってというのは大切なものだと思うんですね。訓練が本当に必要、ただ高いものを買ったからいいってわけでもなくて、訓練が必要とかそういういろんな細かいところがあるので、簡単に補聴器買ってって、それで町助成してっていうふうにはいかないのも重々わかってるんですけども、ただやっぱりこのまま何もしないって、何もしないってわけじゃないんですけど、なんていうんでしょう、それをお金がかかることだから、それぞれがいろんな方法で難聴の対策はしてると思うんです、個々で。けどもやっぱりその補聴器助成があることによって、その補聴器をつけられる人も少ないかもしれないけど、対象が狭いから少ないかもしれないんですけども、そういう人も出るってことを考えて、ちょっと助成についても前向きに考えていただきたいと思います。費用がとても高額なもので、手が出ないっていう方も多くて、その中で、対象は限られてしまうかもしれないけど、少しでも援助があると助かるっていう声は、やっぱり町内いろんなところでお話するたびに要望が出てくるんですね。なので、そういうことも考えていただきたいと思います。

続いて2件目の再質問になります。答弁に自治体が基準を設けてとありましたけれども、準要保護の方ですね、鋸南町の基準はどのようになっているのでしょうか。

○議長（青木悦子）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

町が設けている基準については、整理しますと三つございます。

まず一つ目、前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの。この次のいずれかの措置を受けたものというものは二つございます。生活保護に基づく保護の停止または廃止の措置を受けたもの。もう一つが、児童扶養手当の全額支給者、これが一つ目でございます。

二つ目の大きな項目といたしまして、児童生徒の属する世帯の前年度の、前年度中の年間収入が生活保護基準額の1.5倍を下回る世帯と、これが二つ目でございます。

三つ目がその他教育委員会が必要と認めたもの。この三つが基準となっております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

今の答弁で、その他教育委員会が必要と認められたものってのは、例えばどのようなものが今まであったんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

今まであった事例については持ち合わせてございませんけれども、上記二つの項目に該当しないんだけど、これは助けてあげるべきだというふうな判断をしたものがここに該当すると思われま。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

他の自治体ですと、入学準備金とか言われたりするものなんですけど、町の新入学児童生徒学用品等の支給というものは、何月頃になるのでしょうか。

○議長（青木悦子）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

令和6年度実績で申します。4月の中旬に該当者から申請を受理いたしまして、5月の24日に振り込みをしております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

新入学ということなんで、領収書等を提出するものだと思うんですけども、学校が始まって、始まるまで4月までに用意しなきゃいけないものなので、なるべく早く、5月なんで1ヶ月ぐらいに振り込まれるっていうことで、思ったよりも早かったんで良かったなとは思ったんですが、やっぱり入学時は、やっぱり色々いっぱいお金がかかるっていうのは、その経済的に困窮してるって言われていないような家庭からも、皆さん

やっぱり悩みとしてあるっていうのは聞くので、やっぱりなるべく早くっていう、支給っていうのを考えてやっていただいているとは思いますが、引き続き寄り添った対応をしていただければと思います。

町の今回この就学援助について自分で調べたときに、ホームページなどではざっと項目が書いてあって、困ったときは、詳細は教育委員会にお問い合わせくださいって言うことがやっぱり書いてあって、ちょっと今の基準を伺って、その基準っていうのは何だろうって思ったときに、なかなか探しづらくって、準要保護の基準というのも公開されていないと思うんですね。なので、やっぱりちょっと経済的なことを他の人、ましてや自治体に相談するっていうことはとてもハードルが高いことだと思います。答弁でもありましたけど、プライバシーを守るっていう意味でも、まず自分が、そういう支援がある、そういう支援体制があるということを知らないと、どうにもならないと思うので、そういう支援がありますよっていうお知らせをまずしていただきたいのと、その対象になる人はどのような基準なのかとか、そういうホームページなどで、お知らせしてもらって、そういう支援があるよっていうことをまず知ってもらって、ある程度は自分で調べられるようにして欲しいんですね。それからさらに、自分はもしかして対象なのかなって思った方が相談をするっていうふうになれば、職員の負担も減ると思うんです。なので、今までもそうだったように、これからも引き続き困ったことがあったときには、町に相談しやすいなっていう体制作りっていうのを引き続きしていただきたいと思います。

やっぱり他のことに関してもなんですけど、何かあったときに、ちょっと調べようって思ったときに、あまりにもそのホームページがちょっと見にくかったり、リニューアルしたとはいえ、やっぱり中で何かを探すときにすごく困難なんですね。今も。なのでそういう何か調べるときに、わかりやすく出てくるような、ホームページの作り方っていうのを引き続きやっていただきたいと思います。

以上で私からの質問は終わります。

○議長（青木悦子）

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は10時45分です。

…………… 休憩・ 午前 10時34分 ……………
…………… 再開・ 午前 10時45分 ……………

◎一般質問

◎1番 東 愛乃

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。1番、東愛乃議員の質問を許します。

[1番 東愛乃 質問席につく]

○議長（青木悦子）

1番、東愛乃議員。

[ベルが鳴る]

○1番（東愛乃）

私からは2件質問いたします。1件目パブリックコメントの認知度と活用について。パブリックコメントとは、重要な条例や計画などを策定する際に、案を公表して、それに対する意見を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して意思決定するとともに、その意見に対する考え方を公表することです。実施する目的は、意思決定過程での町民参画の機会の拡大と公正の確保及び透明性を図り、より多くの意見を取り入れた政策の立案が可能になり、これにより町民との協働による町政を進めることにあると考えるが、本町のパブリックコメントは認知度、参加率がとても低く、町民の参画の機会が確保されていないと感じます。そこで3点質問します。1、令和3年から現在までのパブリックコメントの実施状況は。2、町政として、SNSや学校、自治会との連携を強化し、認知度向上を図る考えはあるか。3、本町におけるパブリックコメントの実施要項はどのように定められているのか。条例化の必要性についてどのように考えているか。

2件目、男女共同参画推進計画について。2015年に国連で採択された持続可能な社会、経済、環境を目指す指針のSDGsの中で、男女平等と女性の意思決定過程への参画、能力発揮を重要なテーマとしています。本町では、令和3年から令和7年までの男女共同参画推進の指針となる鋸南町男女共同参画推進計画を策定していますが、最終年度となるこれまでの取り組み状況はどうか伺います。

○議長（青木悦子）

東愛乃議員の質問について、町長から答弁を願います。はい、白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

東愛乃議員の一般質問に答弁をいたします。1件目のパブリックコメントの認知度と活用についてお答えをいたします。ご質問の1点目、令和3年から現在までのパブリックコメントの状況はについてであります。令和3年度から現在まで10の各種の計画案についてそれぞれパブリックコメントを実施をしており、また意見の提出者数は、1人が3回、2人が2回、提出をなかったものが5回となっております。提出された意見の数は1人1件や、1人の人が複数意見を提出をしたときもございまして、最大で5件の意見があったものもございます。なお、この他に、安房地域水道事業統合公益化基本計画のパブリックコメントを本年2月5日まで実施をしており、合計で4件の提出がございました。

ご質問の2点目の行政としてSNSや学校、自治会との連携を強化し、認知度向上を図る考えはあるかについてであります。パブリックコメントを行う目的は、行政の公正さと透明性を高め、町民参画の機会の拡大を図ることにあります。現在は、実施の際に担当課での素案を設置をし、町報や町ホームページなどで公表し周知を図っていると

ころでございますが、いろいろな角度からご意見をいただくために、今後はパブリックコメントを実施をする際は、議員のご意見にもございましたSNSを活用していきたいと考えております。また学校自治会との連携強化につきましては、現在行っている計画案の全文掲載の方法では、ご負担をおかけすることと思われまます。趣旨の要約や計画案の概要版などが用意できれば、意見をいただきやすいものと考えますので、実施の方法について研究してまいりたいと思います。

ご質問の3点目の本町におけるパブリックコメントの実施要綱の規定状況及び条例化の必要についてでございますが、パブリックコメントの実施について定めたものは、本町にはございません。それぞれの計画策定時に意見聴取の手法の一つとして選択をし、その計画の内容や過去の実施状況に応じて柔軟に対応しております。また条例化についていくつかの自治体では、手続きについて条例に定めているところもあると聞いておりますが、本町としては、各種の計画等の策定に際しては、ホームページ等を通じた意見の募集や懇話会の設置、ワークショップの開催の他、町民への説明会の開催などを通じ、町民の皆様のご意見を反映すべく努めてまいりました。今後もこのような取り組みを続けてまいりますが、より透明性の高い町政運営に繋がると考えられますので、条例化などを含め、どのような方法が良いか、他自治体の先進事例を参考に研究してまいります。

2件目の男女共同参画推進計画についてお答えをいたします。ご質問の、これまでの取り組み状況はどうかについてでございますが、鋸南町総合計画やSDGsの考え方を踏まえまして、町における男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進するために、令和4年3月に鋸南町男女共同参画推進計画を策定をいたしました。

鋸南町男女共同参画推進計画には三つの基本目標に、県の取り組みを踏まえつつ、町が重点的に取り組む10の施策の構成となっており、町職員のみではなく、千葉県男女共同参画地域推進員2名の方と連携をして、施策の遂行に当たっております。

計画の進捗状況については、年に1回鋸南町男女共同参画推進委員会を開催をして、PDCAサイクルに基づき、実施をした事業に対する成果、課題、今後の方向性について報告を行うとともに、令和7年度に数値目標を設定をしている項目については、達成度について、あわせて報告をしております。委員の皆様からは、その報告に対しご意見を頂戴をいたしまして、施策の進捗の参考とさせていただいております。

また、袖ヶ浦以南の8市町で構成される南房総地域の市町担当職員、地域推進員及び千葉県男女共同参画センター職員による会議が月1回程度開催をされ、情報交換のほか、男女共同参画の啓発を目的にした事業を行っております。令和4年度には、鋸南中学校で男女共同参画について、身近な場面を題材にした寸劇を開催をし、令和5年度、令和6年度においても南房総地域の中学生を対象とした寸劇及びセミナー等を開催をしております。男女共同参画社会の実現には、町行政のみの取り組みでは実現は困難であり、町民の皆様や事業者の皆様一人ひとりが、男女共同参画の必要性を理解し、意識を持って行動して頂くことが重要であると認識をしておりますので、今後も、関係各位の

ご協力のもと、より一層の意識啓発、普及促進を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けて努力してまいります。

以上で、東愛乃議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

東愛乃議員、再質問はありますか。はい、東議員。

○1番（東愛乃）

まず1件目についてですが、令和3年から現在まで10回パブリックコメントを実施し、意見提出者が5人と非常に少ないが、なぜだと考えますか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

パブリックコメントの意見の提出が少ない理由は、明確には把握しておりませんが、町民への周知が十分にできていなかったり、また町民の皆様が意見を出すことの重要性を理解していないことなど、様々な可能性があると思われまます。一方で、実施したパブリックコメントの計画内容が、町民の関心のない場合や、特に計画内容に問題がないと判断されたときには、意見が出てこないことが想定されます。

いずれにいたしましても、町民の意見をより多く反映させるために、意見を提出しなかった方が出せないようなことがないように、広報活動の強化や周知の方法について研究してまいりたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、東議員。

○1番（東愛乃）

鋸南町ではいつからパブリックコメントが始まったのでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

住民の意見を広く募集し、政策や計画の策定に反映させることを目的としてパブリックコメント制度を導入しておりますが、本町ですら、いつからパブリックコメントが始まったかは定かではございません。一般的にですら、自治体では、国における平成11年に閣議決定されました規制の設定又は改廃に係る意見提出手続きにより導入され、その動きを踏まえまして、平成12年ごろに一部の県で要綱等によりまして実施されておりました、平成18年4月の行政手続法が改正、施行されたことによりまして、パブリックコメント制度を取り入れた自治体が増加していったと聞いております。以上でございます。

○議長（青木悦子）

はい、東議員。

○1番（東愛乃）

国において行政手続法により、原則30日以上とされている募集期間ですが、町で実施しているパブリックコメントは、募集期間が2週間前後と短いのはなぜでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

これまでの経験から、パブリックコメントの意見提出者が少ないことを踏まえ、比較的短い募集期間でも必要な意見を収集できると判断され、また、鋸南町の規模、地域特性、行政業務の性質上、総合的に判断いたしまして、募集期間を設定してまいった次第でございます。しかしながら、町長答弁にもございました通り、明確な基準等がないことから、より透明性や公平性を高める方法を研究していく中で、適切な募集期間について見極めてまいりたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、東議員。

○1番（東愛乃）

よく気づかないうちにパブリックコメントが実は募集されていて、気づいたら終わってしまっているっていうことが多々あって、私も何回かトライしようと思ったときがあったんです、議員になる前に。1回だけできたんですけど。募集期間が短くて、なおかつページ数が結構多いものだと100ページ近くなったり、少ないものでも30ページぐらいあるので、諦めてしまってる人が多いと思うんですよね。知ってたけど、あと数日しかない、教えてもらったけど残念っていう声を本当によく聞くので、これってすごく残念なことですよ。町民の意見を取りこぼしてしまってるってことなので、できたらもうちょっと期間を長くして予告をして欲しいなと思います。そしたら我々議員も実はパブリックコメントを募集しているような案件で、子育て世代の人とかに周知できたりとか、介護とかされてる方にはそういうのを意見言ってねなんて、直接意見言える機会って本当に少ないじゃないですか。できたらぜひ、そういう取り組みを積極的にしていただきたいなと思います。はい。

次に提出された意見についてフィードバックはどのように行っていますか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

まず提出された意見は全て集計されまして、内容ごとに整理されます。この段階で重複する意見や関連する意見がまとめられていきます。その後、提出された意見の妥当性や実現可能性を評価しまして、対応方針を決定します。検討結果に基づき、各意見に対する対応方針や意見の採用、不採用の理由を記載した文書を作成し、町のホームページや広報誌を通じて公表いたします。また、提出者が希望する場合には個別にフィードバックを通知することもございます。

○議長（青木悦子）

東議員。

○1番（東愛乃）

実は以前にコメントを出したときにフィードバックいただけて、ちょっと気づかなかったんですね、いただいたことに。よくよく総合計画とか見ていろいろ調べてるうちに、その半農半Xっていうのを言ったので、その文言が出て、そういえば自分言ってたっていうのを思い出したことがあったので、そう、それでパブリックコメント度々実施していると思うんですけども、アーカイブというか結果、結果の一覧っていうのは結構消えてしまっていて、昨今ですと、子どものやつやったじゃないですか、12月に。それがもう1回見ようかなと思ったらもうホームページから消えてしまっていたんですね。そういうことが多々あるので、自治体によっては、アーカイブが本当しっかりしている、見られる、こういうコメントでいいんだ。なんかすごくパブリックコメントってハードル高いよね。自分の名前を明かして言わなきゃいけないし、もしかしたら公表されてしまうのかなっていう心配してる方もいると思うんです。でも意見は言いたいんだけど、ハードルが高い、どういうふうにかいたらいいのかわかんない。なんかすごく高尚な文章で書かなきゃいけないのかもしれないって思ってる人がすごく多いんだけども、松江市ではすごい工夫をされていて、パブコメのハードルを下げるためにホームページで制度周知をわかりやすい文章で大きな字で書いてあって、なおかつわかりやすい文字で〇〇に関しての意見ですが、△△で書いた方がいいんじゃないでしょうかみたいな、例文をすごく砕けた感じでわかりやすく書いてあったんですね。そういう取り組みをしていったら、そのパブコメ対するハードルっていうのは下げられて、意見を寄せてくれる方が増えるんじゃないかなと思っています。ぜひ認知度アップのための工夫もしてはいかがでしょうかと思っています。

次に言ってしまったんですが、ホームページで検索しても見つからない、予告をしていただけたらもっと期間を長く取れていいんじゃないかと思っています。昨日の中村議員さんや竹田さんの質問の中で、ご答弁の中で、パブリックコメントっていう言葉が度々上がったんですけども、自由記述のような、アンケートの自由記述で450件も意見が寄せられてるってことは、本当はもっと書きたい人がいるんじゃないかなと思っています。町民アンケートをやってみたんです。父に来てたので。結構わからない、答えようがないよねっていうのも度々あって、わかんないから真ん中の3にしちゃおうっていうのも結構あったので、アンケートの信憑性よりもその自由記述の方が、町民の本当、切実なる声っていうのがいっぱい書かれてるんじゃないかなって思って。前回のアンケートも全部読んだんですけど、すごくいろんな様々な意見が寄せられている中で、本当に困ってることとか、もっとこうしたらいいんじゃないかなっていう積極的な言葉がすごくたくさん書かれてたので、パブリックコメントをもっと活用していただきたいなっていうのを切実に思いました。

続いて2件目ですが、2件目の質問ですが、令和7年度に数値目標を設定しているという項目は为什么呢。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

先ほど町長答弁にありました通り、鋸南町男女共同参画推進計画におきましては三つの基本目標がございまして、その目標ごとに計画最終年度となります令和7年度末の数値目標を設定しております。

基本目標1では、男女共同参画の実現に向けた基盤作りで本町の千葉県男女共同参画推進委員2名を維持していく。基本目標2では、あらゆる分野で誰もが活躍できる環境作りをうたっております、各種審議会、委員会の女性の割合を40%に、保育所、幼稚園、一時預かり保育所、学童保育所の各施設の待機児童率を0%を維持していく。基本目標3、健康で安心安全な地域作りでは、特定健診受診率を65%、DV被害発生件数0件、町消防団における女性消防団員数15人を維持していくこととしておりまして、それぞれの数値目標を達成するため、政策に取り組んでいる自治体でございます。

○議長（青木悦子）

東議員。

○1番（東愛乃）

鋸南町総合計画の基本目標2の12、人権・多文化共生・消費者保護の主要な施策、取り組み。3、男女共同参画推進の中や鋸南町男女共同参画推進計画の基本目標に、あらゆる分野で誰もが活躍できる環境作りの中でも、女性の意見を積極的にまち作りに反映し、自らの意思により、その個性や能力を十分発揮できるよう、各種審議会、委員会などへ女性登用に努めますと記載されていますが、各種審議会、委員会の女性の割合の令和3年3月時点の現状値は何%でしょうか。ちなみに令和3年3月の現状値は18.28%、令和4年度3月は現状値19.4%と上がってきていますが、現在はどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

各審議会、委員会の女性の割合につきまして、目標年度でございます令和7年度末の数値については、40%を目指すということになっております。調査する時期や方法によって多少数値に変動はございますが、令和3年度が19.4%、令和4年度が21.9%、令和5年度が23%、直近の数値では約25%程度と認識しております。

○議長（青木悦子）

東議員。

○1番（東愛乃）

また、室長級以上の女性職員の割合の目標値は33%ですが、現状値は何%でしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

室長級以上の女性職員の割合の目標は、令和7年度末で33%となっておりますが、直近の数値ではですね、室長級以上の職員が24名、そのうち8名が女性でございますので、約33.3%ということで、目標を達成している次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、東議員。

○1番（東愛乃）

その他の計画目標達成のための具体的な取り組みは何かされてますか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

町長答弁にもありました通り、失礼しました。全ての内容をですね、答弁できれば良いんですが、重点項目だけでも10ございますので、その中の基本目標1、男女共同参画の実現に向けた基盤作りを例に答弁させていただきたいと思えます。

男女が固定的な性別、役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれることなく、自分らしさを大切にできるよう、男女共同参画への意識作りや教育学習の場の提供をすることを目標としております。その基本目標の中に二つの重点項目がございまして、重点政策がございまして、一つは男女共同参画意識の普及促進でございまして、ホームページや広報誌などを活用し、男女共同参画に関する情報を、国が定めます男女共同参画週間に合わせまして、令和6年6月の町報にて、男女共同参画の記事を掲載し、周知を行っている次第でございます。二つ目としましては、千葉県男女共同参画地域推進委員候補者の積極的推薦となっております、町長答弁にもありました通り、現在2名の方が千葉県男女共同参画推進員として活躍していただいております、引き続き推進員と連携・協力しながら普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

その他に重点政策にないものもございまして、重点施策でない政策でも、例えば中学校のスカート・ズボンに男女問わずに自由に選択できることや、男女別の職業感にとらわれないよう、生徒の自由性に任せた職場体験学習の場所の選定など、男女平等、人権教育や多様な選択ができる進路学習の実施などが行われている次第でございます。

いずれにいたしましても、すぐに効果の出る取り組みではなく、社会情勢の変化にも大きく左右されることから、引き続き啓発活動を主体に行いながら、男女が社会の対等な構成員として、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野で活躍できる社会になるよう努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、東議員。

○1番（東愛乃）

子どもは結構バイアスっていうのがなくなりつつあるっていうのがすごく実感しているんですが、同世代、残念なことに同世代がまだまだ結構アンコンシャスバイアスというか、思い込みのバイアスというのがすごく根強いなって最近思っていて、千葉県男女共同参画センターでは様々な講演会やイベントを行っていますよね。令和5年1月には、一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所代表理事の守屋智敬さんを講師に「今日はちょっと考える日に。アンコンシャスバイアスとは」という講演会がオンラインで開催されていました。私はたまたま、その県の男女共同参画について検索している中で、翌日だったんですけど、翌日にこんな講演会があると思って、しかもオンラインで参加できる、こんなチャンスはないと思ってエントリーしたんです。この講演会とっても素晴らしかったんですよね。こういう講演会があって、なおかつその推進計画の中に県とのイベントの情報も促進しますみたいな、公表しますって書いてあるのに、そういうのが書かれてなかったなと思って、こんな素晴らしい講演会があることすら皆さん知らないで、その機会を失ってしまっているというのが残念に思いました。取り組みについて町でももうちょっと積極的に発信していただけないかなと思って、その辺はどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

議員おっしゃる通りですね、男女共同参画につきましては、やはり個人個人の意識の改革が必要だと考えております。県とも連携しながらですね、情報発信の方に努めてまいりたいと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

はい、東議員。

○1番（東愛乃）

最後になるんですけれども、実はいろいろ検索する中で見つけた、とっても画期的なのがありまして、さっきのパブリックコメントとあわせてなんですけれども、江東区では、この町報というか区報、区報の表紙にパブリックコメントを実施してますって概要を載せて、ここにハガキがあって、これってすごい何か画期的だなと思ったんですよね。こういう取り組みをぜひ町でもやっていただけたら、江東区って、パブリックコメント100何件寄せられてて、多分こういう工夫があつてのその数なんだろうなと。パブリックコメントを集めてやろうっていう行政側の本気がすごく見えて良かったので、町でもこういう取り組みをしていただけたらなと思いました。以上で終わります。

○議長（青木悦子）

以上で東愛乃議員の質問を終了します。ここで午後1時30分まで休憩とします。

………… 休憩・ 午前 11 時 12 分 ………

………… 再開・ 午後 1 時 30 分 ………

◎発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 2、発議案第 1 号、鋸南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。提出者、12 番、鈴木辰也議員。はい、鈴木辰也議員。

〔鈴木辰也議員 登壇〕

○12 番（鈴木辰也）

発議案第 1 号、鋸南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、私のほか 3 名の議員の賛成を得て提出したものであり、法律の施行日が令和 7 年 6 月 1 日とされたことから、その施行に合わせ、一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、刑法等の一部を改正する法律の施行による、現行の刑法の改正に合わせ、文言を改めようとするものであり、従来、懲役とされていたものを、拘禁刑とするものです。該当箇所は、第 6 章の罰則規定中、第 53 条から 55 条の 3 か条において引用されています。なお、本条例の施行日は、同法の施行日に合わせ、令和 7 年 6 月 1 日にしようとするものです。

議員各位のご理解、ご賛同をお願い致しまして、趣旨説明を終わります。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第3、議案第1号、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第1号、刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、刑罰の禁固、懲役が廃止され、新たに拘禁刑が新設されることから、町条例において引用している6つの条例について、それぞれ所要の整理を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。鋸南町個人情報保護に関する法律施行条例では、附則第3条第4項及び第5項中、懲役を拘禁刑に改めようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。鋸南町情報公開個人情報保護審査会条例では、第18条1項中、懲役を拘禁刑に改めようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。一般職の職員の給与等に関する条例では、第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号中、禁固を拘禁刑に改め、4ページをお願いいたします。同様に、第3項第1号中、禁固を拘禁刑に改めようとするものでございます。

5ページをお願いいたします。最上段、鋸南町公害防止条例では、第35条中、懲役を拘禁刑に改めようとするものでございます。中段、鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例では、第39条中、懲役を拘禁刑に改めようとするものでございます。最下段、鋸南町水道水源保護条例では、第15号中、懲役を拘禁刑に改めようとするものでございます。

本条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。はい、総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。育児介護休業法の一部改正に伴い、職員の仕事と育児、介護を両立できるようにするため、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などにより必要な一部改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表第1条関係の1ページをお願い申し上げます。第8条の4第2項、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について。3歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子に改めようとするものでございます。

次に、同条第4項中、当該子を養育とありの次に並びにを加え、第2項以下、当該子を養育とありまでを削除するものでございます。

2ページをお願いいたします。第15条1項中、定めるものの次に、第17条の2第1項において配偶者というを加え、17条の2に、配偶者等が介護を必要とする状況に至って、職員に対する意向確認等の事項を、3ページをお願いいたします。17条の3では、勤務環境の整備に関する措置を、それぞれ改正案に記載の通り加えるものでございます。

第2条関係をお願いいたします。法律の改正に伴い、条項のずれが生じておりますので、附則第2条中、第9条第3項を第9条第2項に改めようとするものでございます。

本条例は、令和7年4月1日から施行するものでありますが、条例第8条の4の第2項の規定による請求については、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例中参照している法律の条文にずれが生じるため、整備のために必要な一部改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。第19条第3項中、第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項を、第61条の2第20項に改めようとするものでございます。

本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号、議案第5号の一括上程

○議長（青木悦子）

日程第6、議案4号及び日程第7、議案第5号は、関連する議案でございますので、一括議題とし、一括して説明を受けた後、議案ごとに質疑、討論、採決を致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

議案第4号及び議案第5号を一括議題と致します。教育課長より議案の説明を求めます。教育課長。

〔教育課長 登壇〕

○教育課長（安田隆博）

一括上程をいただきました議案第4号、5号についてご説明をさせていただきます。今回の改正の趣旨につきましては、国の家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を改正する内閣府令が令和7年1月の31日に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令として公布されたことに伴い、国の基準に従い、町も同基準条例を定めておりますことから、改正を行うものでございます。改正条例の施行日はともに令和7年4月1日でございます。

はじめに議案第4号、鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、字句の整備、あるいは現状で直接影響を及ぼさないと思われる箇所につきましては、一部説明を省略させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

新旧対照表をご覧ください。まず1ページをお願いします。目次に第6章雑則49条を追加し、第5条3項及び第6条1項は引用条文及び字句の整理をするものでございます。

2ページをお願いいたします。第6条2項及び3ページ、第6条3項は、国の令和6年度の地方分権提案におきまして、連携施設の確保は困難であるという状況を背景として、連携施設の3要件、保育内容支援、代替保育、卒業後の受け皿の確保、これらの保

育内容の支援について、代替保育と同様に地域型保育事業者同士の連携が可能となるよう基準を緩和すべきとの提案がなされたことなど、当該提案を実現するために新たな規定を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。第6条の4項及び第6条5項は、代替保育に係る連携施設の設定については、既に地域型保育事業者同士の連携を可能とする緩和基準が設けられているところですが、現在でも連携先を確保できていない事業者が少なくないことから、市町村長が必要な措置を講じてなお、代替保育に係る連絡先の確保が著しく困難であると認めた場合においては、連携施設の確保を要しないこととする旨の新たな規定の追加をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。第6条6項は、家庭的保育事業者等が一定の要件を満たしていれば、第1項3号の規定を適用しないことができる町長の裁量による適用除外要件について新たな規定を追加をお願いするものでございます。6条7項は、町長が適用除外を認める場合において、家庭的保育事業者等が確保しなければならない連携協力を行う施設について、新たな規定を追加をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。7条の2は、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児への安全確保を図るため、当該家庭的保育事業所等における設備の安全点検、事業所以外での活動、その他日常生活における安全に関する指導や職員の研修など、当該事業所における安全計画に関する旨の規定を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。7条の3は、家庭的保育事業者等が自動車を運行する場合の利用乳幼児への所在の確認に関する旨の新たな規定を追加するものでございます。10条は、他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準について、新たに限定要件の追加をお願いするものです。13条は、懲戒に係る権限の濫用の禁止の規定がございましたが、これを削除するものでございます。

7ページをお願いいたします。14条2項、衛生管理等及び16条2項、食事の提供の特例については、それぞれ具体的な表記に改めるものでございます。

8ページをお願いいたします。21条から12ページ、36条まで、これらは引用条文及びの整理を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。37条4号については、居宅訪問型保育事業者母子家庭等における保育の必要性の程度を拡充する旨の追加をお願いするものです。

13ページをお願いいたします。40条から15ページ、44条3項までは、利用定員の区分の改め、そして引用条文及び字句の整理をするものでございます。

16ページをお願いいたします。45条2項は、連携施設に関する特例として、保育所型事業所内保育事業を行う者等が、第6条第1項の規定に関わらず、連携施設の確保をしないことができる旨の規定の追加をお願いするものです。47条2項は、引用条文及び字句の整理をし、47条3項は、保健師又は看護師に加え、准看護師を追加する旨の改正をお願いするものでございます。第6章雑則は、章を新たに追加し、第49条として書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を追加をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。附則2条は1項で字句の整備をし、2項で家庭的保育事業の許可を得た施設等に係る食事の提供の経過措置の規定の追加をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。附則3条は、引用条文、字句の整備の他、連携施設の確保を猶予する経過措置について、令和12年3月31日まで延長し、附則4条は字句の整備をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。19ページから20ページにかけて、附則6条、7条、8条、9条は、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員の配置に係る特例の規定の追加でございます。

次に、議案第5号、鋸南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

それでは新旧対照表によりご説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。1ページをお願いいたします。目次に第4章雑則第53条を追加し、2条9号から4ページ、5条1項までは、引用条文及び字句の整理をするものでございます。

4ページをお願いいたします。現行条例5条2項から6ページ、現行条例5条第6項までは、第5条1項に係る文章について、電磁的方法により提供するための規定がありました。これを削除し、39ページの下段から42ページまで改正条例4章雑則第53条として、電磁的記録等に関する新たな規定を追加をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。6条から10ページ、13条3項までは、引用条文及び字句の整理をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。13条4項は、特定教育保育施設における全3項の支払いを受ける額その他、特定教育保育において提供される便宜に要する費用のうち、教育・保育給付認定保護者から受けることができる費用について、新たに3号において食事の提供に要する費用の基準の改正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。13条5項から16ページ上段21条3項までは、引用条文及び字句の整理をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。23条においては、特定教育・保育施設における運営規程や職員の勤務体制等を施設内の見やすい場所に計上を行うことに加え、ホームページ等により公衆の閲覧に供しなければならない旨、新たな規定を追加お願いするものでございます。24条及び25条は字句の整理をお願いし、26条は懲戒に係る権限の濫用の規定がございましたが、これを削除するものでございます。

17ページをお願いいたします。27条から27ページ、42条1項3号までは、引用条文及び字句の整理をお願いするものでございます。

27ページをお願いいたします。42条2項及び28ページ、42条3項は、国の令和6年度の地方分権提案において、連携施設の確保は困難であるという状況を背景として、連携施設の3要件、保育内容支援、代替保育、卒業後の受け皿の確保のうち、保育内容支援について、代替保育と同様に、地域型保育事業者などの連携が可能となるよう

基準を緩和すべきとの提案がなされたことにより、当該提案を実現するため、新たな規定を追加するものでございます。

28ページをお願いいたします。42条4項及び29ページ、42条5項は、代替保育に係る連携施設の設定については、既に地域型保育事業者同士の連携を可能とする緩和基準が設けられているところですが、現在でも連携先を確保できていない事業所が少なくないことから、市町村長が必要な措置を講じてもおお、代替保育にかかる連携先の確保は著しく困難であると認められる場合においては、連携施設の確保を要しないこととする旨の改正をお願いするものでございます。

29ページをお願いいたします。42条6項は、特定地域型保育事業者が一定の要件を満たしていれば、第1項第3号の規定を適用しないことができる町長の裁量による適用除外要件について、新たな規定の追加をお願いするものです。

30ページをお願いいたします。42条7項は、町長が適用除外を認める場合において、特定地域型保育事業者が確保しなければならない連携協力を行う施設について、新たな規定の追加をお願いするものです。42条8項及び31ページ、42条9項は、同条内に新たに項が追加されたことにより、項の番号の改正とともに、引用条文及び字句の整理を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。42条10項は、保育所型事業所内、保育事業を行う者のうち、町長が適当と認める者については、第1項の規定に関わらず、連携施設の確保をしないことができる旨の規定を追加をお願いするものでございます。第43条1項から39ページ、52条3項までは、引用条文及び字句の整理を行うものでございます。

39ページをお願いいたします。第4章雑則第53条は、前段5条において説明の通り、電磁的記録等に関する新たな規定を追加をお願いするものでございます。

43ページをお願いいたします。附則2条は、引用条文、字句の整理、施設型給付費等に関する経過措置を規定した附則3条においては削除し、連携施設に関する経過措置を規定した附則5条は、字句の整理の他、連携施設の確保を猶予する経過措置について、令和12年3月31日まで延長する改正をお願いするものでございます。

以上で議案第4号から5号までの説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。質疑、討論、採決は議案の順序に従い、議案ごとに行います。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第4号、鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

はい。6番、笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

今回の条例改正等の対象となる事業所は、町内にどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

町内にはまだございません。

○議長（青木悦子）

よろしいですか。

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第5号、鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第8、議案第6号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 登壇〕

○税務住民課長（菊間寛之）

議案第6号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。国民健康保険法施行令が改正され、本年4月1日に施行されることから、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、保険料の基礎賦課額の限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ並びに低所得者の保険料の軽減判定に係る所得基準額を引き上げる改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。第15条の6、基礎賦課限度額につきましては、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を65万円から66万円に引き上げるものでございます。第15条の6の9、後期高齢者支援金等賦課限度額につきましては、賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるものでございます。第20条、低所得者の保険料の減額につきましては、第1項第2号で、5割軽減に係る判定において、対象世帯の被保険者数に乗ずる額を29万5千円から30万5千円に引き上げるものでございます。

2ページをお願いいたします。同項第3号では、2割軽減に係る規定において、対象世帯の被保険者数に乗ずる金額を54万5千円から56万円に引き上げるものでございます。第3項は、後期高齢者支援金等賦課額の減額に関する読み替え規定ですが、基礎賦課限度額の改正及び後期高齢者支援金等賦課限度額の改正に合わせて改めるものでございます。

2ページから3ページにかけて、第4項は、介護納付金賦課額の減額に関する読み替え規定ですが、基礎賦課限度額の改正に合わせて改めるものでございます。第20条の4は出産被保険者の保険料の減額に関する規定ですが、基礎賦課限度額の改正及び後期高齢者支援金等賦課限度額の改正に合わせて、各項の該当箇所において同様の改正を行うものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。6番、笹生議員。

○6番（笹生あすか）

保険料の賦課限度額の引き上げによる影響の出る町民は何名ぐらいなのでしょう。

○議長（青木悦子）

はい、税務住民課長。

○税務住民課長（菊間寛之）

はじめに、この条例改正による賦課限度額の引き上げは、高額所得の被保険者の保険料の限度額を3万円を引き上げようとするものでありまして、最高等級に達している被保険者から納めていただく保険料が109万円となるものでございます。総所得金額が約1千万円を超える方が該当になると考えられておりまして、約10世帯の方が該当になると考えられます。

次に、保険料の軽減判定に係る所得基準の引き上げにつきましては、物価の上昇等により所得が増えた被保険者が、所得が多少増えた場合においても、同じ軽減が受けられるようにとの配慮によるものでございます。ですので、世帯数とありますが、こちらの方たちは影響を受けないようにということで、影響を受けないものと考えております。以上です。

○議長（青木悦子）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第9、議案第7号、鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 登壇〕

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第7号、鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。今回の改正の趣旨は、令和6年10月の千葉県人事委員会から勧告がなされたもので、改正の内容は2点あります。

1点目は、扶養手当の改正で、配偶者に係る扶養手当を廃止するものであります。2点目は、地域手当の新設であります。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。第2条第3項は、手当の種類に地域手当を追加するものです。次に、第6条第2項中、第1号、配偶者を削除し、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる改正であります。第6条の2は、地域手当の支給を規定するものであります。本条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。8番、竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

この鋸南町企業職員とありますけれども、この企業職員というのは具体的にどういう職員を言うのか、そこをちょっと確認させてください。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

地方公営企業法により定めがありますもので、現在の役場で言えば水道課の職員となります。建設水道課の水道室の方の職員となります。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

この地域の差を反映させると、手当で反映させるということですが、今のお話で、鋸南町で働いている水道課の職員についても、この地域手当の対象になるってことでいいんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

はい。その通りです。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

その場合に、この6条の2にですね、地域手当は、当該地域における民間の賃金水準等を基礎とするとありますけれども、この民間の賃金水準っていうのは、いろんな水準ってあると思うんですけど、具体的にはどういった水準を基礎とするということでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

こちらにつきましては、12月の議会の中で一般職の方につきましても、地域手当について議決いただいたものと同様のものをごさいますて、千葉県の人件院勧告に基づいてですね、この基準が決められております。千葉県の人事委員会の方ですね、民間の方ですね、賃金水準等を基礎にして、この何%というのが示されますので、それに基づいて定めようとするものをごさいます。

○議長（青木悦子）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣言

○議長（青木悦子）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日3月6日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 2 時 1 4 分 ……………

令和7年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和7年3月6日 午前10時開議

日程第1	議案第8号	令和6年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について
日程第2	議案第9号	令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第3	議案第10号	令和6年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第4	議案第11号	令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第5	議案第12号	令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について
日程第6	議案第13号	令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第7	議案第14号	令和7年度鋸南町一般会計予算について
日程第8	議案第15号	令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第9	議案第16号	令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10	議案第17号	令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第11	議案第18号	令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第12	議案第19号	令和7年度鋸南町水道事業会計予算について
日程第13	請願第1号	訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	東	愛乃	議員	2番	篠宮	真樹	議員
3番	中村	基	議員	4番	柴本	健二	議員
5番	秋山	柳三	議員	6番	笹生	あすか	議員
7番	早川	正也	議員	8番	竹田	和明	議員

9 番	大塚	昇	議員	10 番	青木	悦子	議員
11 番	緒方	猛	議員	12 番	鈴木	辰也	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	吉田	修一
税務住民課長	菊間	寛之	保健福祉課長	対馬	尚子	
地域振興課長	重田	正行	教育課長	安田	隆博	
建設水道課長	齋藤	正樹	会計管理者	笹生	いつ子	
総務管理室長	今井	勝啓	監査委員	増田	光俊	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長	加藤	芳博	書記	曾田	敦子
------	----	----	----	----	----

◎開議の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

第2日目に引き続き、議員各位にはご苦勞様です。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第1、議案第8号、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてを議題といたします。

総務企画課長より、議案の説明を求めます。総務企画課長。

[総務企画課長 吉田修一 登壇]

○総務企画課長（吉田修一）

議案第8号、令和6年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、歳入歳出それぞれ6,287万4千円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ47億908万6千円とするものでございます。各費目とも、決算を見込んでの歳入歳出補正となっておりますので、減額補正につきましては、一部、説明を割愛させていただきます。

歳出からご説明させていただきます。18ページをお願いいたします。2款総務費、1項4目企画費、11節役務費227万9千円、その下、12節委託料385万5千円は、豊かなまちづくり寄付金の歳入増が見込まれることから、ふるさと納税関係経費の増額補正をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。4項選挙費、2目千葉県知事選挙費78万1千円は、不足が見込まれる投開票事務手当と消耗品費について、増額補正をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、11節役務費27万5千円、次ページをお願いいたします。12節委託料中、住民税均等割非課税世帯給付金事業支援業務委託95万5千円、18節負担金補助及び交付金中、住民税均等割非課税世帯給付金3,375万円は、国の総合経済対策として、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、個人住民税均等割非課税世帯に対しまして、1世帯当り3万円、1,125世帯分を計上するものでございます。なお、本事業は年度を超える見込みから、今補正において、繰越明許費の設定を合わせてお願いするものでございます。その下、27節繰出金646万4千円の増は、国民健康保険特別会計への繰出金が財政安定化支援事業や保険基盤安定制度分などの、決算見込みによる増額補正でございます。

23ページをお願いいたします。8目障害者自立支援給付費、19節扶助費中、障害福祉サービス費1,500万円は、各サービス利用者の増などによりまして、年度末までに不足を生じる見込みから増額補正をお願いするものでございます。2項1目児童福祉総務費、11節役務費、次ページ、12節委託料中、住民税均等割非課税世帯給付金子ども加算事業支援業務委託22万円、18節負担金補助及び交付金中、住民税均等割非課税世帯給付金100万円は、先ほど、国の総合経済対策として、低所得世帯支援についてご説明いたしました。個人住民税均等割非課税世帯のうち、子育て世帯については、子ども1人あたり2万円を加算する措置が取られることから、対象見込みとなる50人分を計上するものです。こちらにつきましても、年度を超える見込みから、今補正において、繰越明許費の設定を合わせてお願いするものでございます。

25ページをお願いいたします。4款衛生費、1項2目予防費、12節委託料中、予防接種事業委託1,513万4千円の減額は、令和6年度から65歳以上の方を対象に実施しております、新型コロナウイルスワクチンの定期接種について、想定していた接種者数の見込みが減となったことから減額補正をしようとするものでございます。

28ページをお願いいたします。5款農林水産業費、3項1目水産業総務費、22節償還金利子及び割引料2,626万5千円の減額は、農山漁村活性化プロジェクト交付金返還金額が確定いたしましたので、返還額に合わせて減額しようとするものでございます。

29ページをお願いいたします。6款商工費、1項2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金300万円の減額は、国の補助事業であります移住支援金について年度末までの実績を見込みまして、減額しようとするものでございます。

30ページをお願いいたします。7款土木費、1項1目土木総務費、18節負担金補助及び交付金中、住宅取得奨励金166万5千円の減額は、年度内の実績を見込みまして、不用額について減額しようとするものでございます。8款消防費、1項1目非常備消防費、8節旅費7万円の増は、消防団の出動費、5回分を予算計上しておりました

が、出勤回数が増などによりまして、今後の不測の事態を想定し、増額をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。9款教育費、3項1目学校管理費、10節需用費中、修繕料69万3千円は、ゲートボールなどの練習場を大帷子運動場から、中学校の旧テニスコート跡地へ移転するため、整地等の経費について増額をお願いするものでございます。

35ページをお願いいたします。5項3目民俗資料館費、10節需用費中、修繕料53万3千円は、歴史民俗資料館特別収蔵庫内、自動火災報知器設備の配線不良の修繕を行うため、増額をお願いするものでございます。

36ページをお願いいたします。12款諸支出金、1項3目豊かなまちづくり基金費、24節積立金1,238万1千円は、今補正での豊かなまちづくり寄付金増額分1,042万円と、前年度分の未計上分196万1千円を合わせて積み立てるもので、補正後の基金残高は、1億9,902万2千円の見込みでございます。

37ページをお願いいたします。8目減債基金費、24節積立金1,583万4千円は、普通交付税の再算定によりまして追加交付されることとなり、そのうち臨時財政対策債償還基金費分を積み立てるものでございまして、補正後の基金残高につきましては5,464万9千円の見込みでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。1款町税、1項1目個人、1節現年課税分中、所得割2,416万円の減は、住民税の定額減税の影響分などに伴い減額補正するものでございます。2項1目固定資産税、1節現年課税分中、償却資産1,802万3千円の増は、新たな償却資産の取得などの増加によりまして、増額補正をお願いするものでございます。

3款利子割交付金から12ページの9款環境性能割交付金は、県からの情報を基に、決算見込みを試算いたしまして、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。10款・地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金中、定額減税減収補填分2,567万円は、先ほど町税のところでも触れましたが、個人住民税における定額減税の実施に伴いまして、地方公共団体の減収分が国から交付金として補填されることから補正をお願いするものでございます。11款地方交付税、1項1目1節地方交付税7,305万7千円は、昨年12月に普通交付税の再算定が行われ、新たな費目が追加されたことによりまして、普通交付税が増額されることとなりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、3節障害福祉費負担金中、障害福祉サービス費負担金750万円及び、飛びますが、15ページの、16款県支出金、1項1目民生費県負担金、3節障害福祉費負担金中、障害福祉サービス費負担金375万円は、歳出にてご説明いたしましたが、障害福祉サービス費の事業費増加に伴う国、県分の増額補正でございまして、負担割合につきましては、国が2分の1、県は4分の1でございます。

戻っていただきまして14ページをお願いいたします。15款国庫支出金、2項5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,222万8千円は、歳出にてご説明いたしました、国の総合経済対策、住民税均等割非課税世帯給付金事業、令和6年支援枠の補正及び定額減税補足給付金事業ほか2事業の確定による増額でございます。

16ページをお願いいたします。18款寄付金、1項1目1節豊かなまちづくり寄付金1,042万円は、年度末までの収入を見込みまして、増額補正を行うものでございます。19款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金2億705万4千円の減額は、今補正予算で一般財源に余剰が生じる見込みであるため、減額補正を行うものでございまして、今補正後の財政調整基金残高につきましては21億102万円となる見込みでございます。

17ページをお願いいたします。21款諸収入、3項5目1節雑入中、ワクチン生産体制等緊急整備助成金1,282万3千円の減は、歳出にてご説明いたしました、新型コロナウイルスワクチンの定期接種者数の見込みが減となったことから、減額補正をお願いするものでございます。その下、農山漁村活性化プロジェクト交付金返還金2,626万5千円の減は、返還金額の確定に伴いまして、保田漁協からの返還金につきましても、減額補正を行うものでございます。22款町債、1項6目1節漁港整備事業債520万円は、起債の2次協議を行って行く中で、公共事業等債の借入が可能となりましたので、水産物供給基盤機能保全事業に充当しようとするものでございます。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。第2表は、繰越明許費補正でございまして、年度内の完了が見込めないことから、新たにふるさと納税推進事業など5事業、6,432万9千円の追加をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表は、地方債補正でございますが、先ほど歳入の22款・町債でご説明いたしましたとおり、追加が1件、そのほかにつきましては、借入予定額に合せて、2件の限度額の変更をお願いするものでございます。

38ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっております。今補正後の年度末の残高は、表の右下にあります通り、49億7,966万1千円となる見込みでございます。

39ページ以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。はい。8番、竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

この議案書の16ページなんですけれども、18款1目の豊かなまち作り寄附金ということで、補正が1,042万で5千万になると。これ、寄附金が増えているということで、大変結構なことだと思うんですが、次、18ページですね、総務費の4目の企

画費の中に、ふるさと納税システムの利用料であるとか、あと豊かなまち作り寄附金業務代行委託だとかあってですね、この5千万の寄付金のうちですね、いろんな経費もかかっているということで、実際の何ていうんですかね、手取りとといいますか、残るのは、この5千万のうちいくらというふうに見込んでいるんでしょうか。概算で構いません。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

豊かなまち作り寄附金につきましては、返礼品率、返礼品に対するお金は3割以内というのが決められておりまして、事務費等も含めると、5割以内でなければいけないという決まりがございます。ただ5千万の中にですね、返礼品もいらないうという事例もがございますので、一概にはちょっと言い切れませんが、およそ2,500万程度かと考える次第でございます。

○議長（青木悦子）

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第2、議案第9号、令和6年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 菊間寛之 登壇〕

○税務住民課長（菊間寛之）

議案第9号、令和6年度、鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、歳入歳出それぞれ755万4千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億5,655万千円にしようとするものでございます。

それでは、主な歳出からご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。なお、県支出金や繰入金の増減により、各歳出科目において財源を変更しておりますが、各科目での説明は割愛させていただきます。2款保険給付費、1項5目審査支払手数料16万7千円の減額は、執行見込みの減によるものでございます。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費31万8千円の減額は、執行見込みの減によるものでございます。

10ページをお願いいたします。7款1目傷病手当金14万7千円の減額は、給付が見込めないことから減とするものでございます。

11ページをお願いいたします。下段の5款保健事務費、1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料中、健診事業委託48万1千円の減額は、特定健診受診者数を当初の580人から530人と見込み、予定を下回るため減額するものでございます。同じく特定健診受診率向上事業業務委託10万7千円の減は、事業費の確定により減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。2項1目疾病予防費33万1千円の減額は、人間ドック助成金の執行見込みの減によるものでございます。3項1目施設管理費102万8千円の減額は、保健福祉課職員の配置替えによるものでございます。6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金659万9千円は、前年度繰越金の2分の1以上の額を積み立てようとするもので、既決予算の千円と合わせ、本年度は合計で660万円の積立額となります。

13ページをお願いいたします。下段の7款諸支出金、3項1目直営診療施設勘定繰出金76万円は、鋸南病院の施設整備に対し、病床数に応じて特別交付金として県から繰入れ、全額を病院事業会計へ繰り出すものであります。2目一般会計繰出金308万3千円は、令和5年度分の一般会計繰入金の精算に伴い、余剰分を一般会計に返還するものでございます。

続いて、主な歳入をご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款国民健康保険料は、決算を見込み、合計で1,269万円の減額といたしました。1目一般被保険者国民健康保険料は、1節から3節までの現年度分が、1,268万4千円の減で、主な理由といたしましては、当初予算編成時に想定していた被保険者数と所得水準が減少したこと、当初予算額は県算定の納付金をベースに計上しておりますが、補正額は、本算定の保険料率から算定した賦課額の調定額と収納率により決算を見込み算定しておりますので、減が生じております。3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金49万円の減額は、歳出における保険給付費の減によるものでございます。2節特別交付金349万2千円の増額は、主にシステム改修費用やシステム改修費用に係る特別調整交付金部分が164万6千円の増、直営診療施設整備分や県通知額確定により増額となった県繰入金、312万1千円の増になったことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。5款繰入金、1項1目一般会計繰入金646万3千円の増額は、1節保険基盤安定繰入金の保険料軽減分から8節産前産後保険料繰入金につ

きまして、決算見込みにより、それぞれ増減額を調整するものでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2千万円は、不足する財源に充当するため基金を取り崩すものであり、今補正後の財政調整基金残額は、1億5,541万388円の見込みでございます。6款繰越金は、前年度繰越金で960万6千円を減額し、補正後の予算額を1,309万2千円にするものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第3、議案第10号、令和6年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 菊間寛之 登壇〕

○税務住民課長（菊間寛之）

議案第10号、令和6年度、鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ397万1千円を減額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,309万5千円にしようとするものでございます。

主な歳出からご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金354万8千円の減額は、決算見込みによる保険料分112万6千円と、広域連合から通知のあった基盤安定

分242万2千円の減額によるものでございます。3款保健事業費、1項1目保険事業費29万8千円の減額は、健康診査受診者が当初の300人から250人に減額する見込みのため、減額するものでございます。4款諸支出金、1項1目保険料還付金44万1千円の減額は、資格喪失など、被保険者の移動等に係る保険料還付金の決算見込みによるものでございます。2項1目他会計繰出金、27節一般会計繰出金35万5千円の増額は、前年度分の一般会計繰入金の精算に伴い、一般会計に返還するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料721万5千円の減額と2目1節普通徴収保険料現年度分399万4千円の増額、同じく2節、過年度分43万円の増額は、保険料賦課額に基づく調定額や収納状況等を踏まえ、それぞれ決算を見込み、補正をお願いするものでございます。2款繰入金、1項1目保険基盤安定繰入金242万3千円の減額は、保険基盤安定負担金額の県広域連合からの通知に基づき、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。3款繰越金、1項1目繰越金201万4千円の増額は、前年度繰越金に予算を合わせるため補正をするもので、補正後の予算額を251万5千円にするものでございます。4款諸収入、1項1目還付金及び還付加算金44万1千円の減額は、歳出で還付した保険料額と同額を広域連合から受け入れるため、決算見込みにより補正するものでございます。4項1目受託事業収入33万7千円の減額は、広域連合から事業を受託している健診事業等の決算見込みによるものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4、議案第11号、令和6年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

[保健福祉課長 対馬尚子 登壇]

○保健福祉課長（対馬尚子）

議案第11号、令和6年度、鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。今補正予算は、歳入歳出それぞれ1,985万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,985万7千円にしようとするものでございます。今補正は、決算見込みを踏まえ、保険給付費及び地域支援事業費等の増減をするものでございます。

それでは歳出からご説明させていただきます。8ページをお願いいたします。第1款総務費、第3項第2目認定調査費118万7千円の減額は、今後の申請書の件数を見込み、医師意見書作成料の減額等の補正をするものでございます。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費160万円の減額は、第1目の居宅介護サービス給付費から第6目、居宅介護サービス計画給付費まで、それぞれの科目における給付費の過不足を見込み、補正をするものでございます。

9ページをお願いいたします。第2項介護予防サービス等諸費150万円の減額は、決算を見込み補正をするものでございます。その下第4項高額介護サービス費1,100万円の減額は、同じく決算を見込み、補正をするものでございます。第6項特定入所介護サービス費400万円の減額は、低所得の方の施設入所にかかる食費及び住居費の保険負担額が減となったことによる補正でございます。第4款第1項1目基金積立金33万6千円の増額は、歳入歳出、差引による余剰分を積み立てるものでございます。本補正後の基金残高は5,767万5千円となる見込みでございます。

10ページをお願いいたします。第6款地域支援事業費、第1項1目介護予防生活支援サービス事業費と第2項1目一般介護予防事業費は、それぞれ財源である国庫支出金等の補正に伴い、財源内訳の補正をするものでございます。第1項の介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費90万円の減額は、決算を見込み補正をするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目の第1号被保険者保険料470万円の減額は、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、それぞれ決算を見込み計上いたしました。第3款国庫支出金、第1項第1目介護給付費負担金162万円の減額は、決算を見込んだ歳出予算額に対しまして、国の負担分を計上いたしました。第2項4目保険者機能強化推進交付金1万円の減額と第5目保険者努力支援交付金121万7千円の増額は、事業費の確定に伴

い計上いたしました。第4款の支払基金交付金から7ページ第6款繰入金、第1項一般会計繰入金までは、決算を見込んだ歳出予算額に対しまして、それぞれ県支払基金、町の負担分を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。11番、緒方猛議員。

○11番（緒方猛）

今の説明の9ページ、高額介護サービス費補正額が4,364万円になりますね。補正額でマイナスの1,100万ということなんですけど、こうなったということが事実だと思いますので、やむを得ないと思うんですけども、介護の関係でね、私はあんまり何て言うんですかね、減額するようね、十分なサービスをしていただきたいという具合に思ってるんですけど、何かこれは我慢したっていいですかね、節約をした部分でマイナスになっているということはないかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

高額介護サービスの減額についてお答えいたします。こちらの減額につきましては、今年度の利用実績に基づいて、当初予算と比較しまして減額したもので、サービスを我慢していただくとか、そういったものではございません。

○議長（青木悦子）

よろしいですか。

8番、竹田議員。

○8番（竹田和明）

8ページなんですけれども、2款の保険給付費を見ると、この施設介護がですね、マイナス3,600万になっていて、居宅介護の方がプラス2,900万になっていることは、施設からですね、居宅の方に移っているのかなっていうふうに見えるんですが、そういう傾向があるということで見ただけの場合に、どんな理由で居宅介護が増えているのか、その辺何か理由がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬尚子）

施設から居宅介護の方へサービスの方が流れているという要因ですが、以前は台風ですとかコロナの関係で施設に入る方が多いという実績がございました。特にそれに比べて、今現在はその分が元に戻ったというか、通常のサービスに戻っていると推測されます。

○議長（青木悦子）

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5、議案第12号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第3号についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 対馬尚子 登壇〕

○保健福祉課長（対馬尚子）

議案第12号、令和6年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第3号についてご説明いたします。3ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明いたします。はじめに、収益的収入では30万1千円を増額し、補正後の総額を8,415万円にしようとするものでございます。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目その他医業収益の5万5千円の減額は、鋸南きさらぎ会からの文書料収入分の決算を見込み補正をお願いするものでございます。第2項医業外収益、第1目他会計負担金11万8千円の減額は、令和5年度借入分企業債償還額の確定等による調整、第2目他会計補助金の44万2千円の増額は、病院運営に対する経費の決算を見込み、一般会計補助金31万8千円の減額と直営診療施設の運営費として、国保調整交付金が交付される国保会計からの補助金76万円を計上させていただきました。第3目長期前受金戻入の3万2千円の増額は、今年度の医療機器の更新等による除却資産のうち、補助金相当額の残存価格5%を会計法の規定に基づき、現金の伴わない収益として計上するものでございます。

次に、収益的支出につきましては、279万2千円を増額し、補正後の総額を1億570万7千円にしようとするものでございます。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目経費については、決算を見込み20万円の減額、第3目指定管理者交付金70万5千円の増額は、収入でご説明した医業収益における文書料と医業外収益における国保会計からの補助金分の補正により計上するものでございます。第4目資産減耗費の22万4千円の増額は、歳入でご説明しました処分を行った医療機器等を固定資産から

除却する際に、会計法上の規定に基づき計上するもので、現金を伴わない費用であります。第2項医業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費の23万6千円の減額は、企業債利息の確定等により計上し、第2目雑支出の229万9千円の増額は、仮払消費税を調整するため、お願いするものでございます。なお、現金の伴わない費用でございます。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出では、収入支出予算それぞれ総額23万3千円を増額し、補正後の総額を2,826万3千円にしようとするものでございます。第1款資本的収入、第1項第1目企業債は70万円の減額、第2項第1目一般会計出資金93万3千円の増額は、今年度更新した医療機器等について、企業債では賅えない部分をお願いするものでございます。また事業費確定による企業債の借りに伴い、お戻りいただいて1ページから2ページの予算第4条において定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を補正させていただいております。4ページに戻っていただいて、次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目有形固定資産購入費23万3千円の増額は、事業費確定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。令和6年度の予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和6年度末における資金残高が、下段の1,678万4千円と見込んでおります。

6ページから8ページまでは、令和5年度の損益計算書及び貸借対照表9ページから10ページは、令和6年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6、議案第13号、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてを議題といたします。

建設水道課長より、議案の説明を求めます。建設水道課長。

[建設水道課長 齊藤正樹 登壇]

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第13号、令和6年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

今、補正予算は、各事業の完了等、額の確定による補正予算をお願いするものであります。

予算書の3ページをお願いいたします。実施計画によりご説明いたします。収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款・水道事業収益を380万円減額し、5億978万4千円にしようとするものです。内訳の主なものであります。1項・営業収益、3目・その他営業収益は、手数料と工事費の確定により、143万8千円を減額するものです。2項・営業外収益、2目・分担金は、加入者分担金実績により、400万4千円の減額、5目・長期前受金戻入は、有形固定資産除却に伴い、残存価格を収益化するために164万2千円を増額するものです。

次に、支出におきまして、1款・水道事業費を2,071万9千円増額し、5億1,739万円にしようとするものです。内訳といたしましては、1項・営業費用は、事業費の決算を見込み、各目を調整させていただき、2,533万2千円を増額、2項・営業外費用は、企業債借入利率が予定利率よりも低かったことから461万5千円の減額、4項・特別損失は、水道料金不納欠損にかかる消費税分として2千円を増額しようとするものです。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款・資本的収入を960万円減額し、1億1,810万円にしようとするものです。内訳は、1項・企業債、1目・企業債について、本年度建設改良事業費の確定により、減額するものです。

次に、支出におきまして、1款・資本的支出を338万1千円減額し、2億7,096万円にしようとするものです。内訳は、1項・建設改良費について、建設工事等事業費の確定により、1目・営業設備費110万5千円、2目・配水施設改良費135万1千円、3目・浄水施設改修費92万5千円をそれぞれ減額しようとするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億5,286万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをするものです。

5ページをお願いします。令和6年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和6年度末における資金残高は、最下段にありますように5億7,616万7千円となる見込みでございます。

6 ページ及び7 ページは、給与費明細書、8 ページは、令和5年度鋸南町水道事業損益計算書、9 ページから11 ページは、令和5年度鋸南町水道事業貸借対照表、12 ページから14 ページは、令和6年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、のちほどご参照願います。

以上で議案第13号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（青木悦子）

ここで11時10分まで休憩といたします。

…………… 休憩 ・ 午前10時57分 ……………
…………… 再開 ・ 午前11時10分 ……………

◎議案第14号の上程、説明

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第7、議案第14号、令和7年度鋸南町一般会計予算についてを議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。内田正司副町長。

〔副町長 内田正司 登壇〕

○副町長（内田正司）

議案第14号、令和7年度鋸南町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

令和7年度当初予算編成方針につきましては、町長から提案理由において述べさせて頂きましたので、割愛させて頂きます。なお、本定例会において予算審査特別委員会が設置され、ご審議をいただくとのことですので、私からは全般的な事項を主に説明をいたします。

1ページをお願いいたします。令和7年度鋸南町一般会計予算の総額は、46億2,656万円と決めました。前年度予算額43億1,633万6千円と比較いたしますと、3億1,022万4千円、7.2%の増となるものでございます。増額となりました要因は、昨年度設計を行いました、観光物産センターの改修に係る工事費を計上、また、総務関係の事業と致しましては、令和5年10月から令和6年9月まで実施しました、AIシステムを活用したオンデマンド交通実証運行を踏まえ、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするため、法定協議会を設置し、地域公共交通計画を策定致します。

衛生関係と致しましては、南房総市と共同で整備を進めております、中継施設の建設事業に着手するため、負担金額が増となります。

教育関係の事業としましては、令和2年度に調達したGIGAスクール端末の更新に係る経費、給食センターのボイラ配管等の改修に係る工事費を計上致しました。

歳入においては、固定資産税を中心に町税の増額を見込み、国の地方財政計画等の見込みにより、地方交付税については増額と致しました。

町債につきましては、観光物産センターの改修工事や給食センターボイラ改修工事、中継施設の建設工事等に充当を予定している財源といたしまして、過疎対策事業債の発行額につきましては増額となっております。

それでは、歳出から主要事業等につきましてご説明をいたします。

31ページをお願いいたします。最下段となります。2款・総務費、1項・総務管理費関係では3目・財産管理費、14節・工事請負費中、庁舎エレベーター改修工事1,100万円を計上致しました。本庁舎エレベーターの機器老朽化のため、制御盤、巻上げ機、ロープ等の交換工事を実施するものでございます。

32ページをお願いいたします。上段になります。4目・企画費、7節・報償費中、地域公共交通活性化協議会委員謝礼44万5千円、33ページの上段となります18節・負担金補助及び交付金中、地域公共交通活性化協議会負担金1,587万4千円は冒頭でも申し上げましたが、法定協議会の設置及び地域公共交通計画の策定に係る経費でございます。

同じページの中段となります6目・諸費、18節・負担金補助及び交付金中、広域市町村圏事務組合負担金は、水道事業統合推進費、消防費の増により前年度比1,856万1千円増の2億3,736万8千円を計上致しました。

35ページをお願いいたします。上段でございます。9目・情報化推進費、12節・委託料中、DX推進事業関係の予算といたしまして、委託料中、ガバメントクラウド運

用管理補助委託3, 250万円、標準化移行作業委託4, 868万6千円、13節の使用料中、ガバメントクラウド接続回線利用料12万1千円、ガバメントクラウド利用料1, 570万3千円、DNSサーバ用機器賃借料310万2千円、合計で7, 086万2千円を計上しております。

また12節・委託料中、テレワーク機器環境整備業務委託2, 629万円、13節使用料中、テレワークパソコン使用料191万6千円の合計2, 820万6千円を計上致しました。令和2年度に整備したテレワークパソコンの更新を行うものでございます。

37ページ中段をお願いいたします。2項・徴税費関係では2目・賦課徴収費、12節・委託料中、地目家屋画地調査業務委託203万5千円を計上致しました。令和9年度評価替に向け、鋸南町全域の画地認定調査を行い、課税資料の整理を行います。

その下になります。地番図家屋図修正業務委託610万5千円は、現行地番図のうち、現地と乖離のある国土調査未実施地区を再編集し、精緻化を図るものでございます。

39ページの上段をお願いいたします。3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費、12節・委託料中、戸籍記載事項通知書作成業務委託257万2千円を計上致しました。戸籍法改正による戸籍に記録される振り仮名の確認の為、通知書作成等を行います。事業費の全額につきましては、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充当するものでございます。

40ページをお願いいたします。中段から41ページ中段にかけてでございますが、4項・選挙費関係では、令和7年7月に予定されております参議院議員選挙に係る事務費について、3目・参議院議員選挙費、1, 078万6千円を計上致しました。

43ページをお願いいたします。上段になります。3款・民生費、1項・社会福祉費関係では1目・社会福祉総務費、27節・繰出金、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比1, 032万8千円増の8, 544万3千円を計上致しました。増額の主な要因は、低所得者の保険料軽減等を目的とした、保険基盤安定分が増額となる見込みの為でございます。

44ページ下段をお願いいたします。3目・老人福祉費、18節・負担金補助及び交付金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比451万6千円増の1億4, 723万1千円を計上致しました。増額の主な要因は、医療諸費見込み額の増により、町が負担する療養給付費負担金が増額となる見込みの為でございます。

その下になります。27節・繰出金後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比111万2千円増の4, 377万8千円を計上致しました。増額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分及び事務費分、共に増額となる見込みの為でございます。

46ページ下段をお願いいたします。5目・介護保険費、27節・繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度比2, 577万円減の1億9, 722万1千円を計上致しました。減額の主な要因は、介護給付費負担金分が減額となる見込みの為でございます。

49ページをお願いいたします。上段になります。2項・児童福祉費関係では1目・児童福祉総務費、19節・扶助費、子ども医療費扶助は、前年度比354万4千円増の1,983万8千円を計上致しました。引き続き、子ども医療費の支給対象範囲を18歳までとし、子育て支援の充実を図ってまいります。なお、財源といたしましては、県から子ども医療費助成事業補助金317万4千円、残る町負担分の一部につきましては過疎対策事業債を充当する予定でございます。

50ページをお願いいたします。中段となります。3目・保育園費、12節・委託料中、保育所駐車場整備工事設計業務委託112万2千円を計上致しました。保育所駐車場の舗装工事を行うための設計事業費でございます。

55ページをお願いいたします。中段となります。4款・衛生費、1項・保健衛生費関係では3目・環境衛生費、18節・負担金補助及び交付金中、一般廃棄物処理施設整備事業負担金は前年度比6,261万5千円増の9,609万9千円を計上致しました。増額の主な要因は、ごみ処理中継施設建設開始に伴う負担金の増によるものでございます。なお負担金の一部につきましては、過疎対策事業債を充当する予定でございます。その下になります。広域廃棄物処理施設整備事業負担金として前年度比619万7千円減、277万3千円を計上致しました。整備事業支援業務及び人件費を構成市町の均等割りで算出するものでございますが、当町から1名の職員の派遣を予定されていることから、派遣職員に係る人件費を差し引いた分の負担金となります。その2つ下になります。一般廃棄物処理施設運営事業負担金として前年度比254万円増の1,519万1千円を計上致しました。増額の主な要因は、物価高騰による薬品費、光熱水費の増によるものです。し尿処理施設運営事業費及び人件費を処理量割で算出した負担金でございます。

56ページ下段をお願いいたします。5目・病院費、18節・負担金補助及び交付金、病院会計補助金7,658万5千円、その下になります23節・投資及び出資金、病院会計出資金1,246万9千円を計上し、鋸南病院事業会計への支出見込額は、前年度比127万3千円増の8,905万4千円でございます。

補助金につきましては、企業債利息の減及び外壁改修調査業務委託等の経費減により前年度比166万6千円の減額、また、出資金につきましては、起債元利償還金の増に伴い、前年度比293万9千円の増額となるものでございます。

57ページをお願いいたします。最上段となります。2項・清掃費関係では1目・清掃総務費、18節・負担金補助及び交付金、鋸南地区環境衛生組合分担金は、前年度比5,606万8千円の減となり、1億5,683万4千円を計上致しました。減額の主な要因は、堤ヶ谷クリーンセンター内のし尿処理施設解体費用に係る負担金が減額となるものでございます。

同じページの最下段となります。3項・水道費関係では1目・水道費、18節・負担金補助及び交付金、水道会計補助金は、前年度比36万円増の1億74万円を計上致しました。増額の主な要因は、児童手当の増でございます。補助金の内訳としまして、高

料金対策繰出分が1億円、水道事業会計職員の児童手当費繰出分が、74万円となります。

60ページをお願いいたします。中段となります。5款・農林水産業費、1項・農業費関係では3目・農業振興費、18節・負担金補助及び交付金中、鳥獣被害防止総合対策交付金は前年度比155万9千円減の、1,500万円を計上致しました。減額となった要因は、侵入防止柵に係る金網柵の設置補助金が減となった為でございます。事業費の全額に県支出金の鳥獣被害防止総合対策交付金を充当する予定となっております。

62ページをお願いいたします。中段となります。7目・佐久間ダム維持管理事業費18節・負担金補助及び交付金、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金367万5千円を計上致しました。令和7年度から10年度にかけて県が主体となり佐久間ダム施設及び基幹用水路附帯施設の保全対策工事を行う為の、その負担金でございます。財源として、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

63ページ上段をお願いいたします。2項・林業費関係でございますが、1目・林業振興費、14節・工事請負費、林道補修工事として540万円を計上致しました。嶺岡林道3号線の側溝補修工事108mを行う予定でございます。

64ページの下段をお願いいたします。3項・水産業費関係では5目・漁港建設費、保田漁港、12節・委託料、調査・計画策定業務委託3,630万円を計上致しました。保田漁港の機能保全計画終了に伴い、再調査を実施し、新たに計画を策定するものがございます。事業費3,630万円のうち、50%は国負担となっております。

65ページの中段をお願いいたします。6款・商工費、1項・商工費関係では2目・商工業振興費、11節・役務費中、郵便料167万9千円、12節・委託料中、地域商品券発送通知作成委託28万円、18節・負担金補助及び交付金中、地域商品券発行事業補助金3,692万円、総額3,887万9千円を計上致しました。物価高騰対策として、町内取扱店で使用できる商品券を作成し、全町民に配布するものがございます。財源といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定でございます。同じページの上段から2目・商工業振興費、7節・報償費中、地域おこし協力隊員報償984万2千円のうち718万2千円、12節・委託料中、地域おこし協力隊募集・採用業務委託300万円、同項目中、地域力創造アドバイザー業務委託560万円、18節・負担金補助及び交付金中、地域おこし協力隊活動費補助金616万7千円のうち450万円、最下段となります同項目中、企業人材派遣制度負担金520万円の総額2,548万2千円につきましては、地域の課題解決を請け負う組織を立ち上げ、官民連携し、地域とともに課題の解決に取り組むための予算を計上致したところでございます。

68ページをお願いいたします。下段となります。4目・道の駅推進事業費、12節・委託料中、観光物産センター改修工事監理業務委託495万円、植栽管理業務委託154万円、14節・工事請負費、観光物産センター改修工事5,000万円の総額5,649万円につきましては、観光物産センターのイメージアップのため改修工事及び植木の剪定を行うため計上するものがございます。

69ページの中段をお願いいたします。5目・都市交流施設推進事業費、12節・委託料、施設維持管理計画作成業務委託605万円を計上致しました。道の駅保田小学校の維持管理について、計画的に施設修繕等を実施していくための計画を策定するものでございます。財源といたしまして、都市交流施設整備基金を充当する予定でございます。

その下になります。14節・工事請負費中、駐車場区画線補修工事94万6千円、家庭科室床改修工事199万1千円、浴室箱庭改修工事207万9千円、都市交流施設遊具設置工事1,700万円を計上致しました。道の駅保田小学校への来訪客が安全かつ快適に利用できるよう施設の補修及び改修工事を行うものでございます。財源といたしましては、都市交流施設遊具設置工事につきましては、豊かなまちづくり基金を充当する予定でございます。

71ページをお願いいたします。上段となります。7款・土木費、1項・土木管理費関係では1目・土木総務費、18節・負担金補助及び交付金中、住宅取得奨励金は、前年度と同額の3千万円を計上致しました。国から補助率45%の社会資本整備総合交付金1,350万円の補助を受け、事業を推進するものでございます。

72ページ中段をお願いいたします。2項・道路橋梁費関係では2目・道路維持費、12節・委託料中、トンネル点検委託1千万円を計上致しました。湯沢トンネル、岩井袋トンネル、小尾越トンネル、内宿トンネル、勝六トンネル計5か所のトンネル点検を実施するものでございます。財源につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金369万6千円を充当する予定でございます。

74ページをお願いいたします。中段でございます。8款・消防費、1項・消防費関係では2目・消防施設費、10節・需用費中、防災備蓄費210万3千円を計上致しました。町で保管している9千食の備蓄食料のうち、期限を迎える2千食程度を更新するものでございます。同ページの下段となります。12節・委託料中、地域防災計画策定業務委託418万円を計上致しました。近年の災害事例等を基に2ヵ年度をかけ、計画の見直しを行うものでございます。

75ページ上段をお願いいたします。14節・工事請負費、Jアラート受信機更新工事379万5千円を計上致しました。Jアラート受信機については、導入から5年以上経過し、構成備品の老朽化により更新の必要が生じたため交換工事を行うものでございます。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。同じページの中段となります。

17節・備品購入費、衛星電話276万3千円を計上致しました。衛星電話サービスの終了に伴い、後継機器へ5台分の更新を行うものでございます。

77ページをお願いいたします。中段から下段にかけてでございますが、9款・教育費、1項・教育総務費関係では2目・事務局費、12節・委託料中、GIGAスクールシステム保守委託271万4千円、GIGAスクール端末設定業務委託682万円、GIGA端末OSバージョンアップ業務委託173万5千円、17節・備品購入費、G

I G Aスクール端末2, 409万円、合計の総額で3, 535万9千円を計上致しました。財源として、公立学校情報機器整備事業費補助金を充当する予定でございます。

83ページ上段をお願いいたします。3項・中学校費関係では1目・学校管理費、14節・工事請負費中、野球場バックネット改修工事418万円、コンテナ設置工事93万5千円を計上致しました。老朽化した中学校の野球場バックネットの改修及びコンテナ倉庫の建替えを行います。財源といたしましては、豊かなまちづくり基金を充当する予定でございます。

90ページをお願いいたします。最下段となります。5項・社会教育費関係では、4目・文化財保護費、18節・負担金補助及び交付金、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会負担金150万円を計上致しました。小中学校の教室の開催、有償ガイドモニターツアーなど構成文化財の普及啓発を行う経費でございます。日本遺産候補地域として認定された鋸山につきましては、富津市と協働で引き続き日本遺産への登録を目指してまいるものでございます。

92ページをお願いいたします。中段となります。6項・保健体育費関係では3目・町民体育施設費、10節・需用費中、修繕料192万円を計上致しました。このうち138万5千円につきましては、耐用期間を過ぎた海洋センタープールろ過装置ろ材の交換を行うための経費でございます。

95ページをお願いいたします。中段となります。7項・学校給食センター費関係では1目・学校給食センター費、14節・工事請負費、ボイラ配管等改修工事1, 815万円を計上致しました。給食センターボイラ室の老朽化した配管等の改修を行います。財源として、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

その下になります。17節・備品購入費中、調理機器229万8千円を計上致しました。給食センターの老朽化したフライヤー等の更新を行います。財源といたしまして、豊かなまちづくり基金を充当する予定でございます。

96ページをお願いいたします。中段となります。11款・公債費、1項・公債費関係ですが、1目・元金と2目・利子の合計は、前年度比1, 494万5千円増の5億4, 372万5千円を計上致しました。増額の要因は令和4年度に借入をしました防災行政無線親卓更新事業に伴う緊急防災・減災事業債、公民館空調機器改修事業に伴う過疎対策事業債の元金償還が開始することによるものでございます。

続きまして、歳入のご説明を致します。13ページをお願いいたします。1款・町税であります。町税の総額は、7億2, 827万8千円で、前年度比1, 387万5千円、1. 9%の増と致しました。増額となった主な要因は、償却資産の増による固定資産税の増額を見込んだことによるものでございます。

14ページ上段から15ページ中段にかけてでございますが、2款・地方譲与税から10款・地方特例交付金につきましては、県の試算を踏まえて交付を見込み、合計で2億3, 534万9千円を予定いたしました。前年度比3, 648万2千円、18. 3%の増となる見込みでございます。増額の主な要因は、7款の地方消費税交付金が前年度比2, 880万円の増額と見込んだものでございます。

15ページの下段となります。11款・地方交付税であります。前年比5.3%増の22億円を計上致しました。このうち、普通交付税は、20億円を予定しております。令和7年度の国の交付税総額が前年度比1.6%増の見込みが示されたことから、町独自の試算、また過去の実績を加味した中で、県の試算も踏まえた上で予算計上をしております。

また、特別交付税は、見込額を試算した結果、令和6年度と比較して7千万円増額し、2億円を計上致しております。

17ページの下段となります。15款・国庫支出金から22ページの16款・県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課の説明とさせていただきます。

23ページ中段をお願いいたします。18款・寄付金、1項・寄付金であります。1目・豊かなまちづくり寄付金で、前年度比5,420万円。失礼いたしました。1目・豊かなまちづくり寄付金でございますが、前年度比542万円の増の4,500万円を計上致しました。同額を歳出、基金費において、豊かなまちづくり基金へ積立てることとしております。

24ページ上段をお願いいたします。19款・繰入金、2項・基金繰入金であります。3目・豊かなまちづくり基金繰入金は2,928万円を計上し、高速バスラッピング事業、都市交流施設推進事業費、中学校管理事務局費、給食センター管理運営事業等に充当させて頂きたいと考えております。

その下となります。4目・森林環境譲与税基金繰入金は27万5千円を計上し、森林環境整備事業等に充当させて頂きたいと考えております。

25ページの中段をお願いいたします。21款・諸収入、3項・雑入であります。5目・雑入、1節・雑入、中段となります。医療財団負担金1,039万4千円を計上致しました。県からの派遣で町職員として位置づけられている鋸南病院勤務に係る医師1名分の予算を計上しております。

26ページの中段をお願いいたします。22款・町債、1項・町債であります。令和7年度の町債合計は、前年度比510万円減の2億230万円を予定致しました。

1目・過疎地域持続的発展特別事業債につきましては、観光振興事業、子ども医療費助成事業、保育所及び学校給食費無償化事業等に充当する予定でございます。

2目・教育債、1節・給食センター改修事業債は、給食センターボイラ配管等改修工事の財源として充当する予定でございます。

4目・衛生債、1節・廃棄物処理施設整備事業債は、一般廃棄物処理施設整備事業負担金の財源として、中継処理施設整備事業債7,550万円を予定するものでございます。

5目・農林水産業債、1節・佐久間ダム農業水路等改修事業債は、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金に充当する予定でございます。

6目・消防債、1節・防災対策事業債は、Jアラート受信機更新工事に充当する予定でございます。

7目・商工債、1節・道の駅活性化事業債は、観光物産センター改修工事に充当する予定でございます。

恐れ入ります。24ページにお戻りいただきたいと思っております。中段となりますが、これまでの歳入歳出の概要をご説明いたしました。20款・繰越金につきましては、前年度と同額の1億円を見込んでいるところでございます。

なお不足する財源につきましては、23ページの最下段となります19款・繰入金、2項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金を2億9,681万円計上し、予算の調整を図ったものでございます。その結果、基金取り崩し後の残高は、18億4,211万1千円となる予定でございます。

8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の一覧表でございます。2事項、限度額合計、5,838万3千円を設定するものでございます。

次のページの9ページ、第3表地方債でございますが、6事業2億8,230万円の借り入れを予定するものでございます。

98ページをお願いいたします。98ページから100ページにかけては、債務負担行為に係る調書でございます。今後の支出予定額等に係る調書でございます。

101ページをお願いいたします。地方債現在高の見込みに関する調書でございます。令和7年度末の地方債残高見込みは、右側の最下段、46億5,560万1千円を見込んでいるものでございます。

102ページから110ページまでは、給与費の明細となります。後ほどご参照くださいようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

1点訂正をさせていただきたいと思っております。ガバメントクラウド、総務費の関係でございますけれども、ガバメントクラウドの運用管理補助委託、私説明で、3,250万と申し上げましたが、325万円の誤りでございましたので、お詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（青木悦子）

副町長から議案の説明が終わりました。

これより、令和7年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑に対する答弁については、このあと付託予定となる予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において審議を行っていただきたいと思っております。

それでは、予算編成方針等、予算全般に関わることで総括質疑がありましたら、お願いいたします。

はい。8番、竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

私からは3点総括質問をしたいと思います。まず1点目ですけれども、町は非常に少子高齢化が進んでいるわけですが、いわゆる若い人をですね、町に呼び込むには、子育て支援策というのが有効だと思います。

今もですね、町としてはいろんな取り組みをしてますし、予算化もされていると思います。例えば、医療費の無償化であるとか、給食費の無償化であるとか、取り組みはあるわけですが、この子育て支援に向けたその方針といいますか、どういった方針で取り組んでいく予定なのか、予算と絡めてご説明をいただきたいというのが1点目です。

2点目はちょっと関連するんですけれども、学校給食について、今年もボイラの改修費用が発生しますが、配送料、調理配送料がですね、かなりかかっているということなんですけれども、給食センターが学校から離れた場所にあって、センターといってもですね、配送先は2ヶ所しかないということだと思います。そういう中で、今の場所が本当にいいのかどうか、本来的には小学校に隣接してるとですね、配送料なんかもだいぶ削減できるんじゃないかなというふうに思うわけですが、これらの試算っていうのをされているのか、そういった計画についてですね、見通しはどうかという点。さらにですね、今の給食センターが残ってしまうことになるわけですが、これをですね、町民からよく聞かれるのは、鋸南町にも、イノシシの解体場を作ってもらえないかとかっていうですね、話はよくあるんですけど、今の給食センターをそういったものに代替してですね、いくっていうのが現実的なのか全然無理なのか、その辺の見通しについてもお聞きしたいと思います。

3番目はですね、地域おこし協力隊の他ですね、この説明書の13ページにあるんですけれども、商工費の中でですね、いろんな地域おこし協力隊の他にも、地域力創造アドバイザーであるとかですね、あとは、企業人材派遣制度負担金となって、1名となっておりますけれども、これらの業務委託についてもですね、今までも採用実績はあるわけなんですけど、それはうまくいかなかったというふうに理解してます。今期また改めてこれを計上するにあたって、どういう方針でどういうその役割分担で委託をして、地域力創造事業を行っていくのか、この辺について質問したいと思います。

以上3点の質問です。

○議長（青木悦子）

では、竹田議員の今の質問に対しましてですね、質疑に対しまして、各課で特別審査委員会で答弁を各項目毎の時に、回答いただくということで。総括的なものは総括質疑でお願いして、各課は各課においてお願いするという事で、今日は承るということで終わらせていただきます。

他に質疑はございますか。はい、緒方議員。

○11番（緒方猛）

私はこのことについて聞きたいんですね。今日ここで聞くことが妥当なのかどうかちょっとそれもよくわからないんですが、ページとしては69ページのね、都市交流施設の推進事業というのがありますね。町民からよく言われるんですが、都市交流施設で物

の販売をしている等々があつてですね、あるいは遊具だとか何かあつて、あそこの売り上げがどのくらいになってですね、それが町に反映されているのかと。要するに町側から言ったら収入になってくるわけですね。それがどのくらいあるのかっていうのは、この年間計画では、予算では出てこないんですか。目標値でどのくらいの収益、利益が予想されているというのは出ると思うんですけどね。そういう計画があるんだと思うんですが、それは今日の説明には出てこないんですが、どこで聞けばいいんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

総括質問として承りましたので。失礼しました。都市交流施設のことですので、各課の対応で予算審査特別委員会の時に答弁をお願いしますので、承ります。

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

総括質疑に対するただ今ありました質疑に対して、この後、付託予定となる予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において審議を行っていただきたいと思います。

それでは、質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

それでは午後1時30分まで休憩といたします。

…………… 休憩 ・ 午前 11時59分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 1時30分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

先ほど議題となっておりました日程第7、議案第14号、令和7年度鋸南町一般会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって議案第14号、令和7年度、鋸南町一般会計予算については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査をすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いします。

議員各位は委員会室にお集まりください。

………… 休憩・ 午後 1時31分 ………

………… 再開・ 午後 1時45分 ………

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に早川正也議員、副委員長に柴本健二議員が選任されましたので報告いたします。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第8号、議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。税務住民課長。

[税務住民課長 菊間寛之 登壇]

○税務住民課長（菊間寛之）

議案第15号、令和7年度、鋸南町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

はじめに、広域化による国保財政の運営主体である千葉県は、令和7年度の県全体の被保険者数を、団塊の世代の後期高齢者医療への移行及び社会保険の適用拡大などから約4万5千人、4%の減とし、1人当りの診療費を2.2%増と見込み、当町の令和7年度の国保事業費納付金を2億3,212万7千円、前年度比2,324万8千円減で通知をしたところでございます。

当町の国民健康保険は、少子高齢化により、被保険者は毎年度100名程減少し、被保険者のうち前期高齢者が占める割合が約57%となっております。令和6年度の給付の状況は、被保険者数の減少を鑑み、保険給付費を、前年度比約5,019万9千円、7.8%の減と見込んだところでございます。将来の保険料の抑制、被保険者の負担軽減を視野に、被保険者の健康増進と疾病予防のため、特定健診等の保健事業を積極的に推進し医療費の適正化に努めて参ります。なお、保険料率につきましては、本算定の際に、国保会計の財政状況、被保険者数や所得の状況、近隣市の動向などを踏まえ、改めて精査をし、6月に国保運営協議会でご審議いただき、その意見を踏まえて決定をして参ります。

それでは、予算内容のご説明させていただきます。1ページをお願いします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,624万7千円にしようとするものでございます。前年度比5,232万円、5%の減といたしました。歳出からご説明いたします。10ペー

ジをお願いいたします。1款・総務費は、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。1項、1目・一般管理費は705万7千円で、前年度と比較し、13万7千円の増額といたしました。増額の主な要因は、12節・委託料中、診療報酬明細書点検業務委託の増額によるものでございます。

11ページをお願いいたします。2項、徴税費は516万5千円で、保険料の賦課徴収と滞納処分に係る予算を、前年度比20万5千円の減額で計上いたしました。減額の主な要因は、13節・使用料及び賃借料中、国保関係システム使用料が減額となったことによるものでございます。4項・趣旨普及費30万円は、前年度と同額で計上いたしました。

12ページをお願いいたします。2款・保険給付費、1項・療養諸費は、合計で6億2,177万7千円を計上いたしました。前年度と比較し、2,410万円、3.7%の減でございます。その内、1目・療養給付費は6億1,628万3千円で、前年度比2,487万4千円、3.9%の減といたしました。直近3ヶ年の給付費の実績等を参考に、令和6年12月末時点の被保険者数1,660人を見込み計上いたしました。次に、2目・療養費は、309万4千円で、前年度比12万4千円、3.9%の減といたしました。直近3ヶ年の実績等を参考に計上しております。2項、1目・高額療養費は、9,046万円で、前年度比365万1千円、3.9%の減といたしました。療養給付費と同様に見込み、計上いたしました。

13ページ下段をお願いいたします。5項、1目・出産育児一時金150万円は、前年度と同額で3人分を計上しております。

14ページをお願いいたします。6項、1目・葬祭費120万円も、前年度と同額で見込みました。1件5万円の給付を24人と見込み計上しております。3款・国民健康保険事業費納付金は、運営主体である県に納めるべき納付金で、1項・医療給付費分1億5,893万2千円、2項・後期高齢者支援金等分5,586万6千円は、県からの通知に基づき計上しております。

15ページをお願いいたします。3項・介護納付金分1,732万9千円は、県からの通知に基づき計上しております。5款・保健事業費、1項、1目・特定健康診査等事業費は1,010万9千円で、前年度比4千円の増といたしました。特定健診に係る事業委託が主なものでございます。12節・委託料中、健診事業委託514万3千円は、集団検診340人分、施設健診200人分で見込みました。同じく12節・委託料中、特定健診受診率向上事業業務委託343万2千円は特別交付金による補助率100%の事業であり、特定健診受診者データなどからAIを活用した分析を行って、効果的な受診勧奨を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。2項・保健事業費、2目・疾病予防費211万円中、18節・人間ドック助成金210万円は、対象費用の70%を助成いたしますが、1人当りの上限額は3万円で、70人分を計上しております。3項・特別総合保健事業費は、17ページに跨りますが、各目をあわせまして合計1,711万4千円といたしました。前年度比104万5千円、5.8%の減でございます。1目・施設管理費は、

保健福祉総合センターすこやか¹の維持管理費と職員2名分の人件費でございます。財源に、県支出金の特別調整交付金1,100万円を充当いたします。2目・健康増進指導事業費116万3千円は、前年度比15万5千円、11.8%の減といたしました。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。1款・国民健康保険料は、医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分について、県に納めるべき国民健康保険事業費納付金の額に、保健事業等に要する費用を加え、軽減を考慮した保険料賦課総額を見込み、1億5,600万8千円を計上いたしました。前年度比2,513万4千円、13.9%の減でございます。減額の主な要因は、県に納める事業費納付金が減額となったためです。

3款・県支出金、1項、1目・保険給付費等交付金中、1節・普通交付金、7億1,273万8千円は、前年度比2,775万4千円、3.7%の減で、令和7年度に支出する保険給付費に充当するため県から交付されるものでございます。2節・特別交付金、2,850万円は、それぞれ説明欄に記載した項目について、県から交付されるもので、通知等に基づき計上をいたしました。その内、特別調整交付金分1,100万円は、保健福祉総合センターすこやか¹の施設管理費に充当し、他の交付金は事業費納付金や保健事業費に充当するものとなっております。

8ページをお願いいたします。5款・繰入金、1項、1目・一般会計繰入金8,544万3千円は、前年度比1,032万9千円、13.8%の増といたしました。1節・保険基盤安定繰入金、保険料軽減分3,531万9千円は、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、前年度比574万1千円の増、19.4%の増でございます。2節・保険基盤安定繰入金、保険者支援分1,866万円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担するもので前年度比387万4千円、26.2%の増でございます。4節・出産育児一時金繰入金100万円は、出産育児一時金の3分の2を町が負担するものです。5節、その他一般会計繰入金611万円は、保健福祉総合センターすこやか¹で実施する特別総合保健事業費に充当するもので、前年度比104万4千円、14.6%の減といたしました。6節、財政安定化支援事業繰入金1,066万2千円は、前年度比174万7千円、19.6%の増といたしました。国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため繰り入れるもので、保険料率の引き上げにより増額で見込みました。7節、一般会計事務費等繰入金1,333万3千円は、国保会計の事務費分として繰り入れるもので、前年度と比較し、8万円、0.6%減で計上いたしました。

6款・繰越金は、前年度繰越金で、現時点で見込める額として、前年度比960万9千円減額の1,309万2千円で計上いたしました。以上で歳入の説明を終わります。なお、20ページ以降は、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑をおこなします。

総括質疑がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第9号、議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 菊間寛之 登壇〕

○税務住民課長（菊間寛之）

議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

はじめに、千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度における保険料率を法律に基づいて2年間は据え置きとすることから、令和7年度も均等割額43,800円、所得割率を9.11%に定めております。千葉県の被保険者数は、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者に移行し始め、令和7年度は前年度比約2万7千人、2.74%増加し、101万人に達すると見込まれております。

それでは、予算編成の基本的事項について申し上げます。本特別会計の歳入は、主に保険料と、保険料軽減分に対する基盤安定繰入金及び事務費繰入金を合わせた一般会計繰入金で、歳出は主に保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者健康診査等に要する予算でございます。

1 ページをお願いいたします。予算総額は、歳入歳出それぞれ1億7,177万8千円にしようとするものでございます。前年度と比較しますと、2.8%の増となります。歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1 款、1 項・総務管理費につきましては、後期高齢者医療保険事業に必要な事務的経費で、前年度比16万円減の167万円を計上いたしました。2 項・徴収費は、保険料の徴収に要する経費や、本算定に伴う算定処理委託料が主なもので、前年度比66万6千円増の174万8千円を計上いたしました。

2 款・後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合からの通知に基づき、前年度比320万9千円増の1億6,285万3千円を計上いたしました。

9 ページをお願いいたします。3 款・保健事業費、1 項、1 目・保健事業費335万3千円は、県広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携により実施する総合検診の健康診査である検診事業委託が主な費用でございます。集団検診及び施設検診を合わせて350人で見込んでおります。2 目・疾病予防費105万円は、人間ドック助成金で対象費用の70%を助成しますが、1人当り3万円の限度額を、35人分計上しております。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いいたします。1 款・後期高齢者医療保険料につきましては、県広域連合からの通知に基づき、総額1億2,267万2千円を計上いたしました。前年度比2.4%の増でございます。

2 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金のうち、保険料軽減額に対する補填分であります2 目・保険基盤安定繰入金は、県広域連合からの通知に基づき、4,017万7千円を計上いたしました。前年度比0.7%の増でございます。

3 款・繰越金は、現時点で見込める額として、前年度と同額の50万1千円で計上いたしました。一番下になります。4 款・諸収入、4 項、1 目・受託事業収入422万2千円は、県広域連合から受託する健診事業分と徴収費に充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑をおこなします。

総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第10、議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。保健福祉課長。

[保健福祉課長 対馬尚子 登壇]

○保健福祉課長（対馬尚子）

議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。令和7年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億8,500万6千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、1,944万5千円、1.3%の減となるものでございます。本予算につきましては、令和6年度実績見込みにより編成させていただきました。

はじめに歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。第1款・総務費は、総額で前年度と比較いたしまして、16万9千円、1.5%の増、1,185万2千円を予定いたしました。第1項、第1目・一般管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第2項、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。第3項、第1目・介護認定審査会費は、認定審査委員10名が2班に分かれ隔週ごとに実施する審査会委員報酬及び第2目・認定調査費は、11ページをお願いいたします。役務費における、各医療機関等の医師が作成する意見書に対する作成料が主なものでございます。

11ページ中段から14ページまでの第2款・保険給付費関係につきましては、令和6年度実績見込みを考慮し、個々の給付見込額を編成させていただいております。11ページ中段の第1項・介護サービス等諸費における第1目・居宅介護サービス給付費から12ページの第6目・居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5までのいずれかの介護度に認定された方の訪問介護、通所介護、施設介護等の介護サービスに対する給付で、前年度比993万2千円、0.8%減の総額13億1千万円を予定いたしました。減額の理由につきましては、施設介護に係るサービスを利用する方の減を見込んだことが要因でございます。

12ページ中段から13ページ上段までの第2項・介護予防サービス等諸費における第1目・介護予防サービス給付費から第4目・介護予防サービス計画給付費までは、要支援1・2に認定された方の介護サービスに対する給付で、前年度比158万円、21.2%減の総額586万円を予定いたしました。第4項・高額介護サービス費は、1

ケ月に支払った介護サービスの利用負担額が、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する給付費でありまして、前年度比864万8千円、19.8%減の総額3,510万円を予定いたしました。第1項・介護サービス等諸費の予算を考慮した予算編成となっております。第5項・高額医療合算介護サービス費は、世帯における1年間の医療費及び介護サービスの利用負担額の合計が著しく高額となり、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する給付費でありまして、前年度と同額の総額で410万円を予定いたしました。

14ページの中段をお願いいたします。第6項・特定入所者介護サービス費は、介護施設に入所されている方の食費や居住費の負担額は、課税状況等に応じて決められております。当該サービス費は、利用している低所得の方の食費や居住費に対する本人負担を軽減するための給付費として、前年度比で400万円、7.0%減の総額5,320万円を予定いたしました。

15ページの上段をお願いいたします。第5款・諸支出金、第1項、第1目・第1号被保険者還付金であります。過年度の資格喪失による保険料の還付等、50万円を予定しました。

下段から16ページ中段まで。第6款・地域支援事業費、第1項・介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定を受けた方への訪問介護、通所介護、生活支援サービス及び訪問、通所の計画策定に係るサービスに対する給付であり、前年度比69万9千円、2.8%減の総額2,447万8千円を予定いたしました。

16ページ中段をお願いいたします。中段から17ページ中段までの第2項・一般介護予防事業費は、要介護状態等にならないための事業を実施するための費用で、前年度比432万5千円、42.5%増の1,449万8千円を予定いたしました。増となった主な理由は、介護予防事業の充実のため、会計年度任用職員1名の任用によるものです。

17ページ中段をお願いいたします。こちらから19ページまでの第3項・包括的支援事業・任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談を支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費でございます。総額で、2,439万7千円を予定いたしました。

19ページをお願いいたします。7目・認知症総合支援事業費は、認知症ケアの向上を図るため社会福祉協議会に支援推進員を委託し、地域における認知症の人とその家族をささえる相談支援や支援体制の充実を図ろうとするもので、前年度比78万6千円増の378万3千円を予定しました。増となった理由は、事業の充実を図るための推進員の人件費が増になったことによるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。戻っていただきまして、7ページをお願い致します。第1款・保険料、第1項・介護保険料、第1目・第1号被保険者保険料は、第9期介護保険計画の策定に伴い、算出された保険料を各段階の被保険者見込数に乗じた額の合算等により、総額2億9,494万6千円を予定しました。前年度と比較いたしまして、520万1千円、1.7%の減となっております。

第3款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・介護給付費負担金2億4,923万4千円は、歳出の第2款・保険給付費の居宅等に係るサービスの給付費に対して20%、施設に係るサービスの給付費に対しては、15%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。第2項・国庫補助金、第1目・調整交付金の1億1,273万7千円は、歳出の第2款・保険給付費に対して8%の補助率を見込んだ額を計上しております。第2目・地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の907万4千円は、歳出の第6款・地域支援事業費における第1項・介護予防・生活支援サービス事業費、第2項・一般介護予防事業費及び第4項・その他諸経費の費用に対して、補助率25%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。第3目・地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の936万円は、歳出の第6款・地域支援事業費における第3項・包括的支援事業・任意事業費の費用に対し、補助率38.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。第4目・保険者機能強化推進交付金の59万1千円は、地域支援事業費における自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議及び研修会並びに介護人材の取組み等に対する交付金として交付されるものでございます。第5目・保険者努力支援交付金の121万8千円は地域支援事業費における、介護予防・高齢者の健康づくり等に資する取組等に対する交付金として交付されるものでございます。

8ページをお願いいたします。第4款・支払基金交付金、第1項、第1目・介護給付費交付金の3億8,048万9千円は、第2号被保険者の保険料分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出の第2款・保険給付費に対して、負担率27%を乗じて算出された額を計上いたしました。第2目・地域支援事業支援交付金の980万円は、歳出第6款・地域支援事業費における第1項・介護予防・生活支援サービス事業費、第2項・一般介護予防事業費及び第4項・その他諸経費の費用に対して、負担率27%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第5款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・介護給付費負担金の2億876万2千円は、歳出の第2款・保険給付費の居宅に係るサービスの給付費に対して12.5%、施設に係るサービスの給付費に対しては17.5%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。第2項・県補助金、第1目・地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の453万7千円は、歳出の第6款・地域支援事業費における第1項・介護予防・生活支援サービス事業費、第2項・一般介護予防事業費及び第4項・その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。第2目・地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の468万円は、歳出の第6款・地域支援事業費における第3項・包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第6款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・介護給付費繰入金の1億7,615万2千円は、歳出第2款・保険給付費に対して負担率12.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。第2目・地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合

事業の453万7千円は、歳出第6款・地域支援事業費における第1項・介護予防・生活支援サービス事業費、第2項・一般介護予防事業費及び第4項・その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。第3目・地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の468万円は、歳出の第6款・地域支援事業費における第3項・包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額等を計上しました。第4目・その他一般会計繰入金の1,185万2千円は、事務費に係る繰入金を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。第2項・基金繰入金、第1目・介護給付費準備基金繰入金は、235万1千円を基金から取り崩そうとするものでございます。これにより、当初予算編成後の基金残高は、5,532万5千円となる予定でございます。

21ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑をおこなします。

総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。これにご異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第11、議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 対馬尚子 登壇〕

○保健福祉課長（対馬尚子）

議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の3ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明いたします。はじめに収益的収入でございますが、第1款・病院事業収益は、8,315万8千円を予定いたしました。第1項・医業収益、第1目・その他医業収益は、指定管理者が収受した診断書料等の文書料であり、231万円を予定いたしました。第2項・医業外収益、第1目・他会計負担金58万7千円は、国が定める繰出基準に基づく、企業債元利償還に係る一般会計からの負担金であります。第2目・他会計補助金は、指定管理者への交付金及び経費等に充当するための一般会計からの補助金で、7,599万8千円を予定いたしました。このうち、7千万円は、指定管理者に指定している鋸南きさらぎ会への交付金でありまして、引き続き経営安定のためお願いするものでございます。第3目・長期前受金戻入223万6千円は、会計法上の規定に基づき有形固定資産の取得の際に受けた国や県の補助金を減価償却し、現金の伴わない収益として計上するものであります。第4目・消費税及び地方消費税還付金102万7千円は、インボイス制度による令和6年度消費税還付金を見込み計上するものでございます。第5目・その他医業外収益100万円は、病院施設等の使用に係る指定管理者からの負担金でございます。

次に収益的支出でございますが、第1款・病院事業費用は、1億300万7千円を予定いたしました。第1項・医業費用、第1目・経費は、修繕費等の運営経費として655万円を予定いたしました。第2目・減価償却費は2,311万2千円を、第3目・指定管理者交付金は、指定管理者に指定している鋸南きさらぎ会へ支出するもので、病院の運営費7千万円と収入予定の文書料231万円の計7,231万円を予定いたしました。第2項・医業外費用、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費は、建物の整備及び医療機器購入の財源として借受けた、企業債の償還利息103万5千円を予定いたしました。

4ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、第1款・資本的収入は、2,076万9千円を予定いたしました。第1項、第1目・企業債830万円は、病院設備改修事業に伴い借り入れをするものでございます。第2項、第1目・一般会計出資金1,246万9千円は、借受けた企業債の元金償還にあたり、一般会計からの出資金として受け入れるものでございます。

続きまして資本的支出でございますが、第1款・資本的支出は、収入と同額の2,076万9千円を予定いたしました。第1項・建設改良費、第1目・有形固定資産購入費830万円は、鋸南病院設備改修として火災報知設備更新工事をしようとするものでございます。第1目・企業債償還金1,246万9千円は、第3項、建物及び医療機器等に係る借受けた企業債の元金償還分をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。令和7年度の予定キャッシュフロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、下段の1,678万4千円と見込みました。

6ページは債務負担行為に関する調書、7ページから9ページまでは、令和6年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、続いて10ページ、11ページは、令和7年度の予定貸借対照表でございます。後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に関わることについて、総括質疑をおこなします。

総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第12、議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算についてを議題といたします。

建設水道課長より、議案の重点説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 齊藤正樹 登壇〕

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の1ページ及び別添の予算説明書を併せてご覧ください。第2条、業務の予定量ですが、給水戸数3,394戸、5,659栓、給水人口6,489人を予定し、年間総給水量108万138立方メートル、一日平均給水量2,959立方メートル、一日平均一人当たり給水量456ℓといたしました。給水戸数、年間総給水量等は、令和7年1月末実績を基に推計いたしました。

第3条、収益的収入及び支出と第4条、資本的収入及び支出につきましては、3ページから5ページの実施計画によりご説明いたします。予算書の3ページをお願いいたし

ます。収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款・水道事業収益の総額を4億9,121万5千円と決めました。1項・営業収益は、2億5,654万1千円とし、主な収益といたしまして、1目・給水収益2億5,436万7千円は、給水人口の減少及び令和7年度から大規模改修により休館となる施設があることから、前年度比4.3%の減少で見込みました。2項・営業外収益は、2億3,467万4千円を予定いたしました。主な収益といたしまして、3目・県補助金は、市町村水道総合対策事業補助金として9,600万円、4目・他会計補助金は、一般会計より市町村水道総合対策事業補助金として1億円、児童手当分として74万円を予定いたしました。5目・長期前受金戻入は、現金の伴わない収益ですが、3,418万9千円を予定いたしました。

4ページをお願いします。次に支出ですが、1款・水道事業費の総額は4億9,113万9千円と決めました。1項・営業費用では、4億7,169万6千円を予定し、主な支出として、1目・原水及び浄水費から4目・総係費に亘りまして、職員給与費8,826万2千円、委託料2,223万6千円、施設修繕費842万3千円、動力費1,332万2千円、薬品費1,010万6千円、南房総広域水道企業団からの受水費1億5,099万円、5目・減価償却費1億6,236万8千円を予定いたしました。2項・営業外費用は、1,934万3千円を予定し、1目・支払利息の企業債利息1,120万5千円と2目・消費税800万円が主なものです。

5ページをお願いします。資本的収入及び支出のうち、収入といたしまして、1款・資本的収入の総額は7,340万円と決めました。1項・企業債は、予定いたします配水施設改良及び浄水施設改修工事に係る借入金であります。

次に支出ですが、1款・資本的支出の総額は1億7,748万5千円と決めました。1項・建設改良費、1目・営業設備費は、安房地域の水道事業統合に向けた、水道料金調定と帳票統一のための水道料金調定システム改修業務委託396万円、2目・配水施設改良費は、老朽管のうち過年度において漏水が多発しているエリアの配水管布設替工事等を予定し、5,783万円といたしました。3目・浄水施設改修費は、横根の一部地域へ給水する横根第2加圧所の改修に係る実施設計委託と改修工事費等を予定し、3,316万8千円といたしました。2項・企業債償還金は、7,666万8千円を予定いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億408万5千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんすることと決めました。

6ページをお願いいたします。令和7年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、年度末における資金残高は、最下段にありますように6億339万5千円となる見込みでございます。

7ページから9ページは、給与費明細書、10ページは、債務負担行為に関する調書、11ページは、令和6年度鋸南町水道事業予定損益計算書、12ページから14ページは、令和6年度鋸南町水道事業予定貸借対照表、15ページから17ページは、令和7年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、のちほどご参照願います。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和7年度鋸南町水道事業会計予算全般に関わることについて、総括質疑をおこなします。

総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をしますが、御用がお済み次第、自席でお待ちください。申し訳ありませんが、再開を2時55分といたします。

…………… 休憩 ・ 午後 2時49分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 2時55分 ……………

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議案付託表及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

議案第14号、一般会計予算、議案第15号、国民健康保険特別会計予算、議案第16号、後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号、介護保険特別会計予算、議案第18号、鋸南病院事業会計予算、議案第19号、水道事業会計予算については、休会中の3月10日午前10時から予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（青木悦子）

日程第13、請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書についてを議題といたします。

ただ今議題となっております請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書については、総務常任委員会に付託のうえ審査いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書については、総務常任委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休憩・午後 2時57分 ……………
…………… 再開・午後 2時59分 ……………

休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

休憩中に議案付託表、会期日程表を配布いたしました。

休会中の3月7日午前10時から総務常任委員会を開き、請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書についての審査をお願いいたします。

◎散会の宣言

○議長（青木悦子）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月10日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月14日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

…………… 散 会・午後 3時00分 ……………

令和7年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和7年3月14日 午前10時開議

日程第1	議案第14号	令和7年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第15号	令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第16号	令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第17号	令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第18号	令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第19号	令和7年度鋸南町水道事業会計予算について
日程第7	請願第1号	訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について（委員長報告）
日程第8	発議案第2号	訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書（案）について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	東	愛乃	議員	2番	篠宮	真樹	議員
3番	中村	基	議員	4番	柴本	健二	議員
5番	秋山	柳三	議員	6番	笹生	あすか	議員
7番	早川	正也	議員	8番	竹田	和明	議員
9番	大塚	昇	議員	10番	青木	悦子	議員
11番	緒方	猛	議員	12番	鈴木	辰也	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	吉田	修一
税務住民課長	菊間	寛之	保健福祉課長	対馬	尚子	
地域振興課長	重田	正行	教育課長	安田	隆博	

建設水道課長 齋藤 正樹
総務管理室長 今井 勝啓

会計管理者 笹生 いつ子
監査委員 増田 光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長 加藤 芳博

書記 曾田 敦子

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、こんにちは。

議員各位にはご苦労様です。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎議案第14号の委員長報告、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第1、議案第14号、令和7年度鋸南町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 早川正也委員長。はい、早川委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 早川正也 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（早川正也）

予算審査特別委員会に付託されました、令和7年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、ご報告致します。本予算の審査は、去る3月10日に行いました。審査にあたり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

はじめに、総括質疑について報告します。「子育て支援施策の方針はどのようなものか。」との質疑に対し、「子育て支援の充実は、少子化対策や人口減少対策、地域社会全体の健全な成長と持続可能な発展など、多くのメリットをもたらすものであり、優先的に事業を進める必要があると認識しています。引き続き各部署が連携し、若い世代を引

き込む仕組みを整えていけるように努めて参りますが、費用対効果や重要性や各種計画との整合性など、総合的に判断して取り組んでまいります。」との答弁があり、「各課連携の状況はどうなっているか。」との再質疑があり、「教育課と保健福祉課が、子ども子育て計画の策定を進める中で連携をとっており、また、ホームページ上の子ども子育て支援ガイドに各課から、子ども子育てに関する支援策をまとめるなど、連携を図っています。」との答弁がありました。

続いて、審査した順番に課ごとに報告いたします。

まず、総務企画課関係についてですが、「テレワークパソコンはどのような使い方をしているか。」との質疑に対し、「会議等で電子データの持ち込みや議事録の作成、また、日直業務で使用しています。」との答弁があり、「テレワークパソコンを外に持ち出す際のセキュリティ管理はどうか。」との再質疑があり、「静脈認証となっているので安全性は確保されています。」との答弁がありました。

「ガバメントクラウド利用料は、9月に移行と説明を聞いているが、利用料は半年分を計上しているのか。」との質疑に対し、「利用料は移行前から発生するため、11カ月分を計上しています。」との答弁があり、「標準化移行作業委託の財源は。」との質疑に対し、「全額国庫補助です。」との答弁がありました。

「Jアラート受信機更新工事の財源は。」との質疑に対し、「緊急防災減災事業債を予定しており、充当率100%、そのうち70%が交付税措置されます。」との答弁がありました。

「消火栓改修は地上式か。」との質疑に対し、「地上域です。今後は、事前に現場等も把握しながら設置方法を検討します。」との答弁がありました。

次に、税務住民課関係についてですが「コンビニ収納サービス手数料の増額の理由は何か。」との質疑に対し、「単価が61.6円から83.6円に値上げされ、件数も増加傾向であるためです。」との答弁があり、「件数はどれくらいを見込んでいるか。」との再質疑に対し、「月あたり800件で見込んでいます。」との答弁がありました。

「戸籍記載事項通知書作成業務は、振り仮名を付与する業務であると認識しているが、世帯ごとに調査を実施するのか。」との質疑に対し、「戸籍の筆頭者に対して通知するもので、7,100件を予定しています。振り仮名の確認をするもので、違っていた場合は届け出が必要となります。苗字は戸籍の筆頭者が届け出、名は本人が届け出ます。届け出は窓口またはマイナポータルでできます。」との答弁がありました。

「住民票などのコンビニ交付に対応する予定はあるか。」との質疑に対し、「導入コストが高額であるため、現時点ではコンビニ交付の導入は予定していません。戸籍は、広域交付が開始されており、住所地から本籍地の戸籍を取得することができます。」との答弁がありました。

次に、保健福祉課関係についてですが、「障害福祉サービス費が4,200万円増えている理由は何か。」との質疑があり、「グループホーム施設等の入所が増えており、施設に入られた方が通いの場への外出や訓練など更なるサービスを受けることが多く、その部分が膨らんでいます。」との答弁があり、「グループホーム入所者や就労支援など人

数増減は出ているか。」との再質疑に対し、「前年当初はグループホーム入居者を14名で見込みんでいましたが、令和7年度は21名で見込んでいます。」との答弁があり、「グループホーム入居者の他にどのようなサービス利用が増えているか。」との再質疑に対し、「サービスの種別ごとに、月平均で令和5年度はグループホームが449万5千円に対し、令和6年度は521万4千円、就労継続支援が297万9千円に対し、360万2千円となっています。」との答弁がありました。

「障害福祉サービス給付費の適正化支援ソフトとはどのようなものか。」との質疑があり、「資格管理や給付のダブリをチェックするシステムで、施設等からサービス内容の問い合わせがあった際にもシステムを使用して速やかに回答しています。」との答弁がありました。

「福祉避難所運営委託20名分との説明だったが、どこの事業者とどのような契約を結んでいるのか。」との質疑に対し、「災害時における福祉避難所の指定に関する協定書を町内5事業所と結んでいます。協定の内容は、各施設に避難する場所を確保してもらいます。」との答弁があり、「必要な人に対して広報をして周知を図ってもらいたい。」との要望に対し、「登録制で、身体レベルとして要支援と要介護1から2の比較的軽度の方です。それ以上の重度の方は事前にショートステイ等で対応することとなっています。周知については、個別対応、広報等でも発信していきます。」との答弁があり、「重度の人はショートステイをすぐに利用できない。重度の人は福祉避難所に行くことはできないのか。」との再質疑に対し、「事前登録が前提ですが、家族が一緒であれば可能です。」との答弁がありました。

次に、地域振興課関係についてですが「鳥獣被害対策として、報酬や協議会委託費等計上されているが、イノシシ・シカの捕獲頭数についてはどのくらいを見込んでいるのか。」との質疑に対し、「防除計画では2,650頭の捕獲を見込んでいます。」との答弁があり、「鳥獣被害対策として予算全体ではいくらになるのか。」との再質疑に対し、「4,634万8千円を計上しています。」との答弁がありました。

「嶺岡林道補修工事の範囲はどこか。」との質疑に対し、「山田地区の金木宅から休憩所までです。」との答弁があり、「道路の陥没箇所があるが、含まれるか。」との再質疑に対し、「陥没箇所は地すべりの被害箇所になるので、県へ要望を行っています。」との答弁がありました。

「地域おこし協力隊と職員との連携はどのようにとっているか。」との質疑に対し、「週1回の週報の提出の際に活動状況についてヒアリングをしながら情報共有を図っています。また、必要に応じ連絡を取り合ってサポートしています。」との答弁がありました。

「観光物産センター改修工事にあたって、入居者のルール等の見直しは考えているのか。」との質疑に対し、「募集の際には、業種を絞るなどして入居者の検討を行って参りたいと考えています。ルールについては、土日祝日の営業も含め、入居者との相談を重ね、お越しいただいた皆さんの滞在時間の増加及び入居者の売り上げの増加を目指していきます。」との答弁がありました。「規則上は月曜日が定休日だが、来訪客の多い日曜

日に閉まっている店舗があるなど、様々な課題があると思っている。規則の遵守や契約内容を見直す等、検討が必要と思うがいかか。」との質疑に対し、「改修後は今よりも集客ができる施設となると認識しています。現状では、一斉に店舗が休みにならないよう一部柔軟な対応をしている部分もありますが、今後は土日祝日は営業していただけるよう協議をしていきます。契約の見直し等も含め検討を進めて参ります。」との答弁がありました。

「地域力創造アドバイザーはどのように選択するのか。」との質疑に対し「総務省の地域人材ネットに掲載されているリストや他の事業でアドバイザーになっている方などから、適任者を探していきます。しっかりと情報を集めながら慎重に判断をしていきたいと考えております。」との答弁がありました。

「ようちえんに設置する遊具の予算は工事費も含めた経費という認識でよいか。」との質疑に対し、「ご認識のとおりですが、安全対策等の経費も含まれております。」との答弁があり、「選定された遊具は対象が小学校低学年ぐらいまでのように感じる。家族で楽しめるような遊具の選定をしてはどうか。」との再質疑に対し、「現状はようちえんには遊具が少ないので、もっと遊具を増やし且つ移設も含め、遊具を集約して土日の混雑緩和もしつつ、よりお子さまが安心して遊んでいただける環境を整えたいと思っています。平日には地域のコミュニティの場としても活用いただけることを期待しております。」との答弁がありました。

「都市交流施設推進事業費の施設維持管理計画作成業務については、どのような部分までの業務を依頼するのか。」との質疑に対し、「建物・設備等の現地調査を行い、おおよその工事費用の算出まで含めた計画の作成を依頼するものとなります。」との答弁があり、「令和8年度以降の年次計画等が示されてくると思うが、どれぐらいの年数を計画範囲とするのか。」との再質疑に対し、「中長期に渡る計画の作成を前提としており、5から10年程を目安にした計画の作成を予定しています。」との答弁がありました。

「旧佐久間小学校の計画は、道の駅保田小学校が一段落してからという説明が以前にあったが、町の考えを伺いたい。」との質疑に対し、「遊具は、建設時に当初計画していたものだが、建設予算に余裕がなく断念した部分を今回設置するものです。今後は、イベント広場のさらなる活用のため、オーニング等の設置を検討していきます。ここまで行えば、道の駅保田小学校としては、細かな修繕や改修等は生じるものの、一段落ではないかと考えています。」との答弁がありました。

次に建設水道課関係についてですが、「一般廃棄物処理施設運営事業負担金について、前年から増額しているのは条件が変わったのか。」との質疑に対し、「当初、南房総市水処理センターにて不具合が発生し、経費を不具合解消までの間は、施工業者持ちだった部分がありますので、3月補正で減額しました。当初予算には、通常1年分の経費の見込みとして計上しています。」との答弁がありました。

「町単独事業の工事請負費は、要望に対して実績はどうか。」との質疑に対し、「例年、工事については50件前後で、その年度に挙げられた要望と、処理した件数が概ね同数で推移しています。」との答弁がありました。

「道路維持費の委託料令和6年度にトンネル補修工事を実施しているが、トンネルの点検をするということか。」との質疑に対し、「5年に1度の定期点検を行います。」との答弁があり、「補修工事の後に、すぐ点検しなければならないのか。」との再質疑に対し、「車検などと同様に、5年に1度の法定定期点検です。」との答弁がありました。

最後に、教育課関係についてですが、「給食費について、1人あたりの単価、対象者数はどれくらいか。」との質疑に対し、「幼稚園児41人、小学校児童169人、中学校生徒116人、教職員65名、給食センター職員13名で計上しています。幼稚園児、小学校児童が月4,700円、中学校生徒、大人が月5,300円です。」との答弁があり、「学校は2校なので、給食センターが小学校に隣接してあれば、中学校に持っていけば済んでしまうので、配送費が合理化できるのではないか。」との再質疑に対し、「現在、新築、移転等の協議はしていません。同施設は建設から30年以上が経過し、新築等の抜本的な見直しが必要なことは認識しています。しかし、多額の費用が必要なことが想定されるため、必要な修繕を行いながら施設を維持していくことが妥当と考えています。現状、使用可能な施設はできるだけ活用していこうという考えのため、新築、機能移転等は適切な時期等を見計らって検討したほうが良いと考えています。」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和7年度鋸南町一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第14号、令和7年度鋸南町一般会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただ今、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、ただちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、質疑を省略します。

○議長（青木悦子）

討論を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

○議長（青木悦子）

質疑は省略します。

討論を行います。討論はありませんか。5番、秋山柳三議員。

はい、秋山議員。遅くなりましたが、反対討論ですか、賛成討論ですか。

○5番（秋山柳三）

反対討論。

○議長（青木悦子）

反対討論ですか。はい。

○5番（秋山柳三）

私は、観光物産センターの改修工事について反対討論します。この観光物産センター改修工事は、今必要なものでしょうか。物価高が町民の懐を直撃しています。高齢者が、年金受給者が困っています。工事予算が5千万円ですが、もっと優先順位の高い政策に予算をかけるべきではないでしょうか。以上の理由で反対いたします。

○議長（青木悦子）

はい。8番、竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

反対討論です。

○議長（青木悦子）

はい。

○8番（竹田和明）

私は、令和7年度鋸南町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。反対する理由は住宅取得奨励金交付事業です。現状の課題について指摘していきたいと思います。その他、3つの予算案について問題を指摘します。

1点目、都市交流施設推進事業費の2,200万の予算。地域力創造事業2,500万円。3点目ですが、観光物産センター改修工事5,600万円。これらについては条件付きで私は賛成いたします。最後に、今回の予算案については盛り込まれていないんですけれども、2つの提案を行いたいと思います。

まず、住宅取得奨励金交付事業の現状と課題について指摘したいと思います。奨励金制度は、移住者に対して一定の金銭的支援を行うことで、移住を促進しようとするものです。このような制度は一時的には効果を上げるかもしれませんが、移住者が長期的に定住し、地域に根付くかどうかという点においては不透明です。奨励金を目当てに移住する人々が、真の意味で地域に愛着を持ち、地元に貢献する意欲を持つかどうかは疑問です。

住宅取得奨励金交付事業は、定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的として、町内で住宅を取得した者に対し、奨励金を交付する制度です。しかし交付の額は最大1件当たり400万円と非常に高額であり、予算も年間3千万円に達しています。このような高額な奨励金は、お金で人を釣るような単純な発想に基づいていると言えます。

移住促進、定住促進の効果に疑問があるということで述べます。令和5年度から令和6年度までの約1年半に住宅取得奨励金が交付されたのは、わずか20件です。毎年200人近く人口が減少している当町で、特定のわずかな対象者に高額な奨励金を払うという予算の使い方は、町民の望む予算とは言えません。町内から町内への引っ越しを奨

励金の支給対象としている点も問題です。これは本来の目的である定住促進には寄与しない制度の欠陥といえるでしょう。20件の奨励金受給者のうち、町外からの移住者は全体の3分の1に過ぎません。さらにその移住者の半数は、40歳代以上の中高年世代です。これでは、移住促進や少子高齢化対策とは言えないと思います。

以上の理由から、住宅取得奨励金交付事業は廃止すべきであり、私の反対の理由となります。

次に、条件付きで賛成としている3点の予算について述べます。まず1点目の都市交流施設の利用状況と計画についての検討ですが、都市交流施設内に子ども用遊具を設置する計画については、条件付きで賛成です。予算案では1,700万円の子ども用遊具の設置を含め、都市交流推進事業費として2,200万円の予算となっています。

町内には公園がなく、子どもたちが安心して遊べる遊具がありません。また都会からの観光の人たちにとって、住宅にはまりながら到着した子どもたちにとっては、施設内に遊具があれば、楽しく過ごせる場所となると思います。しかし、本当に都市交流施設が地域住民や訪問者にとって、必要とされている施設と言えるのか。その需要分析が十分に行われているのかが疑問です。需要が薄い場合、多額の予算を投じることは無駄になりますし、施設建設後の運営コストや維持費用について、長期的な視点での財政負担が十分に考慮されていないように思われます。短期的な投資が長期的に財政を圧迫する可能性があります。現在、バス会社との交渉が折り合わず、高速バスの待合室が未活用状態が続いています。このため当施設は放置され、無駄な施設とされてしまっていますが、その原因は、計画性の欠如にあります。都市交流施設の利用状況を改善するためには、より多くの年代の子どもたちが利用できる遊具を設置することが重要であり、慎重かつ広範な検討が求められます。施設が無駄にならないよう、より幅広い年代の子どもたちが利用できる。アスレチックタイプの遊具を設置すべきだと考えます。この点は他の委員からも指摘があった点です。

以上のように、遊具設置の効果や必要性、費用対効果について再検討する必要があると考えます。今後の詳細な分析と透明性の高い説明を条件に賛成いたします。

次に地域力創造事業についてですが、この2,500万円の予算について、これも条件付きで賛成いたします。アドバイザー業務委託及び企業人材派遣制度の費用対効果についてということですが、町の活性化を図るため、また町職員の能力向上を図るため、外部専門家等の発想、知識、ノウハウを取り入れる必要性は理解できます。しかし当事業は過去に一度頓挫した事業です。それゆえ慎重に取り組む必要があると思います。委託する内容の必要性や委託費用の妥当性、人選を行う場合の採用基準等につき、具体的なイメージがつかず、説明が不足していると感じます。何のための委託なのか。具体的な目標は何か。派遣元企業に何を求めるのか。また地域全体にどのような波及効果を見込んでいるのか。町民への十分な説明を条件に賛成いたします。

3点目、観光物産センターの改修工事、ただいま討論がございましたが、私はこの改修工事予算5,600万円については、やはり条件付きで賛成をいたします。観光物産センターには駐車場と観光トイレが設置され、また中央公民館、菱川師宣記念館と併設

されているにも関わらず、客数が少ない現状があり、その対策は必要だと考えます。改修の必要性和具体的な効果ということですが、改修の必要性がどこにあって、具体的にどのような問題を解決するのが明確に説明されていないと思います。単に施設を新しくするだけでは、観光客の増加や地域経済の活性化には繋がりにくいと考えられます。既存の施設を改修する以外に、他の手段で観光振興を図ることができないかという代替案の検討も不十分だと思います。例えば観光プロモーションやイベント企画など、より直接的に観光客を呼び込む手段があるかもしれません。テナントとの定款、契約の見直しは必須です。施設はテナントだけのものではなく、一番は利用者のための施設です。客数の見込める土日祝日に休業するようなテナントでは、利用者の満足に繋がりません。また、テナントの業種についても、一定程度制約が必要だと思います。同じ業種の店ばかりでは利用者にとって魅力が感じられません。隣接する菱川師宣記念館の入館者を増やすことも同時に検討が必要だと考えます。

以上の検討及び町民への十分な説明が行われることを条件に賛成といたします。

次に、今回の予算案にはない事業ですけれども、2点提案を行います。1点目は給食センターの運営の再考ということと、2点目はそれに付随した有害獣解体精肉工場の提案です。

1点目の給食センター運営の再考ということですが、給食制度は食育の一環として、また配膳などの仕事を生徒たちが分担することで、集団の中での分業を学ぶ機会として重要な役割を果たしています。できれば地元の食材を使い、丈夫な体を育むものとしたいと願うところですが、現状では賄い食材費の予算が限られており、高価な地元の食材を給食に取り入れることが難しいというのが現状です。給食の食材費、これは賄い食材費ということですが、予算が2,300万円です。学校給食センター調理配送業務委託の予算、これが一方で3,500万円かかっています。生徒1人1回当たりの給食材料費はおおよそ200円に過ぎません。これだけ物価が高騰している中で、1食200円というのがどの程度のものなのか。200円で何か1食、食べられますか、ということだと思います。中華料理屋さんに行けば、ついてくるライスがですね、200円とか、そういうことだとも思うんですね。ほとんど食材費としては不十分だと思います。そのため給食には、地元の食材はほとんど使われません。予算が低額に抑えられているため、比較的高価な地元の野菜や鮮魚を使うことができないとのことです。

一方、給食センターの運営予算のうち、調理配送委託費は3,500万円もかかっています。なぜこれだけの予算が必要なのか。現在の給食センターは平成4年から稼働しています。当時は幼稚園の他、小学校が3つ、中学校が2つあり、生徒数も多かったことから、給食センターを設置することには合理性がありましたが、現在はセンターではなく、配送費の負担が重くなっています。現在、当町には幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ一つずつしかなく、生徒数もわずかです。一方で学校施設は老朽化が進み、また生徒数は激減し、学校施設のだぶつきをどう再利用するかが課題となっています。そこで、給食センターの運営の見直しが必要です。余剰の教室等を改修して、幼稚園、小学校、中学校ごとに調理室を設置すれば、その規模も生徒数に合わせることができ、また

配送費もかかりません。少子高齢化が進む当町にとって一番の宝は、子どもや生徒たちです。教育環境の向上と、健康的な食生活の提供は、移住を考えている若い家族にとって魅力的なポイントとなるでしょう。地域の活性化と人口増加を目指し、積極的な取り組みが必要だと考えます。

また廃止する2点目の提案ですが、廃止する給食センターを、ではどうするのかという点ですが、有害獣の解体、精肉加工場として再利用する提案を行います。

廃止する給食センターですが、当町は有害獣、特にイノシシやシカによる農作物への被害が甚大です。その対策費として、毎年多額の予算が計上されています。有害獣対策費で来年度、令和7年度の予算は4,600万円計上されているわけですが、3年間の平均捕獲頭数はシカとイノシシで約1,500頭です。しかし、その8割が廃棄されてしまっているということです。これはそういった解体や精肉加工の技術、場所がないため、廃棄しているということです。一方、これらの野生獣は、栄養豊富な貴重な天然の食材であり、正しい衛生管理のもとで解体、精肉確保すれば、ジビエブームなどから需要は見込めます。

以上、2点の提案を行いました。まとめですが、住宅取得奨励金交付事業、こういった移住者をお金で釣るのではなくて、やはり学校給食であるとか、教育等への予算を配分し直して、移住がしたくなるような町の施策、事業をより推進すべきだと考えますので、私の反対討論といたします。以上です。

○議長（青木悦子）

他に討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

では討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号から議案第17号の委員長報告

○議長（青木悦子）

ここで、日程第2以降の議事についてお諮りいたします。

日程第2、議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第4、議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算についてまでを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって議案第15号から議案第17号までを一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 早川正也委員長。はい。早川委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 早川正也 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（早川正也）

予算審査特別委員会に付託されました、議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算から議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算について審査の結果を順次報告申し上げます。

まず、最初に、議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の結果について、ご報告申し上げます。本予算の審査は、去る3月10日に行いました。審査にあたり、質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して主な質疑を報告します。

「コンビニ収納サービス手数料が、令和6年度と比較するとかなり増額されているが、単価だけではなくて件数も増加を見込んでいるということか。」との質疑に対し、「令和5年度の実績は1,455件、令和6年度当初予算は単価62円の1,200件で見込んでいましたが、令和7年度は単価84円の1,500件で見込んでいます。」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果について、ご報告申し上げます。本予算の審査は、去る3月10日に行いました。審査については、2月17日の議員全員協議会での協議、本会議、3日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略ののち、採決の結果、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の結果について、ご報告申し上げます。本予算の審査は、去る3月10日に行いました。審査にあたり

り委員より質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

「総合事業の影響からか給付費が減っており、町内の介護事業所も減ってきている中で、報酬改定までの2年間かなり厳しい状況が全国的に見られ、町内も例外ではないと思うので、町独自の支援を緊急的に考えてもらえないか。」との質疑に対し、「国の制度にしたがって予算編成しています。他自治体の動きも見ながら国の制度の動き、改正に注意してまいります。」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

◎議案第15号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第2、議案第15号、令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、質疑を省略します。

○議長（青木悦子）

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第3、議案第16号、令和7年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、質疑を省略します。

○議長（青木悦子）

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4、議案第17号、令和7年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、質疑を省略します。

○議長（青木悦子）

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号から議案第19号の委員長報告

○議長（青木悦子）

ここで、日程第5以降の議事についてお諮りいたします。

日程第5、議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について及び日程第6、議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算についてを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって議案第18号及び議案第19号を一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 早川委員長。はい。早川委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 早川正也 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（早川正也）

予算審査特別委員会に付託されました議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算及び、議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

まず、最初に議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算ですが、本予算の審査は、去る3月10日に行いました。審査については、2月17日の議員全員協議会での協議、本会議、3日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略ののち、採決の結果、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算ですが、本予算の審査は、去る3月10日に行いました。審査については、2月17日の議員全員協議会での協議、本会議、3日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等は無く、討論省略ののち、採決の結果、令和7年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第19号、令和7年度 鋸南町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

◎議案第18号の討論、採決

○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

日程第5、議案第18号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、質疑を省略します。

○議長（青木悦子）

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6、議案第19号、令和7年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、質疑を省略します。

○議長（青木悦子）

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第7、請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書についてを議題といたします。

付託をしてあります総務常任委員会、大塚昇委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員会、大塚昇委員長。はい。大塚委員長。

○総務常任委員会委員長（大塚昇）

総務常任委員会に付託されました、令和7年第1回定例会、請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

本件については、令和7年3月7日、午前10時より、総務常任委員会を開催し、審議しました。請願者は、千葉市中央区長洲1-10-8、自治体福祉センター3階、社会保障推進千葉県協議会、会長、鈴木徳男氏です。紹介議員は、笹生あすか議員です。

はじめに、笹生あすか議員からの趣旨説明についてご報告いたします。2024年度の介護報酬改定で、訪問介護について基本報酬が引き下げられ、2%から3%の高い引き下げ率である。ヘルパーが1日5件回り、15人所属事業所で、月22日稼働する場合、月額19万8千円のマイナスとなる。厚労省は、訪問介護の収益率は黒字だと引き下げの理由を示したが、一部の大規模事業所や効率よく働ける都内、密集した高齢者住宅に併設している事業所などが平均利益を押し上げているだけで、規模が小さいほど利益率が低くなっている。訪問介護事業所は厚労省データでも約4割が赤字、2024年

1月から10月の倒産件数は72件と過去最多を更新している。基本報酬の引き下げの影響があると答えた事業所は69.8%で、高齢者の自宅を1軒1軒回るような事業所では、ガソリン代の高騰も大きく響き、また移動時間には報酬がつかないため、事業所の持ち出しとなっているのが実態です。介護難民になると、当事者だけではなく、家族の介護離職にも繋がります。そうしたことから早急に基本報酬の引き上げをお願いしたい。高齢者が在宅で生活するには、訪問介護が欠かすことのできない存在であり、今回の報酬改定は瀕死の状態の過疎地域の訪問介護事業所をさらに苦しめる状況に追い込んでいる。

衆議院厚生労働委員会は、介護障害者福祉事業所の処遇改善に関する決議を、与野党一致して提案し、全会一致で決議しました。決議では、2024年度に訪問介護の報酬引き下げの影響を速やかに検証して、その結果に基づいて必要な措置を講じるように訴えています。このような状況の中、自治体から国に対して訪問介護基本報酬の引き上げと介護事業を十分に支えられる報酬となるような再改定を早急に要請していただきたい、というのがこの請願の趣旨ですとの説明がありました。

続いて、審査にあたり、各委員から質疑、意見等がありましたので、要約してご報告いたします。処遇改善加算は事業所の改善につながらないとのことでよいか、との質疑に対し、処遇改善加算は要件が厳しく、満額はなかなか算定されず、職員への支給にしか充てられないため、引き下げ分は事業所が負担することになります、との回答がありました。請願項目に介護報酬の再改定とあるが、どういう意味があるのか、との質疑に対し、介護報酬は3年ごとに見直しが行われているが、現状のままでは、次回の見直しまで経営を維持できない事業所が多数あるので、3年を待たず、見直してもらいたいということです、との回答がありました。処遇改善加算が厳しく、満額算定される事業所が少ないとのことだが、処遇改善加算も求めることとしてはどうか、との質疑に対し、ぜひお願いしたいです、との回答がありました。

委員からは、地方における在宅介護の実情が伝わるよう、考えるべきであるとの意見があり、意見書提出にあたっては、一部を修正のうえ、提出すべきとの意見がありました。これらの意見を集約し、令和7年第1回定例会、請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について、採決をいたしましたところ、請願については、全員賛成で採択すべきものと決定しました。

送付先機関は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。以上。

○議長（青木悦子）

ただ今総務常任委員会委員長から、採択すべきとの報告がありました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。はい。12番、鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

今の委員長報告で、意見書を一部訂正をして提出するという説明がありました。その提出箇所の説明をお願いしたいと思います。すいません。訂正箇所の、すいません。

○議長（青木悦子）

大塚委員長。

○総務常任委員会委員長（大塚昇）

訂正箇所は、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願とありましたが、先ほど申しあげましたように、処遇改善加算は事業所に改善に繋がらないとことでしたが、とあります。処遇改善加算は、これを入れて意見書として出すということになりましたので、そういうところが違うと思います。以上。

○議長（青木悦子）

はい、よろしいですか。

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑がないようですので、質疑を終了します。

○議長（青木悦子）

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。

委員長報告のとおり、請願を採択することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。追加議案がありますので、ここで暫時休憩をし、議案を配布いたします。

ここで11時20分まで休憩といたします。

…………… 休憩 ・ 午前11時 6分 ……………

…………… 再開 ・ 午前11時20分 ……………

令和7年第1回鋸南町議会定例会追加議事日程〔第4号の追加1〕

令和7年3月14日

追加日程第1 発議案第2号 訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書（案）について

◎追加日程の決定

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

ただ今休憩中に追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配布漏れなしと認めます。

ただ今提出されました発議案第2号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

追加日程第1、発議案第2号、訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書案についてを議題といたします。

職員をして議案の朗読をいたさせます。加藤事務局長。はい。加藤局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

発議案第2号、訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書案について。上記の議案を別紙の通り、鋸南町議会会議規則第14条の規定により提出する。令和7年3月14日提出。提出者、鋸南町議会議員、大塚昇。賛成者、鋸南町議会議員、竹田和明。賛成者、鋸南町議会議員、秋山柳三。賛成者、鋸南町議会議員、柴本健二。賛成者、鋸南町議会議員、中村基。鋸南町議会議長、青木悦子様。以上でございます。

○議長（青木悦子）

本案につきましては、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、大塚議員。はい。9番、大塚昇議員。

○9番（大塚昇）

発議案第2号、訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書案については、私の他4名の総務常任委員の賛成を得て提案したものでありますが、提案の趣旨を申し上げます。

3月6日の本会議において、令和7年第1回定例会、請願第1号の審査が当委員会に付託され、3月7日に委員会を開催して表決に至り、先ほど採択することを決定いただきました。委員会審査では、請願書に記載のとおり、訪問介護の報酬が都市部を含めて算定されており、鋸南町内での訪問介護従事者は、自動車を利用してはなお移動に多くの時間を要し、移動にかかるコストも軽視できない状況であり、地方の訪問介護事業所はその経営が成り立たないことは明らかとの結論に至りました。つきましては、移動に要する時間や距離、その手段も考慮した算定を求めるべきであり、意見書を提出すべきとの表決をいたしました。請願書に添付されておりました意見書案に、地方における実情を踏まえた修正をしておりますので、意見書（案）の朗読をもって、以下の趣旨説明とさせていただきます。

訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書案。

訪問介護は、施設介護とともに要介護者やその家族にとってなくてはならない介護保険サービスになっている。特に地方には、十分な施設がないこと、また住み慣れた自宅での介護を希望する声が多いことから、訪問介護の重要性が増大している。そのような状況にもかかわらず、厚生労働省は3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬を2024年4月から2～3%も引き下げた。これについて衆議院厚生労働委員会

（2024年6月5日開催）は、全会一致で、改定の影響について、介護事業者等の意見も聴きながら検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金の改善等について検討し、必要な措置を講ずるべきだとしている。引き下げの理由は、訪問介護サービスの利益率が他の介護サービスに比して高いからとされる。しかし、都市部の一部の大手介護事業者や集合住宅小規模多機能型居宅介護事業者が全体の利益率を引き上げているのが実態だ。訪問介護事業者や各団体からは、事業継続が困難だとの切実な訴えが寄せられている。訪問介護事業者の約4割は赤字（厚生労働省）であり、2024年の訪問介護事業者の倒産や休廃業・解散件数は、529社（前年427社）に急増している（東京商工リサーチ）。

処遇改善加算の拡充により事業者の負担が軽減されたとの見方があるが、処遇改善加算は事業者支援ではなく、介護従事者支援であるから、事業者の軽減にはならない。現場の介護従事者の人手不足も深刻だ。介護人口が増加する中、従事者の業務負担が増す一方、介護従事者の賃金月額、全産業平均を約7万円も下回っている。昨今の物価高騰や業務負担の増大を考慮すれば、賃金月額を最低でも10%（2万円）程度引き上げることが不可欠だ。よって、国においては、早期に訪問介護の基本報酬の再改定（増額）及び介護従事者の処遇改善加算の増額改定（最低でも2万円程度）を行うよう求める。さらにその財源は、既に過重となっている自治体や被保険者に求めるのではなく、国庫負担とすべきだ。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。

以上、趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同をお願いいたしまして、提出者としての説明を終わります。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより発議案第2号、訪問介護基本報酬と処遇改善加算の増額を求める意見書案について、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、質疑を終了します。

○議長（青木悦子）

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終了します。

○議長（青木悦子）

これより採決を行います。

原案に賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（青木悦子）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって令和7年第1回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 3 0 分 ……

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和7年7月31日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 東 愛 乃

署 名 議 員 大 塚 昇